

食糧物資の急送は、飢餓に瀕せる罹災者救済の第一歩なりとの趣旨で、本縣に於ては、未だ聯合事務所の陣容整はざる時、焦眉の策として、汽船天祐丸を備入れ、食糧品・衣類等約三千四百點を満載して芝浦に急航した。出帆に際して折柄の悪天氣に遭ひ、空しく數日間を費し、十日出帆して、豫定の行動を了へ、十九日、罹災縣民百五十名を收容して歸縣した。

第四 衛生材料の送付

内務省の依頼により衛生材料を調達し、九月五日、縣衛生技師附添ひて發送した。

第五 救護班派遣

本縣は日本赤十字社高知支部・高知縣醫師會・同藥劑師會の奮起を慫慂し、救護班を組織して、東京市に急派し、罹災傷病者の救護に努めた。

第六 歸還罹災縣民救護所

本縣は市役所・赤十字社支部・愛國婦人會其他と協力して、九月十一日より市外潮江棧橋に救護所を設け、罹災歸縣民の慰安救護に當ると共に汽船・電車・自動車の無賃乗車券を交付し、更に宿舍の提供・就職の紹介等に對して、遺憾なきを期し、同月二十六日同所閉鎖するまでに罹災歸縣者累計約八百五十人に及んだ。

第七 各團體の活躍

救護事務に對して、事務所員は勿論、物資の調達、輸送に當りては廳員奮つて其の任に努め、其他各郡市町村・赤十字社・愛國婦人會兩支部・慈善協會・在郷軍人團・青年團・婦人會・處女會・各種宗教團體等、同胞救援に協力し、或

は救恤品・慰問袋を寄贈し、又は反物二萬反を僅々三日間内に着物に仕上げたる婦女子の勞役奉仕等があつた。

第八章 長崎縣

第一 應急的處置

二日大震災の報傳るや、平塚知事は、天機を奉伺し、又、皇后陛下 攝政宮殿下の御機嫌奉伺の電報を發した。縣下に於ては振古未曾有の大震災の爲に流言蜚語行はれて、民心の不安を招致し、且つ其の間奸商の暴利を貪る者なきを保し難いので、民心の安靜・暴利取締・義捐金募集等に關し詳細を指示した告諭的依命通牒を内務部長より島司郡市長に發し、以て舉縣一致此の大難に處すべき途を示した。又、縣内發行の各新聞社に對し、記事の掲載方に希望を述べ、其の諒解を求めた。

第二 取締事項

- (1) 流言蜚語の取締 斯る機會に際し、種々流言を流布し、民心の動搖を企つる者なきを保し難きに付、之れが取締を勵行せしめた。
- (2) 暴利取締 買占賣惜をなし、若くは不自然的に物價の引上を圖り、以て私腹を肥し、延て物資の配給を阻碍する者なきやう嚴重に取締を勵行せしめた。
- (3) 其他の治安維持 爆發物其他危険物の取扱に關しては、特に其の取締を嚴にすると共に、一般の治安警察に關

し、深甚の注意を拂つた。

(4) 軍隊との協調 管内の治安維持又は動員下令の際、準備等に付、金谷第十八師團長、有地第十八師團參謀長並に大村第二十三旅團長と打合を爲し、萬遺憾なきを期した。

(5) 食糧及醫療材料の在庫高調査 米・麥・罐詰・味噌・醬油・漬物・梅干・鯉節・干魚並に醫療機械の材料品にして震災地に供給し得べき數量調査を爲し、急需に應ずるの準備をした。

第三 救護

(1) 廳員派遣 震災地方に於ける被害状況を始め、治安取締状況救護状況等を視察すると共に、震災地との連絡を図る目的で、衛生技師・警部・警部補各一名宛を二日佐世保解纜の軍艦に便乗派遣した。

又、見舞品輸送監督並に救護事務打合せの爲め、五日發の長崎丸、七日發の小笠原丸に各屬二名宛を便乗派遣した。

(2) 救護隊派遣 赤十字支部をして救護班を組織せしめ、醫師一名・看護婦十一名・事務員一名を五日出帆の長崎丸に便乗派遣した。

更に七日防疫醫二名・囑託一名・防疫監吏一名より成る救護隊を派遣した。
尙、長崎市及佐世保市よりも夫々救護隊を派遣した。

(3) 見舞品の寄贈 本縣は震災地を去る遠隔の地に在り、且つ縣内の物資豊富ならざるを以て、物資の輸送は差控へ、寧ろ義捐金の募集に全力を注ぐ方針であつたが、恰も日華連絡船長崎丸が發せられて、五日當港出帆震災

地に向ふ事となつたので、急遽左の物品を買集めて輸送した。

大根漬	四一九樽	沃度丁幾	一〇〇キンド
梅干	三〇樽	檢温器	一〇打
味噌	一八二樽	絆瘡膏	五〇罐
辣韭漬	一七四樽	木綿	九〇〇匹
醫療品	二六箱	ガ―セ	二、四〇〇反
内譯		脱脂綿	一六〇貫四八
		油紙	一〇〇箱

更に七日、遞信省ケーブル船小笠原丸が、本省の命に依り、當港解纜震災地に直航することとなつたので、第二回見舞品として左の物品を買集め輸送した（同船は門司港に寄港、名瀬丸及大義丸に積換へた。）

玉葱	三〇二叭	干鰯	七、三一二斤
馬鈴薯	九八六叭	煮干鰯	三、九二〇斤
水産物	九一一梱	縮緬煎子	二、五八二斤
内譯			

猶、長崎市より前後二回に互り菓子・罐詰・水産物等を輸送し、佐世保市よりは見舞品の代りとして現金一萬圓を携へ、収入役を派遣した。此の外、本縣下に於ける公共團體・各種私護團體に於て、各種の慰問品を募集輸送した。

(4) 義捐金品の募集 義捐金品の募集は、縣並に各島郡市主催を以て之を行ひ、現金は縣に於て取纏め、現品は島

郡市より直接被害地に輸送することとし、協力一致募集に努め、九月末日に於て義捐金約四十萬圓に達した。

(5) 私設交通機關に對する無賃輸送方交渉、縣下私設軌道會社、汽船會社等に對し、震災地に輸送すべき救護品、救護員並避難民に對し無賃輸送をなすやう交渉して之を實行した。

(6) 避難民の救護及慰問 六日以来震災地より本縣下に避難し來る罹災民漸く増加の傾向にあつたので、縣下官私鐵道沿線の郡市長に對し、各驛所在地市町村に於て救護上遺憾なき施設をなさしむるやう督勵したる結果、青年團・婦人會等各種團體の活動を見るに至り、辨當茶菓・慰問袋等を贈與し、負傷者に對しては醫療救護を施し、下車する者に對しては必要に應じ人力車・自動車等の無賃提供をなし、或は無料宿泊せしめ、或は就職の周旋を爲す等救護慰問に努めた。

(7) 外國避難民の救護慰問 外國避難民にして鐵路に依る者に對しては、各驛に於て前述の救護慰問をなすの外、更に其の宿泊所を訪問し、海路に依る者に對しては便乗船寄港の都度、知事代理並に愛國婦人會等より慰問し、以て國交上遺憾なきを期した。

外國避難民中最も同情すべきは支那人であつた。支那避難民は、其總數實に一千名の多きに達したので、支那領事館と協力し、長崎市内に於ける支那小學校・寺院・支那旅館等に分宿せしめ、在留支那人及有志の寄附金に依つて滞在中の救護に遺憾なからしめ、更に之が本國輸送に關し、關係官廳及汽船會社等に數度の交渉を重ねた結果、二十日發エムプレス・オブ・ロシア號にて百五十六名、二十一日發の近江丸にて二百十五名、二十四日特に支那避難民輸送の爲に廻航した千歳丸に五百一名、二十七日發大洋丸に二十名、十月十日山城丸にて四十一名を便乗

せしめ、漸く全部の輸送を終了した。右支那避難民滞在中に於ては、特に衛生状態に就き懸念し、毎日濟生會醫師を派遣し、縣衛生課に於ても傳染病の豫防に深甚の注意を拂つたが、終に數名の赤痢患者と一名の死亡者を出したのは遺憾であつた。

(8) 依命通牒 九月七日臨時震災救護事務局よりの命に依り、震災地より發する救護事務に關する電報は、本縣より九州各縣に傳達することとなり九月十八日迄繼續した。

第九章 新 潟 縣

第一 震災直後の措置

京濱地方大凶變の報が本縣に傳はつたのは當日の夜陰であつた。然しながら詳情を得るのは容易なことではなく、ただ各新聞社の發する長野方面よりの斷片的情報や、新潟縣測候所の無線電信に感ずる概報やに依つて、慘害の甚だしいことを髣髴し得たに過ぎない。皇室の御動靜すら苦心に苦心を重ねて二日夜に至り僅に栃木縣知事の回報に依つたやうな次第で、取敢へず縣下赤倉温泉に御滞在中の久通宮殿下に御報告申上げたことであつたが、兎に角、救援の一刻も猶豫が出来ないことを感じ、直に食糧輸送の準備に着手すると共に、狀況を視察す爲めに保安課長其他を二日午後の列車で急派し、尙取敢へず米五萬石を輸送する旨を東京府其他へ電報した。

第二 臨時出張所の設置

(1) 東京に於ける本縣出張所

三日になつても詳報に接せぬが、兎に角此際に處するには取敢へず罹災地に縣の出張所を設けねばならぬといふことで、同夜千葉内務部長をして理事官・技師二名、屬・技手、書記等十九名・運轉手二名、大工及人夫五十二名を引率東上せしめた。

事務所の設置 一行は四日午後田端驛に到着し、事務所を王子瀧野川第一小學校内に開設し、千葉部長事務所長となり、理事官及技師副所長となり、庶務・用度・救護・巡回救護・情報・通信・會計・運輸の八係に部署を定めて直に活動を始めた。

支部の設置 五日芝公園内なる新潟縣人會事務所と打合す所あり、同會と連絡する必要を認め、即日支部を茲に設置した。新潟縣より縣人の救護の爲め出張所を設けたる旨を知らせる爲め、市内到る所に張札を爲し、縣人の安否を調査すると共に、一面本部及救護局より食糧の配給を受け、芝公園の避難者に對し縣人と否とを問はず炊出を爲し、且つバラツクを建設して收容所に充てた。

救護事務局との連絡 千葉部長は此際縣の物産を以て救護品と爲すには如何なる品種を適當とするかといふことを救護當局に問合せて之を縣に急報し、極力之が蒐集輸送に盡力ありたき旨を申送つた。無慮十萬人の横死者あり之を處置するに需を要すとの照會の如き、實に悲痛の極であつた。

救護班の活動 八日縣出張所は取敢へず瀧野川役場に交渉して白米及玄米の供給を受け、更に係員携帯の食糧をも割き飲料水をも添へて田端驛前に炊出場を急造し、次で救護局より白米の供給を受け、日暮里驛にも炊出場を増

設し、一般避難者に對して應急の給與を爲し、一面日夜殺到し來る縣人歸郷者に乗車の斡旋を爲す等、係員は連日連夜の活動を續けた。殊にかよわき縣出身工女連が數十名數百名伍を爲して歸國せんとした際の如き、懇切に斡旋して秩序を保たしめたので、一名の怪我人もなかつたといふことは、驛員達も賞讃した所である。當時縣下小出の青年團は日暮里驛に、小千谷の青年團は田端驛に、何れも出張所員を幫けて活動し、或は自己携帯の食糧を分與し、或は飲料水の供給を爲すなど、感すべき行動に出でた。

運轉事務の開始 運輸機關の能力がらざりし當時、縣より縣事務所宛にて送付し來る救護品の整理運搬には實に非常なる苦心努力を拂つた。其の一端を挙げると、列車到着毎に吐出する物資はホームに山積する状態で、一々當局係員の措置を待つてゐては到底之を受領配給することは出来ないで、縣から應援に來てゐた古志郡西谷村、中蒲原郡龜田町兩青年團の活動に依り、事務所備付の自動車で格納庫に運搬し、遲滞なく處理するを得た。殊に本縣發送の物資は非常に多量なので、一層の苦心努力を要した。更に海運に依りて齋らす縣艦裝の松山丸及第三古志丸は救護品を満載して十三日芝浦に入津したが、當時芝浦は全國よりの船舶が幅濶してゐて、其到着順序に依つて荷揚を爲すに於ては恐らく十日間も待たねばならぬので、苦心してゐた處、恰も好し縣下新發田聯隊の木村大尉が數多の在郷軍人を引率して來京したので、之に交渉して二百名の出勤を得、僅か四日間で荷揚を了へたやうな次第で、大尉一行には深く感謝する所である。

巡回救護班の活動 罹災地には越後出身の者が非常に多く、夫等の救護、歸國者に對する斡旋、行衛不明者の捜索、國元との通信の世話等を爲すの極めて急務なるを認め、乃ち巡回救護班四班を編成し、各班三名づつにて各方

面に出動し、親切に任務に従事した。

其の區域は左の如くである。

- 第一班 田端、上野公園、池之端、帝大構内、日暮里
- 第二班 浅草公園、南千住驛前
- 第三班 日比谷公園、丸之内、中央停車場

- 第四班 新宿方面
- 支部 芝増上寺附近、目黒、恵比壽、代々木、品川大崎
- 方面、澁谷方面

各班は毎日各避難地に出動すると共に、市内外の大工場にして越後人の勤務し居るらしき所は悉く慰問して救護を爲し、到る所で感謝を受けた。

情報係の活動 今回の如き大災禍に對する救援方法に關しては、常に他の活動振をも觀察して採長補短に努めなければならぬと思ひ、各府縣各方面に亘つて觀察を爲し報告を受け、大に参考となつた。其他救護品や飲料水の如き、何れに行けば得られるかといふことや、何れの方面には避難者が何程居るか、縣民が居るか居ないかといふことも探知し、炊出しの如きでも初日には玄白兩米の混合飯であつたが、翌日からは逸早く白米飯で出すやうにしたのも此係の働きで、給與を受けた者の喜は非常なものであつた。

宮内省へ御用米の献進 本縣は産米國であるので、飯米の供給に就ては極力努力したが、當時洩れ承る所に依れば長き邊でも玄米を用ゐさせられたさうであつたので、十七日出張所副所長は宮内省に出頭し、白米献進の願を差出し御用濟となつた。之は本縣の深く光榮とする所である。

(2) 横濱に於ける本縣出張所

神奈川縣に對する救護が充分に行届かないやうな情報を得たので、横濱にも出張所を置くの議を定め、八日産業

主事として係員四名、人夫及大工若干名を引率し、バラック材料、食糧品及トラツクを貨車七輛に積込み出發せしめ、引續き之に配屬せしめた中蒲原郡西川村青年團員二十一名、岩船郡岩船町青年團十九名茲に運轉手五名は十日意氣軒昂、横濱救助に向つた。

本部の活動 右一行は十三日横濱に到着、直に花咲町瓦斯局跡にバラック建の出張所を建設し、十四日には標札を掲げ、市内各所に張札を爲すや、縣人罹災者は續々來訪して、恰も地獄で佛に逢つた如くに色々な希望を述べた。係員は殆ど寢食の暇もなく之に應對し、歸郷の斡旋・通信代辨・職業紹介・入院斡旋・食糧其他必要品給與・安否調査・給水・宿賃等懇切に世話をした。

トラツクの活動 輸送したトラツク五臺は運轉手とも縣廳及市役場に提供し、十四日より二十日まで七日間輸送に従事した。輸送機關の殆ど全滅した土地のことで、大に重寶がられた。

青年團員の活動 派遣した二團四十名の青年團員中、十名は毎日市社會局に出動して配給の事に没頭し、二十名は前記五臺のトラツクに分乗して貨物の運送積卸に従事し、残り十名は罹災民の調査及通信事務に従事し、時には皆々總掛りで屍體の發掘に従事する等、殆ど寧時なく社會奉仕の赤誠を發揮した。

浴場の公開 罹災以來罹災民は殘暑の砌でありながら、用水缺乏の爲めに洗面さへも爲し能はぬといふ状態にあつたので、事務所では近傍に簡易な浴場を設らへ、之を無料で公開した。七日間の浴者は四百二十餘名を算した。搜索隊の活動 行方不明者搜索の爲めに青年團員二名宛搜索班二組を常置した。家族の安否を氣遣つて彷徨しつゝある人々を伴ひ、毎日荒寥たる燒跡を踏査搜索して、安否を確め、避難所を探つて、安心を與へた。其の總數は

四十餘名に達した。

食糧品の救恤 九月二十日出張所を引揚げるに際し、剩餘食糧品を成るべく有效且公平に配給するの必要を認め市役所並に縣人會幹部立會の下に、トラック五臺に分載して市内並に川崎町方面に巡回を爲した。

其他の社會奉仕 市に大工數名を提供して收容所の建設を助成し、荷車三臺を提供して救恤品の輸送を助け、又トラックに通勤者を便乗せしめて郊外との往還に便を與へなどした。

九月二十日横濱出張所閉鎖と共に事務所及宿舍に充てたトラック其他を神奈川縣に寄贈した。

第三 物資輸送及之が手配

二日、縣産米五萬石輸送の計畫を樹て、即夜縣下の大地主六十餘名に對し、電報を以て夫々依頼する所あり、同時に應員十數名を各郡に急派し、郡町村當局と連絡を採つて調達に努めた。各地主は災害の甚大なるに驚き、何れも深甚なる同情を寄せ、此際價格の如何は論ずる所に非ず、奮つて買収に應ずべき旨を返電して來た。然し乍ら五萬石の蒐集には多少の日數を要するので、取敢へず近くで蒐め得た千三百石の中千石を東京に、三百石を横濱に送ることとし、同時に味噌・醬油・鍋・藥罐・澤庵・木綿等を集め得るだけ集めて、五日兩地に向け發送した。引續き保員は青年團・在郷軍人等の援助を得て晝夜を分たず活動し、殊に全部精白することとなつたので、非常の繁忙を極め、就中主産地たる北蒲原郡の如きは郡長自から陣頭に立つて農家子弟の大動員を行ひ、所在の發動精米機を徵發して各停車場附近に据付け、不眠不休の活動を爲し、俵裝やら積出やら殆ど戦時の如き光景であつた。斯くて或は汽車便に依り或は汽船便に依つて續々輸送した。九日事務局より食糧品は各地より十分の輸送ありたるに付送付方

を中止せよとの電報があつたので、三萬餘名の輸送で打止めとしたのであるが、それでも尙輸送は九月三十日までかかつた。

木材及薪炭等に就ても在高を調査し、輸送の準備を調べてゐたが、之は特に輸送せず済んだ。

第四 諭告の公布

此際縣民一般に對し、其の周知すべき事項と覺悟とを示し、尙民心動もすれば安定を缺かんとするを憂慮し、七日より諭告を發した。其一節を掲ぐれば左の如くである。

『此未曾有の震災に對し國民が全力を傾注して罹災民に對し物質的に又精神的に之が救護の任に當るべきは人道本然の責務なりとす』

『今回の殃禍は其の範圍廣汎に其の程度亦極めて深刻にして舉國官民の協力に俟つにあらざれば其の復舊は蓋し容易の業に非ず縣に於ては全幅の力を傾倒して之が救援の事に従ふの覺悟なりと雖も縣民各自に於ても亦此際特に事相に鑑み人道の大義に立脚し一粒の細半錢の微と雖集めて以て急を救ふ底の同情と義侠の精神とを發揮し一般社會に對する至誠奉仕の實を體現する所あらんことを望む』

第五 救護班の派遣

救護班派遣の準備整ひ、第一班として醫員二名、看護婦十名、新潟市青年團員二十八名、書記・巡查各一名、第二班としても略同様の員數を以て組織し、七日出發、八日午後日暮里驛着、東京の救護は略々手廻りたるも、横濱方面未だ手廻り兼ねとの情報を得たるに依り、二班とも横濱に入り、更に縣事務所の命に依り、横須賀の救護に當るこ

となり、第一班は同市不入斗に、第二班は大瀧埋立地に治療所を設置し、十一日より二十三日迄活動を続け、震災に因る外傷三百二十二人、外科的疾患五百七十五人、内科的疾患五百五十人、其他百十七人に手当を施した。二班とも所屬の青年團員は、治療所の手傳を爲す外に、焼跡の整理・死體の發掘・水道復舊工事、其他の勞役にも従つた。

第六 赤十字社支部の活動

赤十字支部では前後三班の救護班を派遣した。第一班は醫師以下十一名で三日出發、瀧野川小學校に本據を構へて、患者二千八百四十五名に接し、其後十月一日よりは横濱に轉じ、本牧貿易學校で治療に従事した。第二班は十二名で五日出發、直ちに横濱に入り、掃部山に天幕病院を開き、二十二日第三班と更替する迄に患者千六百七十三名に接した。

第三班は十名で、九月十九日出發、横濱掃部山で第二班の後を引継ぎ、十月二十三日迄活動した。

縣下へ避難して来る傷病者の爲めに、各地々元の醫師・看護婦に臨事救護員を囑託し、四日より各主要驛に於て治療を始め、二十五日新潟驛を最終として引揚げた。其間に取扱つた患者数は總計三千七十一人に達した。驛での治療のみならず尙引續き治療を要する患者の爲めには、縣醫師會と協定の上、治療券を發行して各地に於て無料で治療せしむることとした。其患者数は九百五十八名を算した。其他本部より電命に依り、衛生材料數多を調達して送付した。

第七 愛國婦人會支部の活動

愛國婦人會支部では、變報を得るや直に各郡市幹事部長に通牒を發し、左記事項の實行に着手した。

1. 罹災者の歸縣せるものに對しては、一人一回三十錢位の飲食物を給すること。
2. 罹災歸縣者にして死亡したる向へは金十圓を弔贈すること。
3. 歸郷旅費に窮する者へは之を給與すること。

罹災地に救恤する爲め、第一回寄贈品として單衣七百三十六枚を調製し、下駄六百四十九足と共に之を東京本部に送り、第二回として拾千五百枚を、第三回として下着用單衣二百三十七枚を調製して何れも送つた。之が裁縫は數多の會員が連日深更に至るまで従事した。更に第四回としては縣下へ歸還した罹災者を賑はす爲め綿木棉表地裏地共二千反、棉六十匁入一千包を、各郡市幹事部の手を経て給與した。

各郡市幹事部に於ては、幹事部長、幹事以下各驛に出張し、他の救護團體協力して、晝夜を分かたず慰藉救護に盡くした。十月二十日迄の救護人員は一萬四千七百三十七人を算した。

第八 篤志看護婦人會の活動

篤志看護婦人會支部では、繻帶調製に着手し、木綿五百反を購入して、支會長・副長以下赤十字社支部に集合して晝夜調作に従事し、十五日之を送付した。更に引續き五百反を以て製作し、十月九日に發送した。別に古着類を蒐集して送付した。

第九 青年團・在郷軍人會等の活動

郷里出身者の安否調 越後の出稼人は東京府に五萬七千人、神奈川縣に七千人の多數を算し、尙本縣出身者で東京に永住する者が二萬餘人もある。此等の在郷家族親族等は、何れも遙かに南方の天を望みて血縁骨肉の身上や如

何と、一刻も安んずる能はざるの實情にあるので、北魚沼郡小出町在郷軍人會、同郡小千谷町青年會、中頸城郡及高田市青年會を始め其他各町村の青年團は、何れも相率ゐて上京入濱し、萬難を排して郷人の安否を探り、其の旨を速報したのであつた。

信越線・磐越線を始め各私設鐵道沿線の市町村青年團員・在郷軍人會員等は、何れも驛に出勤して、避難者の降車乗換等に際し、極力慰藉的活動を爲し、又通過者に對しても慰藉給與を爲した。

義捐金品の募集に關しては、市郡町村の當局を助けて盛に活動し、自己も率先して義捐を爲した。

罹災地に於ける救援に就ては、勞力奉仕を申出づる團體が尠くないので、縣は通牒を各郡市に發し、勞力奉仕團の組織に關し指示する所があつた。是に於て各郡市に於ては、凡そ三十名宛の一箇團體若くは二箇團體を組織し、總計約一千名の團員出勤の準備は成り、其中既に先發した團體もあつたが、後に至り、震災地の勞力は過剩に付、青年團の出勤は見合はせられたき旨救護事務局より電報があつたので、遺憾乍ら悉くは出勤しなかつたけれども、尙ほ内務省衛生局救護班附として二團體五十九人、京濱に於ける本縣救護事務所附として四團體八十人、救護事務局交通部附として八團體二百四人、合計十四團體三百四十三人の團體の出勤を見た。此以外自發的に出京した團體もあつたやうである。此等は何れも同胞相憐の至誠を發揮して最善の努力を爲した結果、當局・關係町村及罹災民より溢るる計りの謝意を拂はれ、歸郷に際しては夫れ／＼鄭重なる感謝状を受けた。右の中、救護事務局交通部附の二百四人は、横須賀線吉岡隧道の復舊工事に従事し、日頃慣れざる土工の勞務を爲し、危険を冒し、窮乏に堪へて、一意専心努力の結果、遂に二十日まで同隧道を開通せしめた。

縣下に於ける青年團員・在郷軍人の勞力奉仕も目覚ましきものがあつた。例へば中蒲原郡五泉町在郷軍人分會員は千五百俵の米を二時間以内で汽車に積込み、同郡の青年團員三百名は一里餘も隔つた倉庫から二千俵を搬び出して三時間以内で汽車に積込んだ如き奮闘には土地の者共も皆驚いた。

第十 中野財團の活動

本縣の出身者及出稼人の京濱に住するもの非常に多いので、中野財團では之等の安否を詳かにする爲め、特に一萬圓を支出して罹災者消息調査通信部を設置すべく縣に申出があつた。依て縣では此事務を京濱に於ける縣の救護事務所内に於て取扱ふこととし、縣社會課と連絡を保ち青年團員八十名をして事務所監督の下に活動せしむることとした。

斯くて本部長は自動車二十臺、露營用具及食糧を用意して十一日出發、直に芝公園内の新潟縣人會と連絡を保ち、都下の大新聞に此旨を廣告すると共に、各所に宣傳を爲し、取敢へず十九日までに東京三百七人、横濱百九人の消息調査を爲した。縣救護事務所は十九日限り引揚げたけれども、此事務は尙ほ縣人會内で繼續し、更に在京の縣出身大學生五十名の援助を得て一層の活動を爲し、豫期以上の成績を挙げ、三十日を以て一應閉鎖し、調査未了の分は縣人會に依頼した。

左に東京方面に於て依頼に依り取扱つたる縣人罹災者消息調査の結果を擧げる。

歸國せる者一萬六千七十六人、立退きたる者一千七百九人、バラック居住者三百四十八人、燒跡假居住者二百六十二人、壓死燒死者百三十四人、傷病者二百八十三人、生死不明百七十四人、無事避難千八十六人、調査不能四

千百二十七人、調査未了千百十四人、計二萬一千六百三人。
横濱方面では調査依頼者一千餘人中六百九十四人を調査し得た。

第十一 治安維持の施設

警部・警部補以下百九名の警察官と警員三名とを以て應援隊を組織し、保安課長之を引率して、十日上京の途についた。着京後は市内の各署に分属し、爾後續々送つた警察官と交代して、絶へず新鋭の警察力を保持して、戦時同様の活動を爲した。

震災當時、久邇宮御一家及東伏見宮妃殿下が縣下の赤倉温泉に御滞在であつたので、御警衛も申上げぬばならず、加之縣下には鮮人の出稼中のも二千六百餘名もあつて、動もすれば流言蜚語の對象ともならん處があり、之が保護も講ぜねばならず、其他人心の安定・暴利の取締等も爲さねばならぬ折柄一方警察力を震災地に割いた爲めに、縣下に於ける警察の多忙は實に非常なものであつた。

第十二 義捐金の別途募集

義捐金品の一般募集に就ては逸早く其の方途を講じたけれども、未曾有の大災禍に對しては尙事足らざるを憂ひ、更に資産階級を標準としたる義捐金募集の計畫を樹て、九月十五日縣市長を招集して其の意向を聴取し、次で管内の富豪十數名とも親しく談合を遂げ、其の快諾を得た。尙ほ縣所屬の官吏々員、學校職員全部は、何れも此計畫に賛し、各月俸の三分乃至一割(高給者は多率)宛を醸出することとなつた。

第十三 縣人救護委員部の設置

罹災後本縣内に避難して罹災民は、一時其の數七萬數千の多きに達したが、九月末でも尙五萬有餘現住してゐて其の大部分は自立の途立たず、空しく寒冷の襲來を啣つてゐるといふ實情なので、座視するに忍びず、依りて九月二十六日縣人救護委員部を縣廳内に設け、之が爲めに別に縣下に檄を飛ばして義捐金を募集し、一面避難者調査小票を作り、各警察官署をして管内を隈なく調査せしめ、貧窮者凡そ三萬五千人に對し一人二圓宛(小兒は一圓宛)、左の慰問狀に添へて贈與した。

此度の大地震に就て御災難にお遭ひのことを承りまして誠に御氣の毒に存じます。

ここに本縣下の人達の心づくしの義捐金の内から取敢へず御慰問として些少ながらお贈り致します。此温き同情をお受け下さるならば本懐に存じます。

追々寒冷に向ひますから御自愛の上一日も早くあなたの御幸福の恢復を祈ります。

臨時新潟縣人震災救護委員長 小 原 新 三

本委員部では、此際に於ける職業紹介所は、嘗に罹災失業者を救済するのみならず、一面地方の産業を振興することともなるといふので、之にも大に力を致すこととなり、縣下の會社・工場・商店等に對して求人開拓を爲し、一面新聞でも宣傳した結果、續々雇傭の申込があつて、其の數千八百名程に上つた。

本委員部では、縣内に落付いた避難者に對し、自營の途を得しむるの目的を以て、事業小資金貸付規程を定め、本人の希望書に郡市長又は警察所長の副申を附し、慎重に査定の上で貸付けることにした。貸付金額は二百圓以内、利率は年三分、月賦又は定期償還で一箇年以内に償還せしむるのである。此方法を始めて以來、恰も旱天に雨

雲を望むが如くに願出るものが續出し、既に之に依つて八百屋・飲食店・其他の小商業を始めたものも尠くないのは、實に喜ばしきことである。

本委員部は十月十五日更に東京及横濱に出張所を置き、罹災の縣人に對して縣内に於けると同様の取扱と爲しつゝある。

第十章 群馬縣

第一 攝政宮殿下の御下問

今回の大震災に際して本縣の救護は迅速且周到なりし爲め、攝政宮殿下より御下問を辱うし、本縣知事は九月三十日赤坂離宮に參内して、殿下に拜謁し、謹て御禮を言上し、尙ほ當時に於ける縣の活動狀況を書面にて奉答したるに、畏くも「斯く迅速に適當ノ處置ヲ取リタルハ満足ナリ」との仰せ有りたる旨入江東宮侍從長より傳達あり、縣民一同ひたすらは恐懼感激に堪へなかつた。

第二 救護計劃

(1) 大震災の第一報

大震災の當日本縣は幸にして何等の被害を認めざるも、震源地及被害地に就いては殆んど知る事を得ず、時を経過したが、同夜東南の空は赤色に映えたので、頗る奇異の感に打たれたが、誰一人として大震災の爲めに東京・横

濱の兩市が大震災に遭遇しつゝあるを知るものがなかつた。電信・電話は全部不通であつた當時であるから、唯東南の空を眺めて其奇現象を語るのみであつた。斯くして夜半に至る頃、東京電燈株式會社の専用電話は東京・横濱地方が大震災に續いて火災起り、目下火の手は八方に擴がり未曾有の大震災となりて其の凄慘名狀すべからざるものありとの報を馳るげに通じたと相前後して新聞紙の號外は慘狀を傳へて此に初めて大震災を知るに至つたのである。

(2) 救護に關する協議

此飛報に接したる知事は、夜半直に登廳して、内務部長・警察部長以下各課長の非常召集を行ひ、更に前橋市長・縣會議長及前橋市内四新聞社長を招致して救護に關する協議會を開いた。時に二日午前〇時半である。同一時半には救護に關する折合及狀況調査の爲め内務部長外三名を自動車にて東京に急派し、更に縣下各郡市長警察署長（利根・吾妻を除く）に急遽出縣を命じたるに、二日未明には悉く參集したので左の事項を決して、活動期に入つた。

- (一) 大震災群馬縣救護團を設け、縣廳内に之を置き、知事以下官民一致之に當る事。
 - (二) 義捐金品の大募集を開始する事。
 - (三) 糧食は出來る限り多量に蒐集し、最も迅速に之を京濱方面に送る事。
 - (四) 有力なる救護班を多數組織し、出來る限り迅速に被害地へ出勤せしむる事。
- 郡市長警察署長の參集に先ち、廳内判任官以下は參集して左の事項を決した。
- (一) 縣内に於て調達し得る限り各種の自動車を備上げる事。
 - (二) 白米・食パン等の食糧を出來得る限り多量に蒐集すると共に、玄米の精白パン製造を極力奨むる事。

(3) 郡市役所の協議

郡市長の協議會の進行に伴ひ、直に電話を以て郡長は各町村長を、市長は市會議員及有志を各郡市役所に招集する様通じ、協議會終了するや歸郡して協議の上活動を開始した。

(4) 内務部長一行の活動

二日午前一時半東上の途に就ける内務部長の一行は埼玉縣廳に立寄りて概略を知り、更に内務省の立退先を確め直に浦和驛より鐵道電話を利用して高崎驛前の派出所巡查を通じて概況を報ずると共に救護班の派遣、糧食の輸送に全力を盡すべきの急務なるを復命して東京に向つた。入京すれば黒烟は尙ほ濛々として火焰は天に沖し、避難者は右往左往するの慘狀を見つつ内務大臣官邸に到着して、内務大臣・警保局長・社會局長官・地方局長・東京市長等と會して救護の打合を爲し、先づ警察官二百名の急派と救護班の出勤・糧食輸送を開始する事とし、同日午後八時頃に退京して翌三日午前二時歸廳した。

(5) 經費豫算

震災救護の關係諸費金六萬六千五百圓の追加議決を求め、九月二十日縣參事會で可決した。

第三 救護事務の處理

知事以下幹部は終始廳内の一室に於て執務し、九月二日早朝より爾來不眠不休の活動を持續し、同十七日に事務室は一先づ撤したが、事務分擔は解かず、依然として其の事務を處理し各員は専心に精勵した。

第四 救護班の派遣と避難民の救護

(1) 醫療救護班

醫療救護班は衛生材料を自動車に滿載して先發せしめ、一行は二日午後二時汽車によりて前橋を出發し、川口町驛以南は汽車不通なる爲め同驛に下車し、夜を徹して徒歩入京し、翌三日東京府廳に着して打合をなし、更に危険を冒して餘炎未だに消えざる本所・深川方面に赴いて五箇所の收容所を設け、各府縣に先立つて活動を開始した。九月六日一先づ歸縣したが、其の間千二百餘人を救護した。之れより先き青年團員を加へたる第二班は九月五日午前五時に前橋を發して東上し、警視廳救護班に合して小石川方面に出動従事し、九月十一日に歸縣した。

(2) 勞力救護班

縣下に於ける青年團員・在郷軍人分會員・消防組員を以て勞力救護班を編成し、郡市町村吏員・警察官を參加し、各自白米三升及作業用具を携帶して九月二日午後、前橋市救護班三班及佐波郡伊勢崎町救護班の出發したるを筆頭として、特殊勤務に依るものの外は九月三日までに全部出動したが、蓋し入京したる救護班の嚆矢であつた。該班は全部を通じて九十一班、總人員三千三百三十九名で、各班共東京府の指揮を受けて罹災者の救護・食糧品の輸送配給・避難所小屋掛・道路障害物の除去・死傷者の運搬・炊事・夜警・傳令・交通整理等の勤務に服した。此の他に任意出勤した救護班は十八班、人員三百五十一名である。

在郷軍人分會員は靖國神社境内の復舊・北白川官邸の復舊作業に従事し、靖國神社宮司より讃詞、宮家より鄭重なる御言葉を賜つた。(其出動人員は北甘樂郡分會三十二名、勢多郡分會二十八、名多野郡分會二十七名である。)

(3) 停車場の救護

高崎線の避難者は九月三日未明より續々増加し、列車の屋根・機關車等凡て乗り得る所に搭乘して、寸地を餘さざる状態であつた。此等の避難者は或は關西及長野・新潟其他北陸地方に赴くもの、或は本縣内の親戚知己を頼るもの、或は一定の目的なくして單に避難する者であつた。何れも極度の不安危惧に襲はれた上に、飢餓と疲勞とに悩まされ、病兒・負傷者・衣類なき者等も少くなかつた。高崎驛は東海道線を不通となつたがために、關西地方に避難するものは悉く通過する所となりたる上に、信越・兩毛・上越南諸線の分岐點であり、殊に列車の運轉不規則、發着不定時となつた結果として其の雑沓は名狀すべからざるものがあつた。東武線・信越線・上越南線の各驛はいづれも混雑が甚だしかつたから、本縣は各驛所在の市町村に對して應急の準備を整へ、各團體と協力して救護に従事した。

(4) 縣内避難者救恤

本縣内に避難せる者は四萬二千七百七十三人に達し、高崎・前橋・桐生の三市及伊勢崎・館林兩町は殊に其の數が多かつた。九月十三日より取敢へず救助を要する避難者に對して白米(一人一日平均二合四勺宛)味噌(一人一日平均二十勺)を九月三十日まで配給し、更に十月一日より無償配付を廢し、各郡市避難者にして救助を必要とする者に限り、白米三百八十五石六斗を配分し、一升金二十錢を以て廉賣することとした。

(5) 避難兒童の處置

本縣下に避難就學した小學兒童は總數二千五百十四人であつたが、此等に對しては授業料を免除すると共に各町村學齡兒童保護會をして學用品の配給・衣食の補給をなさしめた。又中等學校收容生徒は九十七人で、轉學手續履行まで聽講生として授業料を免除した。

(6) 縣内避難者の診療

本縣下の通過避難者には各驛構内にて診療し、更に縣内に避難した者に對し、高崎・前橋の兩市にては診療所を設け、縣廳勤務醫師・市醫師會員・藥劑師會員及看護婦會員をして無料診療を行はしめ、前橋市は九月十四日より、高崎市は同月十六日より同月二十七日まで續行した。其取扱數は新來患者三百七十八人、再來患者三百九十四人、往診四十三人、處方其他五十七人で、右以外の郡市では郡役所・警察署・醫師會共同して其の診療をなした。

(7) 職業紹介

縣は各郡市長に對して永住者の求職に關する訓達を發し、同時に各職業紹介所其の取扱方を促し左の如き成績を得た。

前橋市職業紹介所	高崎市職業紹介所	伊勢崎町職業紹介所	桐生積善會職業紹介所
紹介件數 一〇三	紹介件數 一四六	紹介件數 四六	紹介件數 四六
就職件數 六七	就職件數 六一	就職件數 二六	就職件數 二六
		(職業相談所として)	(別扱となし一五〇)

第五 救護金品の調達募集輸送

(1) 救護品の調達

九月二日農務課員・穀物検査所員は市内の穀商を招集し、白米の在高を調査して買上を協定し、又穀物検査支所長及縣内主要地の穀商代表を招致して米・麥の在荷高及震災地輸送可能見込高を調査し、買上價格を協定して、發送準備をなし、食パン・乾餛飩の調査を行つて前橋・高崎兩市及新田郡太田町の商店及製造者に調製方を命じ、數時間

を經ざる二日午前八時には市内より備上げた十四輛の自動車に米・麥・食用パンを満載し警官及前橋市消防隊・輸送係員分乗して『群馬縣』と大書せる旗を掲げて、第一回の救護品輸送隊を派遣した。同日午後東京本郷區駒込の岩崎別邸に着して之を引渡し、更に第二回は二日夕高崎・桐生・前橋の各驛より鐵道便にて發送し、其後は燈火材料・副食物・日用品を調達して急送した。

(2) 義捐金品の募集

郡市に對して義捐金品の募集を開始したるに、縣民の同情は頗る厚く、十月二十日までに義捐金は總額二十八萬五千六百四十五錢五厘に達し、義捐物品は白米・干鰯・パン・漬物・味噌・醤油其他の食料品見積價格五萬一千二百九十一圓餘、衣類二萬三千六十點、其他雜品二萬八百七十八點を算した。

(3) 救護品の輸送

本縣は逸早く救護活動を開始したが、高崎線及川口町驛以南全く不通となり、東武線は被害多大なる爲め完全なる救護施設を行ふ能はざるを以て、自動車と運轉手とを備上げ、ガソリンの貯藏少きを以て、之を民間より買上げ尙ほ遠く吏員を長野・新潟兩縣下に派遣して貨車二輛分を移入した。

自動車運輸は九月二日早朝より開始し、貨物自動車に食糧品・藥品・衛生材料等を満載し、醫員・警官・技術官・事務員・消防組員等同乗して陸續上京し、一日間の運轉臺數十九臺にして、二日午後三時には食糧品を満載した十四臺の一隊は罹災者の歡呼聲裡に東京市に到着した。

九月二日より十月六日までに備上げた自動車の延臺數は三百十三臺、此の外に縣有自動車乗用・貨物共延臺數百

八十臺で間斷なく東京と本縣廳との間を往復して輸送に従事し、復路は東京よりの避難者を乗車せしめて便宜を興ふる等周到なる手段を講じた。

鐵道に就ての當局に交渉し、貨車の配給を求めて交通至便の鐵道沿線の地方より及鐵道輸送をなし、不便の地方は自動車にて前橋に蒐集し、更に貨車又は自動車を以て震災地に輸送した。尙ほ川口町驛に事務所を設け、其後に蕨驛に変更して同驛より鐵道隊の自動車にて東京府市に送付し、次で荒川鐵橋復舊するに及んで田端に出張事務所を移轉し、九月二十二日まで事務を取扱つた。

第六 出張所の開設

九月十日より在京群馬縣人縁者救護の爲め、東京本郷駒込林町天台宗大學校内に群馬縣救護團東京出張所を開設した。

第七 各團體の活動

群馬支部の醫療救護班は三日午前六時に上野公園に到着し、直に東京美術學校内に於て同公園に避難せる罹災傷病者の診療を行ひ、更に本社の命に依りて神田須田町に移り、十日二十日までに外來患者延人員一萬一千三百六十八人・收容患者延人員千四百十九人（内助産二十一人）・巡回診療患者延人員千二百九十三人を算し、第二班は四日午前四時に上野公園に着し、深川岩崎公園に至り、焼残りの温室に於て診療を開始し、總數四千四百六名（内助産十二名）の患者を取扱つて、同月十六日歸縣した。

診療の外縣下に於て十月二十日までに金七千圓の義捐金を募集し、其他縣内に避難又は各驛通過者に診療を施し

且つ少年赤十字團を督勵して學用品を蒐集し、篤志看護婦人會支部は衣類其他の雜品を募集した。

愛國婦人會群馬支部は眞先に義捐金品の募集に着手し、十月二十日現在の義捐金總額は三千八百八十八圓四十錢、衣類・慰問袋・日用品・食糧品合計三萬一千七百七十九點に達し、一部は本部に他は縣内避難者に配給した。

第八 大工職及薦職應召團

九月六日、臨時震災救護事務局より埼玉經由にて大工職五十名召募の電命ありたるを以て、前橋市長を経て大工職組合に應募を交渉し、規律節制ある團體の組織をなし、名稱を群馬縣大工應召團と命じ、總員六十一名、團長・副團長を置き、總員を五班に分ち、各班毎に棟梁を配し、各自五日分の食料と金五圓其他日用手廻品を携へ、九月十日、前橋驛より出發し、救護事務局指揮の下に、明治神宮外苑内病院醫務室及芝公園日比谷公園内バラック建築工事に従事した。更に九月十四日、再び同事務局より大工二十人・薦職四十人の召募につき電命ありたるを以て、前橋市と交渉して、大工職は三十一名、薦職は三十七名、いづれも大工應召團と同様の組織にて、九月十六日上京し、大工應召團と共同して、いづれも作業に努力し、九月二十五日、一同歸縣した。

第十一章 栃木縣

第一 救援施設の準備

九月一日午前十一時五十八分、激動一震するや、山脇知事は直に日光御用邸に參候して天機竝に御機嫌奉伺を爲

し、係官の命に依り 陛下の御安泰に在らせらるる旨を宮内省に報告すると共に、東京地方の狀況視察の爲めに理事官二名を上京せしめた。

午後に至るや、京濱地方の被害甚大なるの報頻々として各方面より來り、一報は一報よりも甚だしいので、知事は直ちに部長課長以下廳員の非常召集を爲し、救護事務の計畫に就き會議を開き、夫々部署を分かち、徹宵にて活動を開始した。

第二 青年團救護班派遣

避難者の救護・物資の運搬及警備の任に當らしむる爲め、各郡市の青年團員を募り、縣・郡・市の吏員之を引率して出勤せしめた。其の第一回は二日、人員四百二十八名で、之を手始めとして出勤總回数九回、人員二千五百四十一名に達し、何れも三四日間づつ活動した。各員は何れも克く指揮者の命を守り、誠意を以て勤勞し、懇切を以て救護した。是れ畢竟各青年團が年來銳意して修養的施設に努め、適切なる訓練を爲した結果であらう。

第三 栃木縣救護事務田端出張所

救護事務の徹底とを期する爲め、三日夜より田端驛構内に縣出張所を設け、縣吏員及醫師・看護婦を出張せしめて、避難者を誰彼となく救護した。當時青年團員・軍人分會員・消防組員等多數上京し、何れも多量の食糧を携帯してゐたので、初めの程は取敢へず之を罹災者に頒與してゐた。斯くて日々殺到して來る罹災者に對し、或は食糧品を給與し、或は治療を爲し、或は乗車の便を與ふるなど全幅の努力を爲した。三日開設以來十三日閉鎖に至るまでに於ける救護成績は左の通りである。

頒與品消費高

玄米 三十俵 分配頒與す 白米 五十俵 同上 白米 五十俵 炊出して施與す 蠟詰 十ダース 分配頒與す

救護傷病者數

傷者 二百五十五人 病者 百八十七人 内死亡 一人

第四 縣出身罹災者相談所

罹災者の人事上、家事に涉つて相談事務を始めるの必要を認め、九月二十一日より田端の八重善館と上野公園内の龍玉亭との二箇所本縣出身罹災者相談所を開始し、市内人寄りの場所に其旨貼紙を爲し、尙新聞紙にも廣告して之が周知に努めた。斯くて閉鎖まで十五日間に千二百三十二人の縣人に對し夫々相談に應じ、或は物品を給與した。

第五 縣内避難者の救済

本縣は罹災地に近きよりして、罹災民の避難し來る者極めて多く、縣下の各驛は避難者を以て溢るるの混雜を呈した。依つて鐵道沿線の市町村當局は何れも逸早く驛前に天幕張りの救護所を設置し、在郷軍人會・消防組・佛教各宗聯合會・國粹會・青年團・處女會等が出動して力を協はせ、避難者の下車或は通過する者に對して食糧・湯茶を給し、衣類其他日用品を與へ、頼邊なき者・宿泊を要する者及傷病者に對しては、寺院・醫院等を開放して之を收容し、篤志家及富者は自宅を開放するなど、親切丁寧に慰問救護を爲した。尙青年團員・處女會員等は、縣内に落付いた避難民を戸毎に歴訪して慰問給與を爲し、市町村當局は避難者の實情に依つて配米を爲し、或は職業紹介の勞を執るな

ど種々の方途を講じた。

第六 義捐金品の募集と輸送

當局より從憑するまでもなく、震災の當初よりして、縣民中熱狂的に義捐金品を寄贈する者があつたので、直に係を設けて之を受理すると共に、郡市長に對して募集に盡力するやう夫々通牒を發し、且つ縣下の三新聞に募集文を掲載し、尙宣傳ビラ・立札等を爲して縣民の同情を喚起することに努めた。

義捐金品の應募額は左の如くである。

義捐金

義捐品

尙、日本赤十字社支部、愛國婦人會支部に於ては衣服類の蒐集に努め、二萬五千四百六十一點（內衣類二萬八百十六點、慰問品六百五十五點、雜品四千九十點）を得、下野新聞は義捐金品の募集を爲して得たる金一萬八千三百九十八圓三十一錢、白米百九俵を縣に委託したる外、各種公共團體に於て蒐集し、直接災害地に發送したものも多い。右の外、文部次官よりの通牒に依り、罹災生徒兒童に對する教科書及學用品の募集を爲して發送した。其の數量は書冊雜品取交ぜ二十二萬三千六百二十七點及三百八包に達した。

第七 救護物資の買上並輸送

罹災民救助に要する米穀其他生活必需品及建築材料等の供給に就ては、本縣は極めて便利の地位に在るので、或は率先して縣の發意に依り、或は其後救護事務局・陸軍省等の依頼に依り、應員多數を各郡市に派し、郡市吏員と

共に東奔西走し、極力買上を爲して之を輸送した。買上物資の輸送に就ては、輸送能力不充分の爲めに廻着意の如くならず、非常の苦心を費し、漸く九月十七日を以て發送の完結を告げた。

買上げたのは食糧品十六種此價格二百六萬五千九百六圓八十四錢、物資二十八種此價格十二萬九千三百一十一圓四十二錢、木材六十三萬九千八百九十圓七十錢、木炭十九萬六千九百二十五圓七錢、薪材一萬九千七百九十三圓七十六錢、合計三百五萬一千八百二十七圓七十九錢を計上した。

第八 救療施設

二日午後五時、縣は衛生課幹部員の召集を行ひ、救療班の出動準備に關して熟議を爲し、縣立宇都宮病院長・宇都宮醫師會長と交渉して醫師・看護婦・委員の手配を了へ、一先づ左の通り衛生救護班を組織して派遣することに決めた。

救護班十班、人員五十二名（内醫師十名、看護婦二十二名、藥劑師書記又は警察官二十名）

斯くて三日拂曉一時を先發に各班は續々出動した外、尙ほ内務省よりの電照に依り、九名の看護婦を派遣して、九月十二三日の頃まで、警視廳指揮の下に、市ヶ谷・田端・品川等の各所で救療に従事した。其他衛生救護材料の蒐集購入を爲して罹災地に送つた。

縣下金丸ヶ原陸軍廠舎に收容して、保護を加へつつあつた鮮人四百名に對しても、衛生班を常置して救療を爲した。

赤十字社栃木支部でも二班の救護班を組織し、一は東京方面、一は鎌倉方面に出動した外、宇都宮驛前にも出張

して避難者を救療した。

第九 避難來縣者の救護

二日夕刻頃より避難民が續々入縣して來たので、沿道各驛では役場員・在郷軍人・青年團員・處女會員等が連繫協力して、下車竝に通過する避難民の慰藉救護に努めた。其の九月二十五日までには於ける成績は左の如くである。

- 一、縣内に避難したる者四萬二千三百三十一人
- 一、右の内、公共團體其他に於て救護を加へ一定の場所に收容したる者二千六百二十四人
- 一、各驛下車又は通過の際、辨當・麵麩を給與し又は醫療を給與したる者十六萬一千四百十四人
- 一、引續き救助したる者四十一人

第十 應援警察官の派遣

警視廳に應援の爲派遣した警察官の數は警部一名、警部補一名、巡查四十二名であつた。尙同廳よりの依頼に依り巡查制服及附屬品を數多調達して送付した。

第十二章 奈良縣

第一 應急的處置

二日、關東地方大震災の報傳はるや、縣に於ては急遽廳員幹部の緊急會議を開き、直に天機奉伺、御機嫌奉伺を

爲すと同時に、罹災地慰問並應援の爲め、理事官以下五名を東上せしめ、一面、各郡市長に對し、義捐金品の募集に關して特急通牒を發し、又赤十字社奈良支部を督して醫員一名、看護婦二名を東上せしむるの準備を爲し、更に救護事務を組織的に遂行せんが爲めに事務處理規程を設け、事務分擔として總務係・庶務係・倉庫係・運輸係・物資係・救護係・警務係の七係を置いた。各係遂行事務の概要は左の如くである。

イ、總務係の事務概要

震災に因る通信機關不完の爲めに、各省及震災事務局より電報電話其他有らゆる方法を於て通報を受けたる事項中、各官公署其他縣民一般に周知せしむる必要あるものは、其都度之を縣公報號外を以て發布し、一面地方新聞にも掲載し、愛國婦人會及其他の私設婦人團體をして、縣に蒐集せる寄贈衣類・物品の整理・洗濯・補綴の事に當らしめ、避難者の來縣に對しては、奈良驛構内に救護所を設け、各婦人會及各寺院の僧侶と共に列車の發着毎に慰問救護の事に當らしめ、宿泊を希望する者は寺院に宿泊せしむる等、二十日頃に至るまで連日連夜活動せしめた。奈良驛通過の人員概數は二千五百人で、下車人員は百八十七名を算した。其他の各驛でも同様活動せしめた。

ロ、庶務係の事務概要

ア、救護金品の募集

大震災の悲報刻々に傳はるや、罹災民の救援することの急なるを認め、全縣民の同情を喚起して、金品を出捐せしむるの計畫を樹て、即ち印刷物五萬枚を作製し、縣下戸數二戸に付一枚の割合を以て配布し、同時に縣廳・郡市役所・町村役場等に於て義捐金品受領事務を開始し、三日、縣下の富豪三十一名、銀行會社の代表者百五十名に對

し、義捐金の醸出方を懇請するの外、六日、其の代表者十五名の昇廳を求めて相當出金方を懇請し、五日、郡市の主任者を縣廳に招集して募集に關する具體事項を協議指示した。斯くて各郡市町村當局を始め、青年團・在郷軍人會・婦人會、或は各宗教團體が東奔西走して勸誘した結果、縣民の同情は翕然として鍾まり、金穀物件を送納するもの匯を接し、十月二日迄に受領した金員は四十四萬三千六百六十六圓餘、物件は白米千三百七十九俵、梅干四百八樽、漬物三百八十二樽、野菜九百三俵、醬油十七樽、衣類八百十八包、慰問袋百四十六包、其他六百七十八個に達した。

ハ、救護費の支出

救護は常に縣民の同情出捐のみに俟たず、縣としても此際相當の救護費を支出するの必要を認め、九月五日、追加豫算十萬圓を急施事件として縣參事會に提出した處、全會一致を以て可決確定した。

ニ、物資係の事務概要

震災の報に接するや、縣では差當り縣費を以て白米千五百石及梅干七十樽を調達送付することとなり、白米は穀物検査所に命じて斡旋購入せしめ、九月六日第一回分として白米五百四十石を梅干及各郡市より寄贈に係る救護品と共に大阪港に輸送し、其の後數回に分ちて同様輸送し、海路罹災地へ廻送した。尙ほ罹災地に於ては箸及杓子の必要なることを認め、係員を吉野郡下市町に派し、割箸一百萬前、杓子六萬本を製造せしめ、十四日之を送付し、更に避難民の縣下を通過する者に寄贈する爲め、タオル及百枚を購入した。

三、救護係の事務概要

震災の報に接するや、二日急遽應員を召集して、救護方法に就き會議を開き、取敢へず物資の供給方法を講ずる

と共に、救護班を派遣することに決した。然るに當時東都の状況は混沌として知るに由なく、其の行路を何れに求むべきかに就き考慮せる折柄、幸にして驅逐艦葵が大阪に入港する由を耳にしたので、二日夜半、救護班を差向け、之に便乗せしめて、三日出發、四日正午品川に上陸し、直に警視廳及内務省と打合せ、本郷本富士警察署に於て救療事務を開始した。尙引續き第二救護班を組織し、四日出發アソックス丸にて大阪港出發、六日未明横濱港着直ちに市内各所に於て救療事務に當つた。第一班の活動期間は十七日間で、救療人員は外科百七十五人、内科九十九人、外に健康視察を行つた戸數八十八、人員四百五十名、延人員二千二百八十八人、第二班の活動期間は九日で、救療人員は外科二百五十人、内科八十一人、其他二十一人を算した。

ホ、警務係の事務概要

震災の状況を速知する爲め、三日、警務課員を上京せしめ、之と連絡を保ちて救療事務に遺漏なきを期した。

遭難者にして本縣下に職を求むる者に對しては、市當局と連繫して極力便宜を圖り、市内三條町淨教寺内に臨時職業紹介事務所を授けて其事務に執筆し、求職者四十八名中、三十五名を就職せしめた。

避來者の數を調査し、之が保護に任じた。關西府縣聯合救護事務所を大阪に設置するや、課員を出張せしめて該事務に當らしめた。震災地方に赴かんとする者に對し、一定の制限を設けて混亂を防ぐことに努めた。

第十三章 三重縣

今回の大震災は當日其の状況を知るに由なかつたけども、二日正午に至り漸く一部の情報に接して、其の災禍の大なるべきを察し、直に應急策を協議して左の方法を採つた。

第一 食糧品の調達

救援として焦眉の急を要するものは食糧であるので、二日、關係吏員を縣下各要所に馳せ、白米一萬石・澤庵千七百樽・梅干百樽・醬油百樽・味噌百樽・罐詰五百八十箱を調達し、何時でも發送し得るやうに準備して置いた。右白米の中四千石は商人の手に依り、六千石は在郷軍人會員・青年會員等の努力に依りて各農家より蒐集し、其の多くは玄米であつたのを、之を精白すべく督勵を加へ、晝夜兼行、僅々兩三日間を以て悉く之を白米にしたのである。

第二 縣吏の派遣

被害状況を調査して救援の計畫に資する爲め、二日警視廳各一名を東京に急派し、危險混亂の間に在つて可及的の調査を遂げ、警視は陸軍の飛行機に便乗して六日歸縣し、屬は汽車で八日歸朝し、何れも委細を復命した。

第三 縣費の支出

三日、急遽縣參事會を招集して、食糧品調達に要する通用資金五十萬圓縣費支出の件を可決したのであつたが、其の後状況に依り、二十二日更に縣參事會を開き、臨時救護費として、金九萬圓を支出するの件に變更し議決を了へた。

第四 諭告の發布

三日、知事は諭告を發して、此際に於ける縣民の心得方を諭し、同胞共済の精神を發揮して救援の途を講ずべき

ことを勧め、併せて商賈の暴利を貪ることを警めた。

第五 義捐金品の募集

一般縣民より義捐金品を募集せん爲め、五日知事は縣下の富豪並に主要たる銀行會社の代表者五十二名の會同を求め、今次の國家的大厄難に際しては、國民各自の自覺に依り、成るべく多額の金品を義捐して罹災者を救護すると同時に、七千萬同胞が一致協力して、速に帝都・國港等の復興を圖らねばならぬといふ趣旨を演述して、一同の考慮を促した處、何れも衷心より賛意を表し、即座に十數萬圓の義捐を申出る人もあつた。

斯くて義捐金募集の概文を起算し、縣下の各新聞は何れも無料で之を掲載した。一面又此日郡市長を招集して、此際十分の努力を爲すべき旨を指示し、尙ほ教育的見地よりして、縣下の中等學校生徒より一人十錢以上、小學校兒童より一人五錢以上を醸出せしめ、又縣廳關係吏員は何れも月俸額の百分の二以上を出金することとし、縣廳關係以外の各官衙も亦之に倣つた。縣民は義捐金品の募集を聞くや、何れも喜んで之に應じ、關係吏員を始め青年團員・在郷軍人會等も之に應援して蒐集に努めた結果、九月二十五日迄の總計を現金百十二萬三千三百九十三圓餘、公債證書及債券三萬五百十圓、現品としては白米二千五百俵、六百二十四呎、百五捆、玄米百三俵、衣類九百六十三捆の外、副食品・日用品・衛生材料等相當巨額に上り、總計の見積價格約二十萬圓に達した。

右の外、文部省の通牒に基く小學校の教科用古本十七萬五千七百六十四冊を蒐集し、尙ほ學用員を蒐集したのが十捆あつた。

第六 縣救濟會の設立

官民一致して救護の實を擧げ、特に義捐金品の送付配給等につき敏活周到を期せん爲め、關東地方震災三重縣救濟會を設立し、知事を會長とし、理事長・理事・評議員・書記等夫々組織を定め、縣官其他を之に囑託して、救護に關する一切の事務を取扱ふこととした。而して當初縣に於て調達した食糧品(前記)中白米二萬俵の外は總て救護會より寄贈することとし、更に第二期救護として、新調被服三萬人分、(此内一萬人分は縣出身者に配付することに特に諒解を得た)琺瑯鐵器十九萬六千三百個、番傘一萬本、タオル一萬打、腰卷六百人分、燐寸七捆、番茶一千貫、塵紙千五百五十一締、鯖罐詰二百三十箱、鯉罐詰六百二十三箱、鹽乾魚九十五箱外に十九貫、琺瑯質藥罐九千五百個を調達して夫々輸送した。

尙ほ既記の如く義捐金略々纏つたので、其内義捐金の配付及處分方法を左の如く決定した。

義捐金總額	約百十萬圓
收 入	
寄贈物品代	約二十五萬圓
千葉・埼玉・靜岡三縣へ見舞金	三萬五千圓
諸雜費	約一萬圓
計	約二十九萬五千圓
差引	約八十八萬八千圓
支 出	

右の内七十萬圓を震災救護事務局に送付し、殘金並に後日到着の分は必要に依り、縣人權災者救護に充て、其不用品は救護局に送付すること。

第七 縣出張所の設置

第四篇 道廳植民地及各府縣の救護

前記救護食糧品日用品等は、當初は汽車での輸送が不可能であつたので、總て船便に依ることとし、四日市港に集積して茲に縣出張所を設け、多數の吏員を派して日夜積込を爲し、幾分を輸送したが、十二日以来は陸路輸送の途が立つたので、日々貨車に積込んで輸送を了へた。

四日市港に縣出張所を置くと同時に、東京芝浦日出町にも縣出張所並避難者相談所を置き、所長谷口技師以下所員として十四名の縣官を派遣し、輸送品受渡・罹災歸縣者の取扱・縣人安否の調査及物品給與を爲すの外、一般罹災者の爲めに無料診療を爲し、十月二日を以て閉所した。縣人安否の調査及物品給與を爲す爲には東京市内に六箇所、横濱市に二箇所の配給所を設け、新聞紙に廣告し、ピラを配付して之を周知せしめた。斯くして以て縣人の安否を知り得たものが戸數四千九、人員一萬五千四百四十五人に達し、白米其他を給與した外、新調衣類の一萬枚も此際に悉く配付した。

第八 綿・蒲團綿・衛生材料等の調達送付

震災救護事務局よりの通牒に基き、綿二萬十六貫を縣下に於て調達したが、各商人は何れも利益を眼中に置かず、喜んで交渉に應じ、二千八十五捆に仕立て、十月十一日軍艦便で輸送した。

尙又同局よりの通牒に基き、蒲團綿二萬八千反を伊勢織物同業組合及松阪織物同業組合より購入し、九月三十日運艦便で輸送した。右兩組合も亦義侠的精神を以て少なからざる損失を忍び、當方よりの申込値段で提供した。

内務次官より依頼に基き、綿帯・晒木綿・脱脂綿・藥品等の衛生材料・其價四千六百十一圓餘を調達して送付した。之は後に本縣よりの寄贈品として取扱つた。

第九 赤十字社支部の活動

赤十字三重支部では山田病院に電命し、醫師四名・看護婦十五名・書記一名を以て救護班を組織し、之に縣衛生主事二名を加へ、七日分の食糧を携帯して三日早朝東上せしめ、次で四日看護婦十五名、書記一名を遣派し、爾後漸次交代して救護に従事せしめた。

第十 愛國婦人會支部の努力

愛國婦人會三重支部では各郡市委員部に通牒して會員の總動員を行ひ、青年會員・處女會員・在郷軍人會員の應援を求めて、白米一升以上或は其他義捐品の募集に努め、各戸を訪問した處、非常の好感を以て迎へられ、衷心の同情を以て穀品を寄贈し來り、白米三千四百三十俵、六百九十四叭、百三十五捆を筆頭として其他食糧品・日用品の數多を募集し得た。又罹災者の歸縣せる者に對しては、沿道各停車場附近に休憩所を設けて接待慰藉に努めたのみならず、其の生計困難なる者に對しては一人毎に被服及白米五升宛を給與し、其の數は千二百餘人に達した。

第十一 各種團體並に有志の努力

前記諸團體の外、縣下の各私設鐵道會社・汽船會社・自動車會社等は各驛よりの罹災歸縣者を無賃で其の行先きに送り届け、或は救護用品の無賃輸送を爲し、縣醫師會は罹災傷病者の無料救護を引受け、又各停車場・港津等に救護班を派し、其他各種の團體組合等が一齊に起ちて義捐的行動、救護的態度に出で、各商人が利害關係を離れて物資の需用に應じ、在郷軍人會員・青年團員・佛教會員等が滿腔の誠意を以て直接間接獻身的努力を爲し、中には進んで震災地に赴き、努力奉仕を爲したるもあり。津市在郷軍人會、尾鷲町在郷軍人會等が其の重なるものであつた。

團體のみならず婦人小兒に至るまで同心協力・同胞共済の實を擧げ、速に國家の損失を回復せんとする意氣精神は實に歎美に値すべきものであつて、此度の災禍に對しては殆ど縣を擧げて總動員を行つたやうな觀を呈した。

第十二 青年少年の實際的訓練

此の際、青年少年の教育に關しては、同情心・奉公心を發揮せしめ、事變に對して臨機の處理を誤らざらしむる爲め、各學校職員生徒は勿論、青年處女に對しても深甚の注意を與へ、訓練に努めた。即ち或は罹災地に寄贈する爲めに學童の家庭に於ける新聞紙を學校に持寄らしめ、或は不用の教科用書を寄贈せしめ、或は青年會員、處女會員をして義捐金品の募集並に運搬に當らしめ、或は寄贈衣類の裁縫は女生徒並に處女會員をして爲さしむる等、各種の方法を講じた。

第十三章 愛知縣

第一 救援着手

九月二日午前二時、日本電報通信社名古屋支局員より京濱地方大震災の報知を得たのを手始めとして、市内各新聞社の發した號外に依り事態の重大なことを知つたので、縣知事は直ちに縣廳員幹部を召集して救援方針を定め、諸員を督勵して義捐金の募集、救援物資の調達、輸送船舶の交渉、救護班の組織等の準備に取掛ると共に、折柄第三師團に於て飛行偵察を敢行することを聞いたので、飛行將校に託して天機奉伺狀及各大臣への見舞狀を發した。

午後五時飛行機が歸航したので、攝政殿下の御恙あらせられざること、及被害の劇甚なる模様も略々知れ、午後七時三十分には災害の公報が無線電信で達し、救援の一刻も緩うすべからざるを痛感した。

三日、知事は管下に訓令及諭告を發し、此際官民協力して救急の實を擧ぐるやう懇諭すると共に、急遽臨時縣參事會を開き、救濟費十三萬圓の支出を議決した。

第二 命令傳達廳の指定

本縣は災害地に近く、且つ海陸交通の要衝にも當り、救護上の關係も随つて多いので、臨時震災救護事務局の支部を本縣に設置するの必要を認め、六日、其旨内務大臣に電請した。併し夫れは設置せらるるに至らなかつたけれども、七日に至り、本縣を以て静岡・岐阜・三重各縣に對する命令傳達廳に指定する旨の通電に接したので、事實上支部を設けられたるに等しき覺悟を以て事に當つた。其後通信機關の漸次開通するに隨ひ、本縣の傳達廳たることは九月十八日を以て廢められた。

第三 救濟費の支出

九月三日、縣參事會を開いて救濟費十三萬圓の支出を決議したことは既述した通りである。其後九月十三日再び臨時縣參事會を開き救濟費三萬九千五百圓支出の追加豫算及罹災救助基金十萬四千五百三十圓を支出するの更正豫算を可決した。

第四 物資の輸送

救援は、一日の遲速を争ふので、直ちに物資の調達に着手したのであるが、當時折悪しく之を輸送する船舶の無

いには大に困却した。郵船會社名古屋支店や、近府縣、奥鎮守府などに船艦の廻送方を極力交渉したが何れも其の運びに至らず、實に苦心慘澹の末、漸くにして鐵道備船第二御崎丸及外一船の廻送を得ることになつたので、晝夜を徹して荷役を急ぎ、取敢へず米三千俵、漬物二萬二千二百六十六罐、鶏卵三百五十五箱を東京及横濱に送付した。之が本縣救援品發送の最初で、其の出帆したのは六日の午後であつた。五日、愛知縣救濟會の組織成ると共に、爾來官民協力し、全縣下に互つて各種義捐物資の募集に努め、船艦汽車等で之を輸送した數量は莫大に上つた。(救護事務局或は災害府縣郡市等よりの依頼に係る物資調達及徵發等に就ては茲に略して記るさぬ)

第五 災害地出張事務所

災害地に於ける救濟事務の敏活を期せんが爲めに、東京芝浦日之出町及横濱櫻木町に本縣出張所を開始し、専ら力を輸送物資の荷揚及配給の督勵援助に注ぐと共に、救護事務局始め各官公署と縣との交渉連絡の任に當り、一面罹災したる本縣出身者に對する世話萬端及取纏め送還の方法を採る等、十月八日引揚げに至るまで之が活動は月餘に及び、其間に派遣した官吏職員は九十三名を算した。

第六 救護班の派遣

二日午後七時三十分救護班先發として縣屬一名及赤十字支部員一名を急遽上京せしめ、次で三日午後一時吉川技師以下醫師二名、看護婦十一名等より成る救護班を東京に派遣したるを手始めに、其後續々救護班を組織して東京及横濱に派遣し、救療に従事せしめた。愛知醫科大學の醫員・藥劑師・看護婦の出動したのが多かつた。此行の中には或は食糧の窮乏に困められ、或は飲料水不足の爲め雨水を使用し、又或は蚊帳寢具等を得ずして板敷に横臥するなど多大の不便と困苦と戦ひつつ其の任務を遂げた。

第七 本縣人罹災者救護所

救護班數組を東京及横濱に派遣して救療に従事せしめた外、本縣出身罹災者の救護を目的として、總員二十八名より成る救護隊に自動車三臺、之に天幕食糧其他の救護材料を満載し、九月九日東京に出發せしめた。同隊は清京すると直ちに赤坂見付に救護所を開設し、四方に宣傳ビラを撒布して本縣罹災者に周知徹底の方法を講じ、避難所を明治神宮外苑及芝區本芝町一丁目を設置し、尙十五日以降は市内十四箇所を毎日時刻を定めて差廻し、罹災者の收容及移送に努め、更に警視廳救護所に在る罹災者をも引取つて收容した。收容者に對しては懇切第一を標語とし、隊員は之と寢食を共にして憂苦を煩つた。其の衣を乞ふ者へは之を給し、食を求むる者へは之を與へ、或は又診療を爲し、相談に應じ、歸國を希望する者は其の便を圖る等、萬端に涉りて痒きを搔くが如く、何れも獻身的努力を盡くして救護の任務に當り、救護人員の實數は六百餘名に達した。四圍の情況が漸次救護所存置の必要なきに至つたので、九月二十三日閉鎖した。

第八 愛知縣救濟會の設立

九月三日、知事・名古屋市長・商業會議所會頭・縣農會長相議して救濟會組織の事定まると共に、縣下各階級の代表者・有力者數百名に宛てて之が通牒を發し、五日發會式を縣會議事堂に擧げた。參集者百五十餘名、太田知事は熱誠を凝めた演説を爲し、川崎市市長は震災遭遇の體驗と實況とを述べ、満場一致の賛助で茲に關東地方震災愛知縣救濟會の組織が成つた。爾來救濟會は縣下全般に互り趣旨を宣傳して大に義捐金品の募集に努め、各新聞社亦盛に

之を鑿授した爲め、應募者頗る多く、義捐金は締切の九月末日迄に百十有餘萬圓に達し、其後尙申込絶えず、十月二十日現在の總計額は百二十六萬六千餘圓に上つた。其外食糧品・被服類・雜品・慰問袋等の寄贈も亦夥しき數に上り、之が見積価格は五十萬圓を下るまいと思はれる。

第九 縣教育會の義捐金募集

愛知縣教育會は縣下三十萬の學生・生徒・兒童より義捐金の募集に着手し、九月四日全縣下の各學校宛で依頼狀を發した。釀出額の標準は中等學校以上の生徒約五十錢、小學兒童は兒童各自の節約に依つて出捐せしむることとした。其の應募總額が、十月二十日までで二萬八千四百五十八圓餘に達した。

第十 女學生慰問袋の募集

市内の各女學校長參集協議の上、罹災者の急を救ふ爲め、縣下の女學生より慰問袋を送付するの計畫を樹て、九月三日縣下二十三の高等女學校に檄し、一袋の價格五十錢を標準として、敏速なる募集方を慫慂した處、美しき同情心の縮つた慰問袋一萬五千六百六十四箇の應募を得た。直ちに發送の手配に及んだ。

第十一 教科書・學用品等の募集

罹災地生徒兒童の教科書・學用品其他、雨具・下駄・風呂敷等の寄贈方を文部省から依頼されたので、縣教育會に委囑して募集した處、其應募數は數千梱に達した。

第十二 警官の罹災地應援

災害地に於ける警察力補足の爲め、依頼に應じて、本縣警察官二百名を警視廳及神奈川縣に百名づつ派遣した。

第十三 縣内避難者に對する施設

各驛に於ける慰問救護 九月四日午後四時名古屋驛に到着した避難民三百名を最初として、海陸よりの避難者が日を逐うて増加するので、縣は市内各驛及名古屋港に救護所を開設し、市設救護所と協力し、青年團・在郷軍人會・婦人會・信仰團體・社會事業團體等の應援を藉りて慰問救護に努めた。救護所に於ける接待としては、下車する者或は通過する者等に對して、辨當・湯茶の給與を始め、衣類・履物・菓子・雜誌・葉書・慰問袋・手拭等を贈るのであつて、是れは何れも縣民の熱誠なる寄贈品である。

縣下各驛に下車した避難民は、九月三十日まで名古屋港千八百十九人（外に刑務所收容員四百十五人）、名古屋驛十四萬二千五百二十三人、熱田驛五百七十二人、千種驛五千六十四人、大會根驛千四百九十四人、總計十五萬七百四十二人に達した。

第十四 避來傷病者の救療

避來の傷病者の爲めには、縣下の公私立病院其他篤志醫師が各驛前に出張し、或は院内に於て一時的救療を爲し、其人員は九月末までに五千八百十六人に達した。此外愛知醫科大學病院・名古屋市城東病院及愛知縣救濟會施設の假病院に入院治療した者が百二十三四人を算した。

第十五 職業紹介

避來者の求職者に對しては、名古屋市職業紹介所・慈友會職業紹介所・愛知無料宿泊所等が連絡提携して極力斡旋を爲し、各工場・會社・商店等に就職せめて自活の途を得せしめた。九月末日までの成績は、求職者三千四百六十二

人に對し就職者二千八百四人を示してゐる。

第十六 宿泊救護

避來者が晝夜連続するので、市は取敢へず名古屋驛前廣場に大天幕を張つて應急宿舎に充てた。而かも避來者は日々に増加して、其の收容が容易でないことを耳にし、寺院や教會や富豪などで進んで宿舎の提供方を申出る者が頗る多く、中には所謂貧者の一燈で、一人でも二人でも宿泊せしめたいと申出る者もあり、之が爲めに收容上毫も差支へなきに至つたのみならず、縣市の救護活動上多大の便宜を得た。のを見ても、同情心の翕然として集つたことを知るに足りる。

第十七 罹災學生の救濟

縣は文部省の通達に基き、九月十一日縣下各學校に通牒を發し、罹災地の學校生徒兒童を、設備の許す限り相當學年へ編入を取計らはしむることとした。十月二十日までには於ける收容數は、中學校九十三人、高等女學校六十九人、實業學校十人、小學校千四百七十二人、各種學校十二人、計千六百五十六人を算した。

第十四章 静岡県

第一 震災救護施設

(一) 應急的處置

沼津以東は交通全く杜絶して其情況は殆んど知る由がなかつたが、一日午後七時、駿東郡書記が鐵路を辿つて靜岡縣廳に至り、沼津附近の被害狀況を報告したる事に依りて、初めて情況の一端を知り、縣廳は即刻應員幹部の非常召集を行つて救護方針を凝議決定し、部署を定めて徹宵準備を整へた。急に駿東郡役所内には臨事救護部を置き二日午前五時十分應員を以て組織せる救護班(七班)・衛生救護班(五班)を、翌三日建築班(一班)を駿東・田方・賀茂の三郡に急派し、縣廳内には物資調達配給係を特設して、應急救護に努めた。

(二) 震災救護組織

九月二日、縣内震災地の救濟と共に、進んで京濱神奈川縣方面並同方面より本縣に入る避難者の救濟の急なるを認め、同夜其の組織を擴張した。先づ震災救濟本部を縣廳内に置き、救護・交通・庶務・物資調達・配給・建築・會計・警務・保安・高等警察の十部を定め、理事官・各課長に系主任を命じた。既に派遣せる各班は夫々區分所屬を定め、沼津(駿東郡役所内)・清水(鈴與商店内)の二ヶ所に出張所を設け、本部並出張所は樞要の地に支所・救護所・收容所・接待所・救療所・患者收容所・人事相談職業紹介所等を急速設備し、又郡市長を督勵して關係郡市町村・赤十字社・愛國婦人會靜岡支部・郡市醫師會・青年團・在郷軍人分會・處女會・中等學校等協力し、又東京・横濱・小田原の三ヶ所に靜岡縣案内所を開設して、縣人の歸郷斡旋・通信の交換・罹災者の救護・義捐物品の配給等に任せしめて、本部各係出張所各方面は聯絡して組織的活動を開始した。

避難者職業紹介に關しては各地に特設せる人事相談・職業紹介所の實績に鑑み、其の施設の効果を適切ならしめん爲め、更に縣廳内に臨時靜岡縣職業紹介所を設けて救濟した。

(三) 震災救済費

九月五日縣參事會を召集して、震災救済に關する經費を議決した。

救濟費	一二〇、一〇四圓	を設置す	
内 事務所費	八〇、一〇四圓	第二條 本資金運用上必要なるときは金五百萬圓を限り一時借入金をも爲すことを得	
旅費	四〇、〇〇〇圓	第三條 資本金の歳入出豫算は特別會計とす	
警察費水上	一六、九九六圓	罹災救助基金	
警備船設置費	一二、三一四圓	罹災救助費	一四、四〇〇圓 既定豫算
警察電話架設費(沼津・靜岡間)	一四九、四一四圓	九月五日縣參事會議決	一八〇、〇〇〇圓
計	三〇〇、〇〇〇圓	十月廿五日參事會議決	七六、八二五圓
震災救済事業資金(物資調達並配給費用)	三〇〇、〇〇〇圓	計	二七一、二二五圓
静岡縣震災救済事業資金規程(九月五日參事會議決)			
第一條 震災救済事業費に充つる爲静岡縣震災救済事業資金			

第二 縣下震災地の救済

九月二日以来震災地各方面に急派せる各班・各係は、郡市町村當局・警察官と協力して避難者の秩序維持に努め、炊出を行ひ、又物資の需給状態を調査し、必要の物資は救済本部に要求せしめ、食糧品・小屋掛材料等所要物資並義捐物品の配給・傷病者の應急手當・小屋掛・住家の小修理の斡旋指導等を行つた。道路・橋梁の被害程度を調査し、徹宵應急工事を進めて物資の輸送と一般交通との圓滑を計り、通信機關を復舊して各方面との連絡上遺憾なからしめ、警察官を派遣して震災地各警察署の援助に任じ、又は派遣軍隊・率仕在郷軍人・青年團・消防組等と協力して救済に努め、應急施設は着々として其の効果を收め、各方面の民心は安定し、秩序も克く維持せられた。

尙震災地郡市長を召集して、住宅・公共建物の復舊、失業者の救済・金融、道路・交通の復舊等各方面の意見を聴取して計劃の進捗に努力した。

第三 避難者の接待と救護

(一) 京濱小田原方面在住避難縣民の救護
東京・横濱・小田原方面在住の縣民救護の爲め開設せる東京・横濱・小田原の静岡縣案内所、は避難者の歸郷斡旋・書信の交換並に其の收容宿泊等の救済に力を注ぎ、併せて縣人以外の同地方避難者に對しても、義捐物品を配給して一般の救護をなした。

(二) 本縣を通過せる避難者救護狀況

九月三日新嘉坡丸により避難者の清水港に上陸せるを最初として、京濱方面より軍艦・鐵道省連絡船・縣雇上げ船其他の船舶に依りて逐次清水港に上陸せる者は約八萬四千餘人、上箱根小山方面より陸路本縣に入る者は二萬餘人に及んだ。是等の救護に關しては、縣救済本部、清水・沼津の各出張所は樞要の地に救護所・收容所・接待所・診療所・患者收容所等を開設して救護し、沿道郡市町村各團體等協力して左の如く活動した。

(1) 清水出張所に於ける救護概況

九月三日七十名の避難者を載せた新嘉坡丸が、清水港に入港の報告あるや、縣は直に係員を派し、安倍・庵原兩郡附近關係町村と協力して救済に努めたが、物資配給は愈々繁劇を來し、尙ほ避難者の同港に入港するものは陸續多きを加へた爲め、清水出張所を設置して救護並物資輸送の事務と、清水港及江尻に救護所・收容所・接待所、辻町

に收容所・接待所を特設した。

縣救療班は赤十字社静岡支部と協力して、診療所・患者收容所を設け、別に人事相談所を開設の上、第十五師團派遣救護班及び前記關係各郡町村及在郷軍人會・青年會・消防組・婦人會・處女會・中等學校・郡醫師會・諸宗教團體の援助を得て避難者の救済に盡力した。

各救護所・收容所・接待所等に於ては炊出をなし、且つミルク・ビスケット・被服・雜品を給與し、宿泊希望者に對しては收容所に無料宿泊せしめ、辻町の如きは風呂場を設備し入浴の便を與へた。避難者の荷物は江尻驛迄運搬し、電車は無賃輸送、埠頭より江尻驛は自動車を提供して無賃乗車せしめたる篤志家もあつた。傷病者は診療所にて應急手当を施し、重傷者は患者收容所に入れて治療を加へ、職業紹介・旅行案内に關しては人事相談所が之を取扱つた。

(2) 静岡及静岡以西の救護狀況

輸送の關係上、清水に上陸せる避難者は、静岡・濱松等に下車する者多く、静岡驛内には縣救護所を設置し、静岡市・赤十字社・愛國婦人會静岡支部・市醫師會・青年團・在郷軍人・宗教團體・高等學校・男女師範學校・中等學校生徒其他の團體と協力して、救護所・收容所・接待所・診療所・職業紹介所・人事相談所を設け、或は浴場を設けて最善の接待救護をなし、貸井には收容所、濱松には救護所・收容所を設け、其他の驛に於ても食料湯茶を給與した。

(3) 沼津出張所の救護狀況

箱根及小山方面より陸路本縣に入る避難者に對しては、沼津出張所之を擔當し、三島町に支所を置き、出張所を箱根峠の中腹（接待茶屋）に設け、更に沼津・小山・御殿場の三箇所に救護所を置き、郡市町村と協力して救護し、

傷病者疲勞困憊者等は砲車（三島重砲旅團）其他貨物自動車によりて輸送し、萬全の手當を加へたが、尙ほ青年團田方郡錦田村・三島町附近の町村青年團・在郷軍人分會・處女會・男女中等學校生徒の奉仕的援助があつた。又小山には軍人後援會静岡支部の救護所があつて盡力した。

(4) 賀茂郡の同郡民在京者救済

五千有餘の在京郡民を有する賀茂郡沿岸町村は、申合せて急速に三十餘隻の漁船・發動機船を購して、在京避難民の救済に努め、郡當局は各町村長と協議の上、郡自治會の主催にて救護班を組織し、東京灣汽船會社より汽船相模丸を借受けて救護本船とし、六日午前九時東京靈岸島に派遣し、協力して在京郡民數千人を歸郷せしめ、更に數百の他の避難者を救済した。

(5) 人事相談職業紹介と失業救済

清水・江尻・静岡等の救護所に設置せる人事相談職業紹介所は良好なる効果を收めたが、進んで該事業を一層有效ならしむる爲め、職業紹介連絡機關を縣社會課内に特設し、各案内所・職業紹介所を督勵して避難失業者の救済を行つた。

(6) 鮮人の收容と職業紹介斡旋

下田・三島・御殿場・吉原・江尻・静岡・見附・二俣の各警察官署に於て、各署附屬の擊劍道場等を避難鮮人收容所に充てて四百二十三名を收容し、希望者に對しては職業の紹介斡旋に努めたが、就職者は九十二名に達した。就職の主なるものは工場其他の土工・職工等である。

(7) 通過せる避難者數並收容者數

清水上陸者(自九月三日至十月二十日)	八四、九〇一	濱松	同上	二、一四六
箱根を越えて西下せる者(自九月三日 至同二十九日)	一五、七五八	沼津	同上	一、一四八
小山方面より西下せる者(自九月三日 至同二十七日)	一〇、〇一九	御殿場	同上	七四一
静岡收容所(自九月四日至九月三十日)	一、九四六	三島	同上	一、六八二
清水	一、一七二	小山	同上	一一一
水		尻	同上	一一四
同		同	同上	

(8) 孤兒救濟並方面委員の活動

震災によりて孤兒の生ずべきを豫想して、宗教團體・個人等より進んで救護方を申出づるものがあつたが、特に既設團體たる富士郡吉原町の富士育兒院、静岡市井宮町の静岡ホームより收容方の申出であり、豊橋市東田豊橋有隣財團長は震災地に出張して調査を爲し、縣は別に賀茂・田方・駿東・富士各郡及び沼津市に向つて震災に因る遺兒・孤兒の取調方を命じ、尙ほ縣下二十七方面の方面委員は避難者の相談相手となり、或は慰問品の募集に力を盡した。殊に震災地に接せる富士・駿東地方の委員の盡力した事は著しいものであつた。吉原町・島田村組合方面委員は富士郡長の依頼によりて郡吏員・小學校長と共に、十月四日より連日各町村の戸別訪問を爲した。

(9) 罹災者歸郷失業調

特設せる人事相談職業紹介所の施設計劃を適切ならしむる爲め、罹災歸郷者失業調を試みたる所、九月三十日現在、本縣出身者にして歸郷せるもの一萬五千四百七十九名中、農業其他の従事者三千九百二十八名、未就業者五千

五百十二名にして、内生活困難なるもの一千二百六十六名を算し、他府縣出身者にして本縣に滞留せるもの四千二百八十四名、其中就業者二百八十名、未就業者一千七百四十三名中生活困難なるもの七百六十九名あつた。

第四 罹災者救療施設

(1) 縣下震災地の救療

九月一日縣は日本赤十字社支部と協力して救護班(五班)を組織し、二日伊東町・熱海町・稻取町・御殿場・小山町方面、大仁下田方面に各一班宛を急派し、本部を駿東郡役所内に置き、派遣せる各班(補助班を附し)は警察官其他と力を協せて傷病者に應急手当を施し、第一班は二二六六人、第二班は二二四四人、第三班は一六〇〇人、第四班は二二〇〇人、第五班は一二〇〇人、補助班は六〇〇人、總計一、〇一〇〇人を診療した。

(2) 海陸より入縣避難者の救療

京濱・横須賀方面より清水港に上陸する者の中、傷病者に對しては、同町醫師並安倍郡醫師會、第十五師團より派遣の歩兵第三十四聯隊救護班等の援助に依り、縣並赤十字社静岡支部より派遣せる救護班(二班)は各救護診療所を設けて應急手当を施し、更に患者收容所(四箇所)等に收容し、或は海軍省の依頼にて船舶内に移動救護を行ひ、九月十六日より傳染病の疑ひあるもの増加したる爲めに防疫に努めた。

九月二十一日東海道の開通すると共に駿河驛に救護班を派遣し、尙ほ徒歩連絡の關係上之を二十七日より神奈川縣谷峨に進めて同様救療した。

静岡・沼津・三島の救護所内にては郡市醫師會・藥劑師會其他の團體が、關係郡市町村と協力して同様救護を行ひ、

震災地には尙ほ衛生材料・薬品の配給をなした。

避難應急手当調	(自九月四日 至九月二十四日)	沼津	三三七
静岡	八六七	清水	(自九月四日 至九月二十四日) (外に移動診療一三三)
同 上復病者收容調	(自九月四日 至九月二十四日)	沼津收容所	一
静岡收容所	三三二	清水收容所	九八七
總計	一、〇二〇		

(3) 神奈川縣罹災者の救護

九月七日内務省より横濱・横須賀・鎌倉・箱根方面に救護班を急派せしむるやうとの電命あり、赤十字社静岡支部と協議の結果、九月九日救護班五班を同縣に派遣したが、赤十字社班を除く各班は、同二十四日引き上げ準備をなして同二十六日歸縣した。尙ほ同班に屬する奉仕青年團以外のものは九月十九日歸縣した。

神奈川縣派遣救護班診療者調

(自九月十二日
至九月廿三日)

縣 救 護 班	重病者	二、一三一
	輕病者	二、三〇四
赤十字社静岡支部班	重病者	四七
	輕病者	二、五四四

第五 物資の調達配給

(1) 物資調達の概況

九月二日物資調達配給係を特設して、急速物資調査並調達に着手したが、偶々内務次官より食糧品輸送準備の命令あり、尋で具體的命令を得たる爲め救護用品の調達集中に努め、縣下震災地に對して食糧品其他を配給すると共に内務次官の電命に依る物資を調達し、海軍官憲の來航を待ち、更に係員を各方面に急派して調達を行ひ、又清水港、沼津出張所に係員を配置し、各方面は連絡協力して、徹宵調達配給の事務に當り、郡市長を召集して之に關する指示をなし、縣の係員と力を協せて物資調達を順調に進捗せしむるを得た。然るに六日午後六時十二分、横濱市長より電報にて、食糧品・衛生材料其他の要求あり、尙ほ横濱市・小田原町・足柄下郡・同上郡・大磯町・鎌倉・葉山・逗子・箱根・湯本・國府津及東京府管下大島・三宅・神津・新島等の伊豆諸島より物資の供給を乞ふ電報頻りに到着し、小田原・大島・三宅島の如きは船を清水に回航し、或は人を派して供給を需むる状況であつたから、直ちに物資を配給するの外、視察班(一班は箱根・小田原・國府津・山北方面・他の一班は大磯・藤澤・大船・鎌倉・横須賀方面)を派遣した。清水港は交通運輸の關係上、輸送の中心となり、物資の集中・避難者の救護事務等極めて繁激を加へたので、九月七日同港の物資調達配給係出張所を震災救済清水出張所と改稱して諸般の事務を統轄した。同月九日及十日の二回に涉りて、臨時震災救護事務局より既に蒐集手續済のものを發送するの外、更に依頼するまで、新規調達を見合すべき旨の電報ありたる爲め、縣は既定の方針に基きて、縣内震災地及救護事務局の特別注文の外は調達を見合はした。

(2) 物資配給の概況

交通運輸の中心地たる清水港に、縣内各地より多數の物資・義捐物品等日日到着する貨車は二三十輛、多きは五十輛に及び、材木の如きは數量と容積の夥多なると、貨車積卸の關係上、辻町海岸の支所に積込み、連日數百の奉仕

青年團、在郷軍人分會員の援助に依りて輸送其他の處理をなし、更に縣内震災地の物資配給は、御殿場町を中心とする小山、足柄方面は陸送に依りて沼津出張所に擔任せしめ、伊豆東海岸伊東・熱海・網代方面は三日以來毎日五、六隻の縣備上げの發動汽船に依りて清水港より輸送配給を行ひ、且京濱方面に輸送する物資は大形商船にすべく準備中の處へ、二日午後九時内務次官より京濱救護用品は清水にて海軍艦船に引き渡すべき電命に接したが、容易に艦船の回航なき爲め汽船並遠洋漁業發動機船を備上げて京濱相州沿岸地方・伊豆諸島方面に輸送配給をなした。其の後練習艦隊司令部は清水港に於かれて、清水芝浦間の輸送をなし、供給物資を便積することとなりて、大なる便宜を得るに至つた。備上げたる船舶は五十七隻(二千八百五十二噸)商船八隻(八千四百五十三噸)に及んだ。

無線電信の設備なき爲め通信機關杜絶の折柄、頗る不便を來したが、土屋海軍大佐の指揮による輸送艦隊の活動によりて京濱地方に物資を敏活に輸送し、尙ほ互相沿岸は遠淺であるから、發動機船に依つて配給し、殊に本縣は米穀に就ては移入消費縣なるにも拘はらず、徵發令施行前四日間に四萬俵の調達を行つたが、毫も其の時價を騰貴せしむるが如き影響はなかつた。

第六 義捐金品の募集と配給

縣内外の震災地に對する義捐金品の募集に就ては、縣民の同情湧くが如く、濱松市の如きは食糧品(二萬圓)の外、縣内木綿織物一萬反(一萬五千圓)を急速に裁縫調達して寄贈し、遠江織物同業組合も亦一萬反を寄贈し、本縣も二萬反を購入して濱名郡・濱松市の斡旋に依りて仕立て、前記二萬反と合せて之を京濱其他の方面に配給し、榛原郡木炭同業組合は七百八十俵の木炭を寄贈した。

愛國婦人會靜岡支部は幹部協力し、各戸を訪問して義捐物品の蒐集に努むると共に、靜岡救護所に被服給與所を設けて徹宵從事し、諸宗教團體・縣郡市教育會・在郷軍人分會・青年團・處女會其他の團體・各學校等、郡市町村と相呼應して全縣下に亘りて活動をなした結果相當の成績を收め、殊に縣内の有力者は一般義捐金の外に、巨額の金員を特別寄附した。清水町の一老婦が金一千圓の寄附を無名にて同町役場に申出でたるが如き美事は各地に現れたが、畢竟互助共済の精神を遺憾なく發露せるものと言ふことが出来る。

九月二十五日震災地以外の郡市長に對して、蒲團・袷衣類・洋服類・下着類等の義捐募集に着手し、愛國婦人會靜岡支部の如きは募集の外に、多數子女に依頼して冬着の調達に力を注ぎ、以上の義捐物品は京濱並互相沿岸地方を初め、其他縣内震災地に運滞なく輸送した。(義捐物品受入高調表は略す。)

義捐金調 (十二月十三日現在)

收入済	金四拾八萬四千八百八拾七圓五拾參錢	大阪府天王寺村	金五千七百圓
收入未済	金拾八萬八百拾六圓四拾貳錢	天理教會震災救護會	金五千圓
合計	金六拾六萬五千參圓九拾五錢	桑港靜岡縣人會	金四千七拾八圓
外に		大阪府豊島町東洋製紙株式會社	金壹千圓
公債額面	金四萬貳千五拾圓	天理教會管長中山正善	金參千貳百九拾九圓
他府縣其他よりの重なる義捐金品調(九月廿七日現在)		福井縣	金五千圓
金壹萬圓	三重縣	金壹萬參千七百貳拾貳圓	北米ユタ州オデン靜岡縣人會
金壹萬圓	兵庫縣	金參萬六千九百八拾九圓	大阪毎日・大阪朝日新聞社
金七千圓	愛媛縣	金壹千五百五拾貳圓	在米エンセント靜岡縣人會

金壹千五百七拾九圓 在米靜岡縣人産業協會
 米五百俵 京都府及京都市
 慰問品三百四十一個 愛媛縣

衣類二十二捆外數種 佐賀市長
 藥品(六箱) 大阪市東區參天堂合資會社
 衣類十六捆 香川縣丸龜市風袋町聯合團體

其他各方面よりの寄贈多く、又大阪府及大阪市より伊豆沿岸震災地伊東・熱海方面に食糧品其他多額の寄贈があつた。

第九 交通施設の状況

交通班係員は九月一日の夜、交通復舊の計劃を定め、翌二日午前五時十分靜岡驛發にて沼津市に至り、駿東郡役所内救護本部に其首班を置き、伊東・熱海・小山・御殿場・三島・箱根の四方面及賀茂・富士・庵原の三郡に係員を急派して道路・橋梁の被害並復舊方法調査に着手した。

第十 軍隊並各種團體と練習艦隊の活動

(1) 軍隊及各種團體の出動

小山・御殿場方面に軍隊出動の必要を認め、九月二日夜第十五師團長に對して出兵の要求をなしたる所、翌三日歩兵第三十四聯隊より井上少佐指揮の下に二中隊の派遣ありて、秩序の維持と救援とに盡力し、更に御殿場演習中の近衛騎兵二百騎、世田ヶ谷重砲兵第八聯隊將校以下百十四、野砲兵第一聯隊の半數、は二日早朝より小山並御殿場より小山に通ずる道路復舊の爲め出動援助し、尙ほ十五師團に於ても、演習として輜重兵第十五大隊より一中隊を沼津方面に、豊橋歩兵聯隊より三島・熱海に、歩兵第三十四聯隊より一中隊及救護班を清水港に出動し、三島重砲兵旅團よりは三島・小山・伊東方面に出動して、各方面の援助と救済とに努むる所があつた。

青年團・在郷軍人分會・消防組等にして奉仕的活動を希望出動して、震災地の救援に或は物資の配給作業に又避難者の救護等の勞務に服した。靜岡聯隊區司令部は、神奈川縣西部地方救援の爲に在郷軍人を出動せしめた數左の如くである。青年團員一一、六〇二人、在郷軍人六、四六九人、其他二、五九三人、總計二〇、六六四人。

(2) 練習艦隊の海上輸送

練習艦隊は九月八日以來京濱方面の避難者を清水港に輸送すると共に、又清水より同方面に救助品の輸送に任じ、其他の海軍艦船も累次輸送任務に就き、其司令部を(九月二十日以後は横須賀鎮守府派遣員繼承)鈴與商店内に設け、縣救濟本部並に清水出張所と連絡を圖り避難者の陸揚・托送品の授受・搭載・無線電信の連絡・海軍關係郵便物の處理等極めて敏速なる活動をなした。

第十一 經濟並金融狀況

震災に際して縣下財界の安定と金融の圓滑とを期する爲め、九月九日縣下の重なる銀行家及實業家を招集し、今回の震災に關して縣下金融上の狀況及意見を聴取したる後、一同は協議の上、左の誓明をなした。

震災の影響に依る縣下金融に關しては、出來得る限り相互助力し其の安定を期す。

尙臨時靜岡縣經濟調査會を組織し、知事の諮問及經濟狀態の調査機關として、官民一致の下に現下の經濟界に貢獻する事を圖つた。

第十二 警備に關する事項

(1) 警察官の救護應援

罹災地各警察署に應援の爲め十班(巡查部長一名、巡查五名を以て一班とす)を急派し、罹災傷病者・避難者の救護をなし、更に縣境に於ける戒嚴地帯出入者の取締と、暴利を貪らんとする奸商の取締とを行ひ、九月二十日警保局より應援の爲め警察官三十名を神奈川県下に派遣すべき旨の命ありたるにより、即時動員をなして同日午前十一時十分小田原署に向つて出發させ、又東京・横濱・小田原に開設せる本縣案内所の警備として二名の警察官を派遣した。

(2) 警備船

江尻警察署管内清水出張所には、從來水上警備の爲めモーターボート一隻の設備があつたが、事變に際し出入の頻繁を極めたる爲め、更に一隻と發動機船一隻とを備上げて、警備に従事した。

(3) 通信機關

警察電話は著しき被害を生じたるが、技手工夫の總動員の結果、四日午後二時半全部復舊せるも、震災事務幅濶の爲め、縣廳より沼津出張所に直通電話を架設し、更に靜岡縣縣内救護所・清水出張所との通信連絡の爲め、特に警察電話を増設し、一方救濟本部と清水出張所とは、サイドカー各一臺宛を配置して、至急文書の交換に便した。

第十三 保安に関する事項

内務省警保局及臨時震災救護事務局よりの通牒に従ひ、京濱方面の震災地に旅行する者を制限し、五日よりは已むを得ざる者と雖も、斷然證明書を下附せざる事となしたるも、證明書を所持せずして東上する者續出したる結果、事情已むを得ざる者に限り、九日より保安課にして證明書を下附し、無證明者は嚴重に取締つた。

更に鐵道・道路の破損し、交通の自由を缺きて、一般交通並救護事務の支障を來したるために、臨時補足として貨

物船の臨時旅客運送許可五件、東京灣汽船の東京清水間二汽船の直通臨時認可、三島・中山・新田間、三島輕井澤間の自動車營業の臨時許可等をなし、尙ほ沼津・御殿場間の汽車運轉回数少きを爲め、乗合自動車の營業を許可した。

第十六章 山梨縣

第一 應急の處置

九月一日午後一時、本縣廳前庭に臨時震災に關する事務所を設けて、被害調査及救護の活動を開始した。釜無川堤防に陥没の箇所ありとの報に接するや、急遽應員を現場に派して水防の處置に従はしめ、更に各地災害の實況を調査せしめ、徹宵して應急の施設に従事し、衛生課は赤十字社山梨支部と合同の上、救護班を組織し、夜を徹して甲府市内の巡回救護を行ひ、更に同日午後十一時、内務大臣宛縣下震災狀況の第一報を齎して、竹田警部補は巡查一名を隨へ、信越線を迂回して東京に急行した。

第二 縣下震災地の救援

臨時震災救護部を組織して救護事務の統轄處理を行つたが、縣下の被害甚大の情況は刻々と明になりたる爲め直に罹災救助基金の支出を決し、一市三十四箇町村に互りて炊出及食糧給與を行ひ、應急の救助に努めた。其の戸數二千六百二十戸、人員一萬三千三百二十七人を救助するが爲めに基金一萬四千八百七十一圓を支出した。尙ほ衛生課・赤十字社山梨支部合同の救護班は、縣廳庭内及甲府市・齋澤町方面に出勤して四十名を救療し、又地方出張の廳

員は郡市町村當局・警察官及奉仕各種團體と協力して、水防・道路・橋梁・通信機關の復舊・甲府市水道の復活等を援助督勵して着々其の効果を収めた。

南都留郡中野・忍野の兩村は小村なるにも拘はらず、今次の被害甚大なる爲め、特に災害復舊用として恩賜林中より木材一萬四百五十二石を廉價拂下げ、罹災者の負擔を輕からしめた。

第三 京濱地方在住縣民の救護

京濱地方に在住する本縣人多きを以て、是等縣民救護の爲め、甲府商業會議所と合同して、甲府市聯合青年團其他有志團體の勞役奉仕に俟ち、山梨縣救護團を組織し、縣より係員・醫師・赤十字社山梨支部より看護婦・事務員を同行せしめて、東京に派遣し、本部を甲府商業會議所内に置き、九月六日未明、五十四名の一團は甲府を出發し、七日より十五日まで、東京府下淀橋町角管三〇二に事務所を設けて在京縣人有志の斡旋援助を受け、一方關東戒嚴司令部・臨時震災救護事務局・東京府市・關係官署及横濱市役所と交渉を遂げ、主として京濱地方罹災本縣人に食糧品の配給・避難歸郷者の救援・罹災者の安否捜査及郷里への通信・巡回救療等を行ひ、更に鐵道不通の個所ありて、避難者輸送以外貨物送達の途絶絶の際とて、白米其他の重要貨物の積卸・徒歩連絡個所の運搬等、團員各自の勞力に依りて辛じて之を新宿驛に輸送し、淀橋町事務所・新宿驛構内・四谷坂町・向島須崎町・神田驛・上野公園・淺草公園・三河島・横濱市掃部山・同中村橋等の出張所に分送して罹災者に配給し、避難歸郷者保護の爲には新宿驛構内に於て炊出をなし、且つ休憩露營の世話や、傷病者の手當・證明書の周旋・乗車の世話・罹災者捜査・巡回救療等の爲めに活動した。本團に加はつた團體は、甲府市聯合青年團・在郷軍人會甲府支會・甲府市有志・北巨摩郡武川青年團等總員三百十名

して、其他西八代縣市川大門町救護班・南都留郡谷村町救護團は京濱の間に出勤して、地方出身罹災者の捜査救護に従事した。

第四 本縣下を通過せる避難者の救護

京濱地方より、飢餓に迫り疲勞困憊に陥り又は傷病に憫みつつ本縣に入込める避難者の數は、九月四日以來激増したので、縣内鐵道各驛に救護所を設け、公共團體又は篤志者の寄附に依りて食糧品及日用諸品を給與し、傷病者に對しては醫療を加へ、晝夜兼行して慰藉救恤に努めた。食糧缺乏の地方には縣より白米を輸送して補給をなし、甲府驛前には縣及甲府市合同の救護所を設置して衛生課・赤十字社山梨支部合同の救護班を加へ、青年團・在郷軍人分會・甲府市婦女會員・驛前旅館其他篤志家應援の下に炊出を爲して握飯・牛乳・氷其他の飲食物を給與し、着衣の破れたるもの、履物・帽子を失へるものには之を與へ、傷病者には手當を施し、重態のものは縣立病院に收容した。更に縣公會堂機山館を開放して宿泊所に充て、足らざる所は驛前旅館の好意に依りて之に充てた。

九月十八日救護所閉鎖に至るまでの救助人員は五千二百十九人、宿泊者七百六十二人、醫療を加へたる者五百八名を算した。

縣下輕便鐵道は避難者を無賃にて輸送し、老弱者・傷病者に對しては各地人力車組合に至るまで無賃乗車を爲さしめ、更に各驛に於ける青年團其他各種團體は避難者の護送・荷物の運搬を行ひ、多大の同情を寄せた。九月六日本縣を經由して長崎市に歸郷せる學生榎木兄弟の如きは、其後救護團に對し金二百圓を寄贈して感謝の誠意を表し來つたほどである。

第五 避難窮民の救助

京濱地方より本縣内に避難した生活困難者は、東山梨郡・南北巨摩郡・北都留郡及甲府市を通じて二十七戸二百二人あり、本縣は金一千四百圓を支出して救助を行った。

第六 罹災地學校の兒童生徒收容

罹災地學齡兒童にして縣内に轉ずるものの小學校收容に就ては出來得る限りの處置を執り、又中學校生徒にして同様轉入學希望のものには、中等學校長會議を経て百三十九名を收容した。

第七 物資の供給

震災救護事務局よりの依頼に依り、直に各郡市及甲府市の晒木綿・履物の當業者に交渉調達せしめて、東京市に晒二千二百五十三反、履物四千八百九十足、横濱市に履物二萬八千八百七十七足を供給した。

京濱地方災害應急用材として小丸太寄贈の方針を以て、九月八日相川村地内縣有模範林を實地調査の結果、松・扁柏・落葉松の三種中一萬本の寄贈方を同十二日震災救護事務局に電達したが、餘震の爲め人心不安となり、人夫の供給容易ならざる爲め、相川村に交渉して村民の義務的出勤を俟ちて伐採・造材・運搬に従事し、甲府驛より逐次田端驛に輸送する事を得た。

第八 救援團體の派遣

勞力奉仕の目的を以て縣下の消防組・在郷軍人分會・青年團員にして二十歳以上四十歳以下の身體壯健なるものを以て、山梨縣帝都救援團を組織し、作業事務所を東京市麻布區霞町に置き、救護事務局・東京市との聯絡を執り、二

重橋前廣場、日比谷公園内の汚物掃除、青山外苑バラック居住者の戸口調査・慰問品配給、其他食糧品建築材料の運搬、燒跡取片附に關する宣傳ビラの配布等に従事した。此の期間十六日間、縣警察部より巡查部長一名附添ひ、團長中巨摩郡池田村長小宮山清三以下、今・諏訪・七里・池田・小泉・篠尾の各消防組員、睦合・竹野原の青年團員及在京本縣出身各大學生團等百六十六名、困苦を排して勞役奉仕の實績を挙げた。

右の外東山梨郡岡部村救護團、東代郡錦村派遣救護班、南巨摩郡増穂村在郷軍人分會救護班、身延村救護團、睦合青年班、北巨摩郡安都那村救護班、武里村新富村救護班、甲府市帝都救援隊等、總數四百三十六人は、食糧醫料用品等の救護材料を携行して何れも東京府市に勞役を提供し、九月七日より同二十六日迄、傷病者の救護、食糧・建築材料の運搬、燒跡整理・死體捜査其他の雜役に服した。

第十 大工の派出

救護事務局神奈川支部の需に應じて、大工二十五名を募集し、横濱に向け派出した。

第十一 救恤品の募集發送

京濱地方並縣下罹災者に對する救恤寄贈品の取扱要項を定め、先づ食糧及食器を募つた後、更に被服類・雨具・蠟燭・マッチ・手拭・用紙・懷中藥品等の如き生活必需品を募り、各郡市役所をして警察官署と協力して取纏め、縣より運賃を支給して、最寄驛より東京・横濱市役所若しくは縣下罹災地に發送せしめた。其概數は東京市役所に白米及其他穀物類四十八石餘、食糧三千三百餘點、衣類二千六百點、食器・日用品・藥品等六千四百點、横濱市役所に白米其他穀類十九石餘、食糧品一千八百點、衣類二千二百餘點、食器・日用品等三千三百五十餘點に及び、又縣下罹災地に對

しては米・麥及豆類等を配給し、尙ほ縣下並京濱地方生徒兒童に對する學用品の寄贈を勸誘して、文部省・横須賀市役所及縣下罹災地に發送せるもの九千四百餘點に達した。

第十二 義捐金募集

知事・甲府市長・縣會議長・甲府商業會議所會頭等發起人となりて義捐金募集を行ひ、縣下一般に贖金を勸誘すると共に、九月十五日縣下有志者の協議會を縣廳内に開き、其實行に關して協議を遂げた。本縣は一般に被害損失の大なるにも拘はらず、十月二十日までに既に四萬四千五百五十餘圓を贖出するに至つた。

第十三 治安維持の施設

内務省の命に依りて、九月十日以降二回に亘り警察官百二十五名を横濱市に派遣した。縣内に於ける人心は、流言蜚語に迷はされて著しく不安に陥つた爲め、九月二日縣下各警察官署に指示して取締をなした。

火災及盜難警備に就ては各署に指示し、在郷軍人分會・青年團・消防組・自警組合員等を指揮して秩序の保持に努め、更に米穀其他の賣惜みや買溜めに對しては、各署に命じて取敢へず注意を與へ置きたるが、尙非常徴發令・暴利取締令の發布に當りて、徹底的に其取締を勵行した。

第十四 郡市町村の活動

郡市町村として其の管内及隣接町村の災害救助に力を盡し、又は避難歸郷せるものを救助したるは勿論、汽車不通による徒歩連絡の場所及停車場に於ては、何れも救護所を設けて青年團・軍人分會・處女會・消防組等と連携して京濱地方よりの避難者に對し救助を行ひたる狀況は前記の通りなるが、特に笹子隧道不通の際、前後二回に亘りて、

笹子・初狩・廣里・大原の各村は旅客三千餘人に對して炊出を爲し、民家及小學校舎を宿舍に割當て、傷病者に對しては村醫師をして救療に當らしめ、又は交通杜絶の結果、食料の缺乏を訴へたる地方に於ては、村費を以て一時に米の買入をなして罹災地に配給した。

第十五 各團體の活動

日本赤十字社山梨支部は前後五回に亘り臨時救護班を組織して罹災傷病者の救療に努めた。

愛國婦人會山梨支部は縣下及京濱地方の罹災者へ義捐金及寄贈品等の募集に努め、義捐金百六十五圓五十錢、寄贈品二百二點の應募を得、並に軍人遺族にして臨時救濟を要すべき者を調査した結果、中巨摩・南巨摩・東八代・西山梨の四幹事に亘り五十八戸に金員を贈與した。

篤志看護婦人會山梨支會では義捐金の募集に努め、金一百圓を得て本會へ送達依託した。

帝國在郷軍人會甲府支會は本會の通牒に依り横濱救護隊を組織し、二回に亘りて團員三百二名を派遣し、バラツクの建築、食糧・建築材料の運搬配給をなし、更に巡回班を作りて避難所の警備救濟に従事した。

青年團・消防組・處女會等は震災後直に堤防道路の損壞箇所を應急工事に着手し、更に連日連夜火災盜難其他の危険を防止し、九月四日より縣内各驛其他に救護所を設け、處女會員の如きすらも相當の救護に従事したのであつた。

第十七章 滋賀縣

第一 應急的處置

九月二日、關東地方大震災の報傳はるや、直に廳員幹部の緊急會議を開いて救援の方法を講じ、天機奉伺竝に震害地の實況調査と慰問とを兼ねて急遽理事官外一名を上京せしめた。

次で赤十字社滋賀支部を督勵し、三日及七日の兩日に互りて救護班(醫員三名、看護婦二十六名、事務員二名)を東上せしめた。

四日頃に至るや、縣民の罹災者に對する深甚なる同情と義氣とは、義捐金品の寄贈となつて顯はれて來たので、之が蒐集と輸送とに關して統一するの必要を認め、急速に各郡市吏員を召集して之が打合せを爲した。

四日、緊急縣參事會を開催し、震災救援費として縣費拾萬圓を支出することを議決し、即刻より物資の調達に着手し、發送するの手配を爲した。

第二 組織的救援

四日、救援事業は交通・通信機關等の大破に因りて迅速の活動を妨ぐる可き甚だしく、緊急處置を果たし得ない虞れありて、此際一府縣單獨の行動よりも、數府縣連合し有無相通じ、互に力を協はせて、大規模の救援を爲すの必要を認め、内務部長は京都府に到り、物資輸送の關係よりして、大阪府を中心に各府縣聯合の必要を提議した處、

恰も好し、大阪府知事よりも殆ど同時に略々同様の提議があつたので、堀田知事は直に此議に賛同し、五日理事官を隨へて大阪府に出張し、聯合府縣と協力して救援上遺憾なきを期するやう協定した。斯くて關西府縣聯合事務所を大阪に開設することとなり、縣よりも吏員を常置した。

六日、救援事務激増し、全力を擧げて之に當る必要を認めためたので、廳内に臨時關東震災救援部を置き各係を設け、内務部長以下の吏員を部員に命じた。

(1) 義捐金品の募集

義捐金品の募集に關しては、郡市吏員を召集して其計畫を指示し、同時に通牒を發して縣下一般に周知せしむるの方法を採つたが、縣民の同情湧くが如く、縣廳又は郡市役所に義捐方を申出づる者が踵を接した。之に關しては愛國婦人會支部・各宗教團體・在郷軍人會・少女會・男女の青年團・國粹會支部等が市町村當屆と力を協はせて大に活動した。義捐金員の離出は一として縣民至情の發露たらざるはないのであるが、中にも平素縣廳前の道路で靴修繕を渡世としてゐる者が僅かの貯蓄を割きて金三十圓を出捐した如き、又滋賀郡小松村の小商人が家庭の平和を慮り妻女に秘して金百圓を寄附した如きは、奇特なる行爲として推賞に値すべきである。此等義捐金の募集額は十月末日までに約三十二萬圓に上り、義捐物資の量額は貨車七十三輛、八百五十噸の多きに上り、其大部分は大阪港より發送し、聯合府縣に引渡した上、船便で送つた。

(2) 縣資の物資調達

縣では一般よりの義捐金品募集の外、一面、縣費を以て日用必需品の買上げを爲し、之を罹災地に寄贈した。其

買上価格は合計七萬九百十七圓餘に上つた。

(3) 震災地の救済

イ 救護班の派遣

三日、取敢へず赤十字社支部に命じて救護班を派遣し、七日更に之を派遣し、前者は赤十字病院に、後者は呉服橋外に駐屯して施療に従事した。

關西聯合府縣の事業として、横濱市に一千人の患者を收容し得べき假病院經營の計畫があつたので、直に之に賛同して經費分擔金一萬五千六百餘圓を承認し、同時に此に働くべき醫員二名・看護婦二十名・事務員一名を十月三日出發せしめた。

ロ 急造バラツクの給與

漸次秋冷に赴くと共に、居住設備の緊急なるを認め、關西聯合府縣と協同して、東京・横濱の兩地に七萬人を收容し得べきバラツク建設の計畫を樹て、金四萬七千餘圓の分擔を爲して之を完成せしめた。

ハ 慘死者追弔と罹災者慰問

慘死者の靈を弔ひ、且は罹災者の慰問を行はしむる爲め、本縣佛教聯合會を督勵して、僧侶十名に縣囑託二名を附し、九月十七日東上せしめ、本所被服廠跡其他の重なる土地を遍歴讀經せしめ、且つ各避難所及病院等を歴訪慰問せしめた。

(4) 避難民の接待の救済

イ 停車場に於ける接待及救護

避難民の縣下を通過する者を接待慰藉し、且は傷病者を救護するの必要を認め、愛國婦人會支部並に醫師會を督勵して、大津及米原の兩驛に救護所を設け、關係者は殆ど晝夜兼行で之に従事し、或は食糧品・日用品を給與し、或は傷病者に手當を加へなどした。傷病者中、入院せしめたる者十四名・手術を施したる者九名・手當を加へたる者二千九百六十七人を算した。

以上の外、縣下の各停車場に於ても、郡町村吏員は勿論、在郷軍人會・青年團・處女會・愛國婦人會・保導委員等は相率ゐて出動し、至誠以て救護に努めた。

ロ 縣下避難民の救護

避難の爲めに歸縣した者の數は千百八十三人で、是等の多くは親戚縁故を頼つて歸來した者であるが、中には生計困難な者もあるので、縣では郡市長・警察署長等に再三通牒を發して救護の方法を講ぜしめ、又保導委員を活躍せしめて人事相談・就職斡旋・醫療及金品給與等に當らしめ、一面大津市職業紹介所を督勵し、或は工場主に雇傭方を慫慂し、其他育兒院・保育所等をして臨時に事業を擴張せしむるなど、各種の方法を講じた。

(5) 其他

イ 保安維持

救護事業に伴ふ保安維持として、不逞の徒若くは流言蜚語等の取締を始め、暴利の取締・不正行爲の取締・上京者の制限・衛生上の注意等、夫々の施爲を講じた。

ロ 惨死者弔魂祭

十月一日、縣佛教聯合會を督して、震災惨死者の弔魂祭を大津市近松別院に於て厳修し、遺族を招待し、又一般参拜者の外、特に縣立各學校並小學校生徒の代表者を参拜せしめ、法會終りて後、震災地を視察慰問して歸つた僧侶をして之が實況及法話を爲さしめ、且つ非常時に處するの道及人類愛の思想を教へしめた。

ハ 詔勅並に告諭の示達

九月六日、内閣告諭の趣旨を體し、縣民に告諭を發して、至誠以て救援に努力すべきことを示達し、更に同十八日、總理大臣の告諭に基き、部内官吏々員並市町村長等に訓令を發し、聖旨を奉じ、平時に倍して事務に勵精し、同胞焦眉の急を救ふに努むると共に、一般縣民にも大御心を宣傳して奉公の實を擧ぐべきことを以てした。

第十八章 岐 阜 縣

第一 救援着手

一日午前十一時五十分當地方に強震あり、引續き屢々餘震があつたので、縣民は往年（明治二十四年十月二十八日朝）本地方に於て遭遇した大震災を想起して何れも危虞の念を懐いてゐた處、果せる哉二日午後に至り關東地方大震災の情報に接した。仍りて即時應員幹部の非常出應を促し、救援方法を協議して、應内に臨時救援係を設け、事務の敏活を期した。

第二 物資の調達

先づ何は扱措いても物資の發送が急務であると認め、二日夜より物資部の係員を一齊に各方面に派遣し、郡市役所・警察署・町村役場・農會等と相呼應して、食糧品・衛生材料・日用品等の調達に従はしめたが、各員は何れも徹宵奔走して任務に努め、各停車場に運搬して直に輸送した。此間在郷軍人會・青年團等の連日連夜に互る奉仕振は推稱に値するものがある。調達品の價格は玄米十萬八千五百九十八圓、白米三萬四千八百十五圓を筆頭として、總額二十一萬六千三十一圓餘に達した。

第三 災害地に吏員派遣

通信機關が杜絶して、震災地の模様が適確に判からぬので、二日夜、伊賀理事官外二名を上京せしめ、中央線を迂回し、萬難を排破して四日午前着京、直に主務省に出頭して救援事務の打合せを爲し、引續き東京・横濱兩市に於ける各官衙公署を歴訪慰問して被害状況を精査し、七日歸應、具さに復命して、直に其状況を縣下の官公署に通報すると共に、新聞紙を通じて縣民一般に周知せしめた。

第四 縣参事會の開會

三日、縣参事會を招集して救護費の支出を諮つた處、一同は往年濃尾震災當時の事情に鑑み、今回の事變に對しては、他府縣の例を顧慮せず率先極力計畫を進められたき旨を希望し、且つ之が經費支出に關しては知事の専行に任する旨を決議した。

第五 義捐金品の募集

三日、義捐金品の募集に關して各郡長を招集協議（飛驒三郡は遠地に付招集せず）し、知事・各郡市長・岐阜・大垣兩商業會議所會頭並各新聞社長發企人となり、震災救援會を組織して全縣下有志の釀出を請ふこととした。斯くて趣意書を印刷配付して一同極力斡旋を爲し、各新聞紙は盛んに之を宣傳したので、縣民の同情は頂點に達し、往年の厚誼に酬いるは此秋ぞと相競うて金品を出捐し、就中岐阜市在住の某氏は匿名を以て金九萬三千七百四十二圓と玄米一千俵を寄附するといふ有様で、十一月末日迄に纏まつた金額は約六十萬圓に達した。

義捐品の募集に關しては、愛國婦人會は主として慰問袋・衣裳類を、縣農會は主として食糧を、學校では主として慰問袋及學用品類を、其他在郷軍人會・青年團・處女會等は何れも市町村役場と提携して奔走蒐集し、其見積金額は三十八萬餘圓に達した。

第六 物資の輸送

調達し得た物資並に郡民の誠意の籠れる義捐品は一刻も早く輸送して、飢餓に迫りつつある罹災者に配給するの必要を認め、三日夜、縣屬二名を静岡縣清水港に先發、輸送準備に着手せしめ、同地の廻送會社に交渉して、食糧品・衛生材料等五十四噸を同會社所有汽船に積載五日解纜せしめ、六日夕芝浦に着、翌七日早朝陸揚して戒嚴司令部の出張班に引渡した。引續き第二回輸送として六日、第三回輸送として七日、第四回輸送として八日、何れも名古屋港出帆芝浦に向はしめた。別に鐵路輸送に係るものは六日以来、岐阜・大垣を始め縣下各驛より發送し、十日田端驛に到達した十八貨車を初回とし、爾來二十一日迄毎日輸送した。

第七 罹災地に於ける救援

罹災民の救援に應援する爲め、東京に四箇所、横濱に一箇所の縣出張事務所を設け、慰問金品の取扱・食糧の給與・乗車乗船の斡旋・傷病者診療の斡旋・郷里への通信・身上相談等を爲した。其の概況を左に記す。

(1) 芝浦人事相談所

九月十日、芝浦日之出橋北詰に之を設け、縣吏員及縣派遣の青年に依りて、乗船斡旋・給食・通信・身上相談に應じ、主として歸國する者の斡旋に努めたが、十一日の如きは、歸國する者が多數殺到し來り、非常に繁忙を極めた。其後日を経るに従ひ、歸國する者が漸減したので、九月二十二日之を閉鎖した。

(2) 小石川收容所

九月十三日縣出張員は、在京の縣出身官吏及川村代議士と相謀り、小石川區若荷谷町なる濃飛學寮内に岐阜縣避難者收容所を設け、新聞に之を廣告し、且つ諸所に宣傳ビラを貼付し、避難者の收容・義捐金品の配給・身上相談等を行ひ、十月十日に閉鎖した。開所中取扱つた件數は、罹災者收容二十一件、見舞金贈與三百六十一件、身上相談百二十五件、就職周旋一件で、右の外、衣類の給與・郷里への通信等を取扱つた。

九月九日目黒不動堂附近に、十四日信越線にて歸縣する者の爲めに、田端驛前に及中央線にて歸縣する者の爲めに新宿驛附近に各事務所を設け、縣出張青年團員の助力を得て避難者の救援に努め、同二十二日何れも閉鎖した。

(3) 横濱相談所

九月十九日横濱驛前に縣人避難者相談所を設け、青年團員百名を此に派遣し、燒跡の假住居を歴訪せしめて、何か用事なきやを尋ね、代筆や通信などを爲さしめた。二十七日閉鎖したが、此間に取扱つた件數は、見舞金贈與百

四十五件、歸郷相談百二十一件、就職周旋十六件、生活相談五十六件、荷物托送五件、其他二百八十九件であつた。

第八 救護品の配給

救護品は總て救護事務局に於て配給せられるのであるけれども、匆々の際、或は配給の行渡らざるべきを憂へ、事務局及府市の諒解を得て、縣より輸送して來た救護品の一部を受領し、九月十二日より六日間、縣派遣の青年團員三百名の手に依り、貨物自動車を飛ばして、上野・日比谷・芝等の罹災者集團地を歴訪し、配給に努めた。何れも物資は缺乏し居る際とて喜悅斜ならず、中には感極まつて涕泣する者もあつた。

第九 縣内選來者の救護

東海道線・中央線に依りて避難し來り、通過する者の非常に多きは云ふまでもなく、下車する者も尠なくないので、各停車場に郡市役所員・町村役場員・在郷軍人會・愛國婦人會・青年會・醫師會・藥劑師會等の會員を始め、其他の特志者が交代に詰切つて、列車の通過する毎に辨當や身廻品などを贈與し、縣下に避難又は歸縣した者は六千二百七十九名あつたが、其中の傷病者に對しては治療を施し、衣服なき者へは衣服を與へ、旅費なき者へは緣故地に迎り着くまでの旅費を與へなどした。夫等の救護人員二千六百十四名、其中の旅費給與額三千七百十二圓に達した。

目的地に到着したる者に對しては、奉仕委員設置の市町村では同委員が親しく慰問して適當の生業を周旋し、委員の設置なき町村では役場吏員、警察官吏其他に於て極力職業紹介に努めた。

岐阜・大垣の兩職業紹介所に於ては特に活動を爲し、又縣では求人票五千枚を調製し、工場・會社・商店等に之を配付依頼し、更に十月十五日よりは、未就職者に對して三十圓許宛の生業資金を給與し、小資に依りて自活の途を立

てしむるやうに斡旋した。

傷病者は濟生會或は醫師會に託して治療せしめ、生活不能の者に對しては食費を給與した。十月十五日迄に給與した額は五千八百七十七圓で、此實人員七百人、延人員二萬三千三百二十八人上つた。

第十 縣下各地の救援狀況

左に縣下各地に於ける救援狀況の二三を掲げる。

(1) 岐阜市の救援狀況

岐阜市では停車場前に救護所を設置し、市吏員晝夜詰切り、在郷軍人會・青年團・市醫師會・藥友會・本願寺救護團・婦人會等の援助を受け、列車の到着する毎に、遭難者と思はるる者は通過すると下車するとを問はず辨當其他の施與を爲し、下車した者に對しては診療の要否を調査して、診療を要する者は直に市醫師會の救護班に送り、市内に落付く者に對しては其の一時なると永久なるとを問はず、市吏員及奉仕委員が訪問して慰藉を爲し、宿泊の傳手なき者は無料宿泊所に宿泊せしめ、職業を求むる者へは職業の周旋をも爲した。

(2) 大垣市の救援狀況

停車場での慰問救護は岐阜市と同様である。尙特に大垣市では、市吏員・市會議員等が上京して、小石川區茗荷谷町なる濃飛學寮に出張し、同市出身罹災者を慰問して、五圓乃至三十圓宛の見舞金を贈與した。

(3) 郡役所の救援狀況

各郡市長は三日縣廳に出頭して、救援方針の大體を協定し、歸郡後直に町村長を招集して更に協議を遂げ、一面

郡吏を各町村に急派し、町村農會・軍人會・青年團・婦人會・消防組等の應援を求め、物資の調達・義捐金品の募集輸送等に努めさせたが、町村民は往年本地方震災の際、各地方より多大の救援を受けた恩誼に酬ふべき時ぞとて、到る處奉公心溢れ、何れも喜んで徴發に應じ、寄附を申出で、容易に目的を達し得た。又各停車場には前記の各團體は固より、其他特志者が出張して何呉れとなく懇切に立働き、尙ほ宗教家・社會事業家等は特に衣服を集めて送付し、或は慘死者の追悼會を營むなど、縣下舉つて盡瘁した。

第十一 各團體の救援狀況

(1) 赤十字社岐阜支部

赤十字社支部では二日大震の報に接するや、直に醫員二名、看護婦長以下十三名、書記一名、人夫五名を以て救援班を組織し、多量の救援材料と一週間分の食糧を携へ、同日午後出發、着京するや本社病院福田會分院擔當を命ぜられ、永く救援に従事した。

更に横濱に派遣する爲め、醫員三名、看護婦長以下三十一名、書記一名、人夫七名を以て第二救援班を組織し、五日夜發、着濱するや中村町遊行寺に於て救援事務を開始し、内科二千四百五十四人、外科五百四十五人を治療したが、二十二日日本班より醫員一名、看護婦九名を東京の第一救援班に差加へ、他は引揚げた。

又縣内に於ては、八日岐阜市醫師會と協力して驛前に救援所を設け、二十五日迄晝夜に互つて避難者の治療を爲し、内外患者百八十三名を治療した。

(2) 愛國婦人會岐阜支部

愛國婦人會支部では、直に被服・慰問袋・食糧等の募集に着手し、應募品の多くは縣廳を経て輸送した。一面各主要驛に救援所を設け、職員・會員日夜詰切つて慰問給與を爲し、歸郷者の困難せる者へは二圓乃至五圓宛の見舞金を與へなどした。其の蒐集した品の重なるものは慰問袋九萬六千二百六十五箇、外に八十一箱、被服類四萬二千五百六十一點、米百三十六石、傘一萬四千本などである。外に義捐金八百十圓餘も集め得た。

(3) 岐阜縣農會

縣農會では縣廳と協定の上、主として副食物・日用品・食器・薪炭等の募集に着手し、全職員を各都市に急派し、町村農會と相呼應して一齊に活動し、岐阜・大垣二驛の前に事務所を設けて蒐集品の整理輸送を爲し、其の取扱數量は四百噸の多きに達した。

(4) 在郷軍人會

變報に接するや、各市町村に於ける在郷軍人會員は驟然奮起して物資の徴發乃輸送、義捐金品の募集に應援し、又停車場所在地では避難者の救援に寢食を忘れて活動し、會員も亦率先して金品を出捐した。尙軍人會員の中より百二十五名を選抜して罹災地應援團を組織することとなり、日比中佐之を引率して十一日出發、引續き百四十六名を以て組織し、松井少尉引率、十三日出發、何れも救援の事に盡瘁した。

(5) 男女青年團

罹災地出勤の爲めに縣下の青年團員中より三百九十三名を選抜し、之を三班に編成して、縣學務課員指揮の下に東京並横濱に到達、何れも十日間宛、交通整理・救援品の運搬・配給・炊出等のことに任じた。縣内に在つては舉つて

市町村役場・農會等の應援を爲し、金品の蒐集・梱包・輸送等に従事し、又は停車場に出張して連日連夜目醒ましき働を爲した。各處女會に於ても女子相應の働を爲した。

(6) 各學校及縣教育會

縣下の各中等學校・小學校では、生徒及兒童共一人一箇宛の慰問袋を提供することとなり、中等學校で一萬五千六百六十九箇、小學校で十二萬三千七百二十八箇を集めた。又縣教育會では罹災地に於ける生徒及兒童の爲めに教科書及學用品を集めて文部省に送付した。其數は教科書二萬四千八百五十七冊、學用品約八萬點で、其外義捐者より直接送付したのが五萬二千餘點ある。尙金錢で提供したのが七千二百三十九圓あつた。

(7) 國粹會岐阜縣本部

國粹會岐阜縣本部では變報に接するや直に三十七名を募り、三日出發東京、小石川表町なる川村本縣選出代議士邸に事務所を置き、連日に互つて夜警・慰問・救護等に努め、十三日を以て引揚げた。

第十九章 長野縣

第一 救援の準備

本縣では九月一日正午に垂んとするの頃可なりの強震を感じたので、他の地方は如何かと危虞の念を懐いてゐた處、午後五時頃に至り偶々信越線下り旅客の談よりして東京方面に大震災のあつたことを推知したので、取敢へず赤

十字社長長野支部病院に命じ、醫師四名、看護婦六名、書記二名及人夫四名より成る救護班を組織し、直に出發せしむると共に、事實を確めん爲め、急遽吏員を上京せしめた。

二日夜半、内務次官より應援警察官派遣の電報が到達したので、即時警察官の非常召集を行ひ、三日午前五時發の列車で二百五十名より成る五班の應援隊を上京せしむると共に、知事は部課長を召集して救援に關する協議を爲し、長野市醫師會をして救護班を組織せしめ、他方赤十字社長長野支部をして更に四班の救護班を組織せしめ、相踵いで上京せしめた。

三日の夕方、逕信省の第一信到達し、越えて四日午前九時特派吏員が東京より歸應したので、茲に愈々被害の甚大であることを確めた。仍りて知事は直に部課長を督して義捐金品の募集・食糧品の寄贈に着手し、取敢へず白米二百俵、味噌三百五十貫、漬物一千樽を買上げて東京府廳に送付し、同時に使を新潟・富山の二縣に派して、内務省の依頼に依る非常徵發令を傳達した。

此日縣廳に救援に關する總務係・徵發係・義捐係・輸送係・救護係の五係を設けて直ちに事務を開始し、救護の敏活と周到とを期し、別に廳員數名を上京せしめて、川口町に出張所を開き、九日之を田端驛前に移し、輸送物資の受渡、縣と震災地當局との聯絡交渉及救援狀況の通報等を爲さしむることとした。

救援の進行に伴ひ、隣接縣と打合せを爲すの必要を認め、九日、福井・石川・富山・新潟及本縣の内務部長會議を本縣に開催した。内務省より出張中の川淵參事官も之に臨席し、救援に關する各種の事項を協定した。

十一日には救援事務打合せの爲め、郡市の主任書記を召集して協議を爲し訓示を與へた。

第二 物資の調達供給

三日取敢へず送つた食糧品に引續き、震災救護事務局よりの依頼により、白米一千石供給の計畫を樹て、各都市に廳員を出張せしめて之が買上を行ひ、更に副食物・鍋釜類・日用雜貨品・藥品及バラツク材料等をも順次調達して之を輸送した。九月中旬までに送付した品目の中で價格の一千圓以上に達したものを舉げると、白米一千百七十九石餘(四萬四千九百六十六圓餘)、佃煮二千八百貫(六千五百六十二圓)、鍋釜類一萬二百六十四箇(六千九百九十五圓)、蠟燭一萬三百八十八斤(四千五百九十一圓)、塵紙三萬一千八百七十六束(七千九百七十二圓)、草履三萬一千五百二十六足(二千九百十三圓)、手拭一萬三千八百九十三筋(二千三百四十七圓)、燐寸五萬七千六百八十四打(二千九百二十一圓)、傘一千七百六本(一千二百二十一圓)、バラツク材料十棟分(三千六百六十八圓)等で、合計價格九萬一千五百七十八圓を計上した。

九日に至り、救護事務局より食糧品の蒐集方見合せの電報に接したのであるが、當時本縣には木材約三萬石の在庫あり、バラツク用材料として必要あるべきを願慮し、其旨照會した處、二十八日東京市より之が供給方の依頼に接したので、直に其の輸送を始めた。

物資の輸送に就ては鐵道當局と連絡交渉を重ねて、極力滞貨を防ぎ、初めは川口驛、引續き田端驛に本縣出張所を設置し、廳員を派遣して物資の受渡に當らしめた。

第三 義捐金品の募集寄贈

(1) 金品の募集

三日、各新聞社及縣當局者縣廳に會合し、義捐金品の募集に就て協議した結果、知事・内務部長・警察部長・縣會正副議長・信濃毎日新聞社長・長野新聞社長・信濃日々新聞社長を發企人として金品を募集することに定め、直に各新聞紙上に發表すると共に、郡市長に通牒を發した。縣下到る所多大の同情を以て之を迎へ、青年團・在郷軍人分會其他の團體も町村當局に應援して募集に協力した結果、十月二十日現在に於て義捐金三十五萬八千九百九十九圓餘、義捐品として十月四日までに白米一千二百二十二石、野菜數一萬五千五百八十貫、味噌一萬五千五百六貫、漬物三萬八千十一貫、衣類九萬四千五百五十六點、其他日用品・反物・慰問袋・教科書・學用品等數十萬點に達した。

(2) 義捐金の處分

義捐金の處分に關しては、九月二十八日縣廳に發企者を會合し、義捐品取扱費及停車場其他に於ける救護費の一部並に縣内に避難滞在せる罹災者救護費等一萬五千圓、上下伊那の救護團に對し五千圓、計二萬圓を控除し、殘額は之を震災救護事務局に納入するの議を決した。然るに其後に至り停車場に於ける救護費は別に救護事務局より配當せらるることとなつたけれども、十月七日より本縣臨時相談所を東京に置くこととなつたので、再び發企者を會合して、其の經費三萬圓を義捐金より支出し、殘額を悉く救護事務局に納入することに定めた。

(3) 義捐品の輸送

義捐品の輸送に關しては川口驛及田端驛に縣出張所を設けて之に當らしめ、救護事務局に引渡した。六日、東京横濱に海上輸送の途が開けたとの情報に接したので、差當り白米百俵、味噌二十樽、漬物二十樽を横濱市に寄贈した。

九月十六日、特に貨物自動車を差廻し、副食物・野菜類等腐敗の懼ある物は、縣出張所に於て直接配給する方法を採つた。

九月八日、教科書・文房具等の寄贈ありたき旨文部次官より照會があつたので、直に各都市に通牒して蒐集方を促し、教科書二十四萬九千五百五十六冊、雜記帳二萬六千四百九十六冊、鉛筆二千八百二十二ダース、毛筆百六十一本、學用雜品一萬一千一百一點の應募を見、文部省宛發送した。

警視廳よりの依頼に依り、警察官の夏服百八十九組を始め、帽子・捕繩・鉤・肩章・警笛等合計三千八百八十五點を調達して送付した。

第四 救援費の支出

九月八日、縣參事會を招集して震災救援費十萬圓支出の件を議決した。其の一部を以て縣が調達寄贈した物品は、白米二百俵、味噌三百五十貫、衣服(袴)一萬百三十九枚で、衣服の裁縫は主として縣下の各中等女學校生徒をして當らしめ、十月一日特に應員五名を派して配給に従事せしめ、内二千枚は横濱に送らしめた。

第五 救護班の派遣

(1) 赤十字社長野支部救護班

赤十字社長野支部に於ては、二日逸早く縣と協議して救護班を組織し、即日罹災地に派遣し、引續き四日・五日・六日及二十六日の四回に互りて順次派遣した。其の概況は次の如くである。

名稱	人員	出發	歸還	診療場所	診療人員
第一班	醫事員 四 主事員 一 書記員 一 看護婦 六 人夫 四	九月二日	九月七日	宮城外苑	三、六〇〇
第二班	書記員 一 看護婦 十 人夫 三	九月四日	九月三十日	横濱根岸	外科一、六九七 科一、四一六
第三班	同前	九月五日	九月十八日	宮城外苑	外科 五七〇 科 五六〇
第四班	同前	九月六日	九月十九日	同前	外科 五七一 科 五七〇
第五班	同前	九月二十六日		横濱根岸	外科 五七一 科 五七〇

(2) 郡市醫師會救護班

三日知事は縣下の各醫師會長を官舎に招致して、救護班派遣の件を協議した結果、左記の通り各救護班を派遣した。

名 稱	人 員	出 發	歸 還	診 療 場 所	診 療 人 員
長野市醫師會救護班	醫員 十五 看護婦 十五	九月三日	九月十五日	日本橋區淺草橋際	六一八
北佐久郡醫師會	看護婦 五 醫員 五	三日	十日	下谷區谷中外一箇所	六〇〇
上伊那郡醫師會	看護婦 八 醫員 八	四日	十三日	品川病院外一箇所	四四九
上田市醫師會	看護婦 五 醫員 七	四日	十日	下谷區谷中	六五〇
東安曇郡醫師會	看護婦 一 醫員 二	五日	十八日	下谷區美術院内外一箇所	一、二三〇
南安曇郡醫師會	看護婦 八 醫員 八	六日	十二日	上野博物館内及横濱市	二八六
諏訪郡醫師會	看護婦 六 藥劑手 六	六日	十六日	横濱市中村町	七五二
南佐久郡醫師會	看護婦 四 醫員 四	六日	十二日	下谷區谷中天王寺町	三八六
松本市醫師會	看護婦 六 醫員 六	六日	十八日	本郷區二箇所	八〇一
下水内郡醫師會	看護婦 四 醫員 四	七日	十五日	横濱市平沼町	五四一

名 稱	人 員	出 發	歸 還	診 療 場 所	診 療 人 員
上高井郡醫師會	醫員 五 看護婦 七	八日	十五日	同	三四八
下伊那郡醫師會	看護婦 八 看護手 五	九日	二十日	品川、横濱及外一箇所	二二、五七

(3) 長野縣救護班

縣組織の救護班は衛生技師二名、看護婦六名、人夫二名を以て組織し、横濱の手廻らざるを聞き、七日出發、同市に於て救療に従事し、十四日歸縣した。救護人員三百一名を算した。

第六 警備の應援

三日午前零時頃、内務次官より應援警察官二百五十名派遣方の通牒に接したので、即時非常召集を行ひ、警部五名、警部補十名、巡查部長二十二名、巡查二百十三名、計二百五十名を五箇中隊に編成し、同日午前五時二十五分及七時十五分發の列車で上京せしめた。右は十月二日までに全部歸縣するので、其の交代として九月三十日、警部補一名、巡查部長三名、巡查四十名、計四十四名を上京せしめた。

第七 縣當局の罹災地慰問

本間知事は罹災地慰問並に救護状況視察の爲め、十月三日上京、東京市及横濱市に到り、七日歸縣した。之より先き竹井内務部長は同用件にて九月二十七日上京、十月二日歸縣した。

第八 避難者の救護

(1) 各驛に於ける救護

二日には多少の避難者があつた。けれども未だ混雑するに至らなかつた。三日四日となるや、信越鐵道に依つて避難し來る者が激増し、各驛の混雑は名狀すべからざるに至つたので、郡市町村當局は、青年團・在郷軍人分會・醫師會・婦人會・其他各種の團體と力を協せ、各驛に救護所を設けて炊出を爲し、湯茶の供給・無料宿泊・傷病者救療等の施設を行ひ、晝夜全力を擧げ、萬策を盡して救護に従事した。

此間縣よりは隨時主要驛に廳員を派遣して救護の徹底を期した。就中篠井驛の如きは關西・北陸兩方面への避難者が群集し、又輕井澤・小諸・上田・長野・松本等の驛には一時休憩の爲に下車する者多く、此等に對しては上記救護の外に紙類・手巾・草履・足袋・藥品・牛乳・味噌汁等を給し、衣類なき者へは衣類を與へ、身の上相談にも應ずる等、懇切に救護慰問を爲した。

各驛の救護所は、早きは九月十日、多くは十三四日頃、遅きは二十日頃に至つては漸次閉鎖したのであるが、其の間各驛に於て炊出に使用した米の總數は約三百石に上つた。

各驛に下車した者で救療を加へた者の總數は二萬八千三百人に達し、此内症狀重き爲めに入院せしめた者の數が四十人に達した。

(2) 避難滞在者の救護

本縣内に避難して當分或は永く滞在した者の數は約二萬人で、其中親戚知己の許に寄食的に滞在した者が九月二十五日現在に於て五千三百三十八人を算した。此等は何れも中産以下の者で、殊に多くは失業状態に在るので、

縣は之に對する救護を講ずる爲め、九月二十九日郡市長に對して通牒を發し、方面委員其他をして罹災者の生活状態に關する調査を行はしめ、以て差當り自活困難なる者の救護を行ひ、就職し得べき者は就職の途を與ふることにした。

第九 避難生徒及兒童の保護

京濱地方に於ける教育機關罹災の結果、生徒兒童の教育に支障を來すべきを顧念し、殊に縣下に避難した生徒兒童もあり、此等に對して就學上の便宜を與へるの必要を認め、九月十九日、各郡市長及各中等學校長に通牒を發し、之が收容方に關して指示する所があつた。即ち小學校にありては、此際學級編成員數の如何に拘らず出來得る限り罹災兒童の轉入學を許すの方針を採り、又中等學校にありては、定員外と雖も設備其他の許す範圍内に於て成るべく多數の轉校を許可し、更に事情を酌量して授業料の減免を行はしむることとした。

第十 長野縣臨時相談所の設置

今次の如き大災禍に際し、或地方の出身者に限り特別の救護を爲すが如きことは避くべきことであるけれども、應急措置の終つた十月に入つてよりは、地方的救護も亦其の必要あることを認めたので、本縣出身者の罹災したるものに對し、身上相談に應ずることとなり、十月十七日より向ふ一箇月間、小石川表町傳通院に長野縣臨時相談所を設け、縣吏を派遣して其の事に當らしめた。尙ほ十月十四日より二週間、横濱市内二箇所に之が出張所を開いた。

第十一 各種團體其他の活動

長野縣農會では、漬物及野菜類の寄贈を計畫し、市町村農會其他の應援を求めて、漬物三千五百樽、甘露干貝、

馬鈴薯四十俵、其他野菜類三百十六包を蒐集送付した。

赤十字社長野支部では、既記の如く罹災地に救護班を派遣した外、長野驛構内に救護所を設け、三日より十八日までの間、醫員十四名、看護婦數名(延二百五名)毎日晝夜詰切り、傷病者に對して應急手当を施し、重症者は之を長野支部病院に收容する等、其の患者延數は三千二百二十九人に及んだ。又諏訪分院に於ても、五日より十四日まで附近の各驛に於て救護に従事し、取扱患者の延數千八百八十三に及んだ。

愛國婦人會長野支部に於ては、三日より十四日に至る間、長野驛に救護所を設けて、避難者にタオル・果物・粥・味噌汁等を給し、衣服なき者へは衣服を與ふる等、慰問救護に努むるの外、全縣下より衣類・雜品・食糧品等を募集して罹災地に送付した。其品目數量は、衣類二萬四千七百七十六點、手拭七千八百三十七筋、足袋二千六百九十二足、慰問袋二百七十七袋、味噌及味噌漬二十一樽、梅漬三樽、白米八百二斗、現金一千五百七十四圓七十錢、其他雜品四千七百三十二點を算した。

第十二 各都市の救護部隊

南佐久郡では青年團・在郷軍入分會・消防組等合同して百三十二人の一團を編成し、勞力供給の目的を以て九日出發上京、下谷區七軒町に於て災害跡片付に従事し、十五日歸京した。

北佐久郡小諸町の青年團員二十名は、四日・七日・九日の三回に亙りて上京し、上野公園其他に於て端書一萬二千枚を罹災者に頒ち、通信文を記載せしめて之を携へ歸り、歸途郵便を差立て得べき局に投函し、罹災者をして通信せしむることを得せしめた。

上伊那郡高遠・東春近・飯島・赤穂其他の青年團・在郷軍入分會は、救護部隊を組織して上京、何れも五日間乃至七日間、罹災者の救護に従事した。

上下伊那郡の在郷及在京有志者は、東京に於て相聯合して上下伊那救護團を組織し、九月二日より十月二十日まで小石川區大塚町信陽舎内に事務所を設けて罹災者の救護に努め、衣類・食糧等を給與し、又傷病者を收容して保護加療し、其他各種の相談に應ずる等臨機の方法を講じた。

西筑摩郡木曾福島町に於ては、町民二十五名、醫師二名より成る救護團を組織し、町長を團長とし、九月五日上京、上野龍玉亭に本據を構へて救護に従事すると共に、郡出身者の安否を調査し、十三日歸郷した。其他、木祖村に於ても救護團を上京せしめた。

上水内郡野尻青年會は、十四名を以て一團とし、端書一萬枚、鉛筆百打、蠟燭五千本を携帯して上京、上野・淺草・日比谷の各避難所に於て之を頒與した。

上田市消防組は十五名を以て救護班を組織し、十日上京、本所・深川・淺草に於て二日間、横濱野毛山に於て二日間救護に従事した。

第二十章 宮城縣

第一 救援着手

九日一日午後十時、河北新報の號外に依りて關東地方の大震災を知るや、縣は即刻赤十字支部に通じて救護班派遣の準備を爲さしめ、二日朝、縣幹部一同を招集して、救護方法を協議しつつあつた際、社會局長官より福島縣を通じて米穀の供給方を依頼ありしに依り、愈々事の急なるを知り、直に穀物検査所長其他を集め、八方に手分けして食糧品の買集めに努め、其の夜取敢へず玄米百六十俵、罐詰七十箱を發送した。

第二 宮城縣臨時出張所の設置

三日、縣廳内に臨時震災救護事務を開始し、廳員を總動員して各係に分屬せしめ、前夜、本田會計課長外一名を震災地に急行せしめて、三日より埼玉縣廳構内に宮城縣臨時出張所を開設し、次で東京の秩序が回復するに伴うて之を前進し、八日より十月四日まで田端に、十月五日より二十日まで巢鴨に、別に九日二十七日より十月二十日まで日比谷に置き、理事官・技師以下吏員數名と自動車一臺(運轉手共)を常置して、輸送救護品の受渡、震災地當局との聯絡交渉、縣との通信聯絡、縣人の人事相談及救護、書信の取扱、行方不明者の搜索等の事に當つた。

第三 郡市長會議

- 四日、郡市長を招集して救護事務の打合せを爲し、同時に縣廳員其他をも集めて左の注意を促した。
- 一、此際廳員先きに立ちて晝夜の別なく緊縮活動すること。
 - 二、食糧等の買上寄贈等に就き萬遺憾なきを期すること。殊に此等物資の供給に關し研究を怠らざること。
 - 三、各種の場合を想像して夫々準備を爲し置くこと。
 - 四、交通々信の狀況其他時々變化する四圍の狀況に深き注意を拂ひ、適切の措置に出でんことに努め、又當廳との連絡を密接にして統一的活動を爲すこと。
- 五、此際特に縣民の公共心に訴へ、又之を喚起するに努むること。

第四 救護費の議決

震災地救援の爲めには諸種の費用を要すべきを以て、四日縣參事會を招集し、救護費十萬圓を限り知事に於て假支出を爲し得るの件を滿場一致議決した。

第五 救護班の派遣

縣衛生技師五名、學校衛生主事一名、赤十字社支部看護人九名、同事務員一名を以て救護班を組織し、藥品・天幕及食糧を携帯、二日夜出發、三日巢鴨着、同地警察署に於て直に救護に着手した。之と相前後して赤十字社支部も亦救護班を組織し、醫師二名、看護婦十二名を寄越したので、六日之と合同して更に一班を組織し、芝増上寺境内に於て救護に従事した。六日更に縣醫師會よりも醫師二名、看護婦五名、人夫三名を寄送したので、之を巢鴨庚申塚に派し救護を爲し、何れも十三日限りで引揚げた。此間の救護人員は合計三千八百五十名に達した。

第六 食糧品等の輸送

二日以来廳員を各部に派し、郡吏員と力を協せて極力食糧品の買上を爲し、一方仙臺驛に係員を常置し、日々鐵道當局と交渉して貨車の繰合せに努め、續々と輸送した。九日救護事務局より輸送見合せの電報を受くるまで輸送した、食糧品は米七千二十四石餘、蔬菜六萬八千八百八十九貫餘。罐詰一萬四千五百三十五函、漬物千六百貫、餛飩二千七百四十一函、味噌四百四十一樽、梅干四十樽、麵麩三百十箱、乾魚百七十樽で、其價格は四十五萬三千三百圓

に達した。

以上の食糧品は大部分汽車便で送つたのであるが、中には石巻港から船便であつたものもある。其の船の六日朝月島に到着した際には、市民は喜んで之を迎へ、宮城縣萬歳を絶叫した。又五日朝横濱に着いた船には食糧品の外に飲料水二十噸を積込んだので、同市民は遠地よりの輸送品中第一着なり、殊に水の寄贈は難有いとて大に謝意を表した。

三日、逕信次官より鍋釜類を極力送附あり度旨入電があつたので、早速買上に努め、四日九千二百三十圓程のものを送つた。

第七 義捐金品の募集

三日、知事・内務部長・縣會議長・仙臺市長・市會議長・商業會議所會頭、市内の四新聞社長及東京大新聞の仙臺支局長は縣廳に會合して義捐金品の募集に就き協議し、新聞紙で宣傳すると同時に郡長をして督勵せしむることとした。縣民の同情湧くが如く、十月末日までに義捐金三十七萬六千九百十六圓餘、義捐品見積價格十萬八千五百餘圓別に學用品見積價格一萬五千八百六十圓餘の應募を見た。

第八 傳達廳の任務

東北各縣に對する震災救護事務局よりの通達は本縣を傳達廳とする旨、同局より通牒があつたので、係員を置いて晝夜任務に従事した。此期間は九月八日より十八日まで交互つた。

第九 避難民の救護慰問

二日夜より既に多少の避難民が來縣し、三日に至つては其數が激増して來たので、三日縣下主要驛所在地の郡役所に對し、直に救護慰問を開始すべき旨電話し、更に廳員を馳せて督勵せしめた。是に於て主要各驛には救護所が設けられ、在郷軍人分會・青年團・處女會・婦人會・消防組・其他學生生徒・各種宗教團體等が晝夜を分たず詰切つて食糧其他日用品を給與し、下車する者に對しては、傷病者には醫療を加へ、荷物ある者の爲には之を運搬するなど種種慰藉救護に努めた。殊に仙臺市に於ける働は最も見るべく、早く三日より驛前に數棟の天幕を張つて、事務所・休憩所・診療所・炊事場・浴場等を設け、之に電燈及水道を引き、自動車三臺を備付け、仙臺座を借上げて收容所と爲し、之に醫員を常置し、傷病者を始め市内に親戚知己等ある者は自動車を以て送り届け、身上相談に應じ、求職者には職業を周旋し、通過する者へは食糧其他日用品を給與するなど、市吏員及有志數十名出動して叮嚀親切に慰藉救護を爲し以て二十日頃までに及んだ。

仙臺座から十一日市公會堂に移したのであるが、收容者の計數は男二千三百九十二人、女千七百五十三人、計四千七百四十五人に上つた。

第十 勞力奉仕團の派遣

震災地の爲めに勞力の提供を爲すは機宜の措置と認め、青年團員を出動せしむることとし、先づ第一回として柴田・刈田・伊具・名取・亘理五郡の團員百七十一名を六日派遣し、三日乃至六日間、市内外各所に於て貨物積卸・配給・燒跡片付・交通整理・救護等を手傳はしめ、更に第二回として爾餘各郡の團員三百七十八名を十二日派遣し、五日間同様手傳はしめたるが、何れも協心勲力、熱心に活動し、到る所より感謝狀を受けた。其他在郷軍人團或は職工團・

消防組等の團體を組織して上京したのも多數あつた。

第十一 罹災學生兒童の轉入學

罹災者子弟中の中等學校在學者で、本縣に轉學と希望する者が尠くないので、設備の許す限り便宜を圖ることとし、中學校三十五名、女學校二十五名、實業學校九名を轉入せしめた。此以外に小學兒童も多數轉入せしめた。

第十二 罹災失業者の救済

罹災失業者救済の爲め、或は郡市長に通牒を發し、或は會社工場等に雇傭方を依頼し、或は市職業紹介所を督して其の方途を講ぜしむるの外、東京神田小川町にも宮城縣人失業者收容所を設け、焼跡片付、荷物運搬其他の勞務に従はしめた。

第十三 入京者制限

震災地の混雜名狀すべからざるに際し、親戚知人を氣遣うて上京すれば格別、さもなく只漫然と上京する者尠からざるに氣付き、一定の條件を設けて、之に該當せざる者は上京せしめざることにした。

第十四 警察官の應援

警保局長の通牒と千葉縣知事の依頼に依り、九月十八日應援として警部以下警察官七十名を同縣に派遣し、二十九日まで續けた。尙ほ警保局長の通牒と警視總監の要求に依り、九月二十八日千葉縣派遣の中より割きて警部補以下二十八名を警視廳管下に派遣し、十月三十日まで續けた。

第十五 書信の取扱

通信能力が十分でないので、東京市並に其の接続地にして焼失を免かれたる地域の在住者に通信せんとする者は、信書を縣廳に差出すべき旨を告示し、相當數に達する毎に吏員携帶して東京の縣出張所に送り、或は直接之を届け、或は配達區に投函した。其の取扱數は千百二十五通を算した。

第十六 行方不明者の搜索

宮城縣出身罹災者の行方不明の者を尋ねんとする者は、其の住所氏名年齢等を届出でしめ、出張員をして之を搜索せしめた。其の結果は受付件數百四十七の内、判明したる者七十四、不明なる者二十五、他に避難中の者十、搜索の要なき者十五、搜索の方法なき者十、神奈川縣警察部に搜索依頼中の者十三を示した。

第十七 相談救護

九月十六日より縣出張所に於て本縣出身罹災者の爲めに身上相談に應ずることとなり、舊藩主伊達伯爵は之に對して金一千圓を寄附された。十月二十日出張所を閉鎖する迄に取扱つた件數は三千六百餘件で、其の主なるものは職業紹介・法律相談・歸京旅費の貸與・生業資金の貸與・施療の斡旋等であつた。訪問者に對しては古衣・古布團・履物・手拭等を給與し、特に十月以後は袴二千點を新調し、又軍隊より毛布七百點の拂下を受けて之を給與した。

第十八 日用品實費販賣所

罹災者に對して應急必要な食糧品・日用品及家具類を廉價に供給するの目的を以て、實費販賣所を日比谷公園幸門入口に設置し、縣立商品陳列所員を派して經營の任に當らしめた。九月二十七日に開始し、十月六日に縣の經營を止め、爾後は縣の商人に一任して、縣の物産を廉價で賣捌かしむることとした。縣經營中の賣上高は一萬八百六

十七圓餘を計上した。

第十九 赤十字社支部及愛國婦人會支部の活動

赤十字社宮城支部は既記の如く縣の救護班に加はつて救護に従事したが、九月十三日限り縣救護班の引揚げた後、醫員一名、看護婦九名、看護人・事務員・人夫各一名は居残り、十五日より十月二日迄は深川岩崎公園に於て、十月八日より十一月九日迄は月島に於て、計五千三百六十四人を救護した。

尙ほ仙臺に於ては停車場の一室を借受け、醫員以下五名を常置して避來者六百五十九名を救護した。

愛國婦人會宮城支部では逸早く義捐金品の募集に着手し、金六千四百四十五圓餘を集め、内二千三百二十二圓で白米を購入して送付した。集めた物品は八千八百三十七點を算した。

避難民中の傷病者に對し、毎週月水金の三日施療を爲し、十月十二日開始十二月末に及んだ。

毎月三日より一週間ミシン裁縫を、毎月十一日より一週間毛絲編の講習會を開きつつあるが、避難婦人に限り無料で講習し得るの特典を與へ、自活の途を講ぜしめつつある。

各驛に於て慰問給與を爲したことは既記の通りである。

第二十一章 福島縣

九月一日京濱地方に起りたる大震災火災當時、岩田知事は偶々在京中であつたが、該地方との交通々信機關が殆ど

杜絶してゐたので、其の真相は知れなかつたのであるけれども、事態の極めて重大であることに感付いたので、二日朝、急遽廳員關係者を招集して應急方法を協議し、不取敢實況取調の爲めに廳員二名を上京せしむると共に、直に食糧の輸送、救護班の派遣、三日には東京地方震災救濟會を組織して義捐金品の募集に着手した。

五日には縣民一般に告諭を發すると共に、郡市長を招集して人心の安定、救護の徹底、食糧品等の買上輸送等に関し協議指示を爲し、尙ほ廳内に臨時震災救護部を特設して救護事務の連絡統一を圖り、東京及横濱に救護事務所を設け、廳員を常派して通信聯絡、救護輸送品の受渡其他の事に當らしめ、更に十月二日には管下の官公衙に訓令を發して此際に於ける處置心得方を通知した。其の概要を以下數項に分けて記述する。

第一 臨時震災救護部の設置

救護事務の連絡統一を圖り、之が完全を期する爲め、五日、臨時震災救護部を縣廳内に特設し、知事救護部長となり、内務・警察兩部長を副部長に任じ、六係を置き、理事官並に各課長を其係長に命じて、所要の係員を配屬し、且つ東京・横濱の二地に福島縣救護事務所を開設して、通信連絡、輸送救護品の受渡、縣人の人事相談、歸郷斡旋等の事に當らしめた。

第二 告諭の發布と郡市長會議

五日、知事は縣民一般に告諭を發して、人心の緊張を期し、併せて此際官民協力、誠意を披瀝して救援の事に従ふべき旨を懇諭した。

同日、郡市町長會議を招集して、前述告諭の趣旨を敷衍指示し、且人心の安定、救援の徹底、義捐金品の募集、

食糧品其他の調達輸送、罹災避難者の救護等に関して協議及指示を爲し、救護方策の萬全を期した。

第三 東京地方震災救済會の設立

三日、義捐金品の募集を企畫し、縣會正副議長・縣參事會員・福島市長・信夫郡長・市内の銀行代表者・市内の各新聞社代表・東京各新聞支局主任等の會合を求めて協議の上、東京地方震災救済會を組織し、右會同者を發企人とし、縣下全般に互りて義捐金品の募集を開始し、設立趣旨書を起草して之を各新聞に發表した。

第四 災害救済費豫算の計上

五日、縣參事會を開いて災害救済費金十萬圓支出の件を議決した。之は主として政府の委囑に依る食糧品其他の物資調達に要する費途に運用し、一部を救護事務費に充つる爲めである。

第五 公報・情報等の事務

當時、東京方面との交通通信完全ならず、東京の各新聞も發行不能となつて、縣民の焦慮は非常なものであつたので、縣は公報、情報其他の通信に依り得た情況の報知を要するものは、直に關係各官公衙に通報すると共に、福島市内數箇所に臨時揭示場を設けて之を掲出し、一面縣報に依つて一般に周知せしむるの方法を採つた。又罹災地に於ける縣人の安否に就ては、其の緣故者の申出に應じ、震災情報局と連絡を保ちて、出來得る限り通報するの手續を爲した。

第六 應援警察官の派遣其他

三日朝、内務次官より應援警察官派遣方の通報に接したので、直に管下の警察署に下命して、警部二名、警部補

六名、巡查部長十七名、巡查百六十九名を五隊に編成し、三日の朝より夕方までの間に交る／＼急派し、警視廳の指揮下に於て警備の任に當らしめた。更に交代として十月一日警部補以下三十三名を上京せしめた。

縣内の警備、停車場の取締、避難民の保護、鮮人の保護、暴利取締、浮説の防遏等に就ては何れも夫々の手筈を定めて警察官を活動せしめ、尙ほ情報通信連絡の爲め東京及沿道の要所に警察官を特派して其の任に當らしめた。

労働者一萬七千有餘を有する縣下磐城地方の各炭山は震災の影響を蒙つて、物資の供給が絶え、金融も亦杜絶したのみならず、採炭の販路を失つたが爲め、一時休山又は廢坑の已むなき状態に陥り、爲めに労働者間に不穩の形勢が漲つたので、縣では警察官を特派して警戒に努めたと共に、物資の供給を圖り、金融の方策を講じ、失業労働者の捌け口を取調ぶる等、鋭意施設した結果、幸にして形勢の緩和を見るに至つた。

第七 物資の調達及輸送

九月二日、食糧米の供給方に關して内務省より電報があつたので、直に廳員數名を會津地方及中通方面に出張せしめて買付に着手せしめ、尙ほ各郡市長及各穀物検査支所に照會して確實に買付移送し得べき在米として白米約五千石、玄米約五萬石といふ數を得たので、爾來係員は晝夜兼行の努力を以て買付及輸送の方法を講じた結果、四日より七日迄の四日間に白米五千六百三十五俵（二千二百五十四石）を發送し、之が引渡の爲めに廳員を川口町に出張せしめたが、其後の情報に依り、罹災地では各方面からの供給米が潤澤になつたといふことで、八日以後は米の發送を見合はせにした。

五日、遞信次官より副食品、日用品等の輸送方を依頼されたので、縣水産試験場其他の手を経て、多量の水産品

其他日用品を同試験場の附屬船營城丸に積込み、六日小名濱出帆、七日芝浦着の運びに至らしめた。

六日、救護事務局より馬鈴薯五萬貫輸送方の依頼があつたので、直に其の手續を採つた。

濱三郡木炭同業組合では罹災者救済の爲め、十月一日より南千住隅田川驛前に木炭廉賣所を開設し、殆ど元値を以て販賣を始めた。

第八 義捐金品

災害勃發に伴ひ、先づ何よりも大切な品は食糧品であると思ひ、縣では取敢へず白米六十石を調達して、救護事務局宛寄贈した。

震災救護義捐金出納事務規程に據る分任出納官吏取扱に係る義捐金は三百八十一圓二十三錢であつた。本縣では別項記載の如く震災救済會を組織して義捐金品の募集を爲したので、本項に該當する金額は極めて少額である。

震災救護會に於て募集した義捐金額は十月二十日現在の計算で約十八萬七千圓に達した。義捐品の見積価格は十月十五日迄の計算で九萬五千餘圓に達した。金品とも其後尙多少應募あるべき見込である。

福島縣教育會では罹災地學校生徒の爲め救済義捐金の募集に着手し、縣下の中等學校及小學校教員生徒兒童の義捐を勧誘した結果、一萬二千三百四十四圓八十七錢を蒐集し、之を文部省に送付した。

縣では罹災小學兒童の爲め教科書其他學用品の蒐集に着手し、教科書類十萬八千九百十九冊、雜書類千八百八十二冊、雜記帳二萬三千二百九十二冊、用紙類二十七萬三千餘枚、毛筆及鉛筆六萬二千八百六十本、其他墨・衣類・足袋・下駄・風呂敷・手拭・慰問袋・雜品等を數多蒐めて文部省に送付した。

愛國婦人會福島支部では、義捐金五千五百二十八萬圓餘、義捐品として白米三百三十石、衣類八千二百六十點、食糧麩一萬餘包、慰問袋二千二百五十九包、以上見積価格二萬五千餘圓を蒐集して、救護事務局及愛國婦人會本部へ送付した。

福島縣神職會でも會員中より義捐金の募集を爲した。

第九 罹災地の救援

(1) 東京方面

九月七日、埼玉縣浦和町に本縣救護事務所を開設し、縣と罹災地との通信連絡を圖り、調達及寄贈物資の受渡に任じ、漸次に田端・日暮里に進み、十月一日よりは本郷三丁目、五日より二十二日までは本郷六丁目に本據を構へ、其間適當の期間内、日暮里・上野・向島・巢鴨・大塚・駒込・新宿・澁谷・市役所前等に支部又は派出所を設け、縣出身者の人事相談、安否の調査、職業紹介、救済物品の配給等を爲した。此間地方課長・土木課長・社會課長以下の縣吏員絶えず交代出張して事務に執掌し、福島市内の青年團員二十餘名之を援助し、十月二十三日を以て閉鎖した。

(2) 横濱方面

横濱方面に於ける救護施設は九月十九日より開始し、社會課長主任となり、廳員三四名交代に事務を執掌した。事務所としては當初紅葉坂に天幕張を爲し、後に急造バラックを建てて之に充て、主として縣人の人事相談、安否の調査、職業紹介、歸郷の世話及救済品の配給等を爲した。十月十三日在濱縣人會の催しで、縣人慘死者の追悼會を鶴見總持寺で營んだ際には之が後援を爲し、事務所員一同が参拜した。斯くて十月十五日に引揚げた。

第十 避難者の救護

本縣は地勢上東北地方の關門を爲してゐるので、東北地方への避難民が殺到して來るのみならず、縣下に落付く者も尠からぬので、沿線の各郡市町村では何れも驛々に救護施設を開始し、消防組・青年團・在郷軍人分會・醫師會等の援助を受けて晝夜の活動を爲し、飲食物其他日用品の給與、傷病者の治療等に努め、劇場・寺院・旅館又は特志者の邸宅を開放して收容救護所に充て、重症者は病院に收容するなど親切に慰安救護を爲し、九月二十日に及んだ。此間縣下の各驛に下車したる避難者の總數は無慮四萬餘人を算したが、更に他地方へ志した者或は歸京した者があり、九月二十五日現在の調査では一萬七千六百九十一人を算した。

第十一 失業者の救護

社會局長官の通牒に依り、罹災失業者の救済を爲すべく調査を遂げ、差當り縣事業に要する土工人夫二百七十人を引受け、尙ほ各地に臨時職業紹介所を設けた。

第十二 救護

縣では石川衛生技師以下係員五名、看護婦五名を以て救護班二團を組織し、五日出發、六日より本所區藤代町東京電燈會社倉庫内に治療所を設け、十一日間に傷病者千二百二十五名を診療した。

赤十字社福島市部では職員三名、看護婦七名より成る救護班を上京せしめ、九月三日より二十七日迄上野公園に二十九日より十月十九日迄千葉縣習志野に於て治療に従事し、前後合計四千七百七十九人の患者に接した。

九月三十日、縣は更に異衛生技師外一名、看護婦二名より成る救護班を神奈川縣に派遣し、十月五日までの間受

甲郡厚木町に於て患者三百三十二人に接した。

耶麻郡醫師會は職員三名、看護婦四名、事務員一名で、大沼郡醫師會は醫師一名、助手二名、看護卒三名、看護婦二名で、石川郡醫師會は醫師二名、看護卒二名で、何れも救護班を組織し、五日乃至八日間宛、上野公園に於て治療を爲し、總計二千八百一名を診療した。

縣下各驛では、縣衛生技術官、赤十字社支部及各郡市の特志醫師出動して、避難傷病者の應急手當を爲し、重症者は入院せしめて治療を施した。其の人員總計千八百二十四名を算した。

第二十二章 岩手縣

第一 救護着手

關東震災の情報は當日午後八時に達したのであるが、其の稍々具體的の報に接したのは二日の午後二時で、縣では事態の愈々容易ならざるを知り、直ちに廳中會議を開いて左の三項を決定した。

- 一、白米一千石及其他の食糧品及材料品を早速購入送付すること。
 - 二、各郡市に急報して食糧品及材料品の急送を促すこと。
 - 三、赤十字社岩手支部をして救護班を組織急派せしむること。
- 物資の購入に就ては直に廳員を各郡に派遣して之に着手せしめ、同時に郡市に對し電話電報を以て異變を急報し、

此際大に努力して救援に着手すべき旨を達した。

赤十字社岩手支部は直ちに醫師四名、薬剤師看護婦等十六名を以て救護班を組織し、二日午後九時知事之を引率して上京し、直に活動を開始した。

第二 縣出張所の設置

三日、消防夫五十一名、青年團員其他四十五名を以て應援隊を組織し、應員二名之を引率して入京し、埼玉縣川口(後に日暮里に移した)町に本縣出張所を設置し、救護品の配給及縣人罹災者の慰問救護に當らしめた處、事務繁劇を極めたので、六日技師二名及屬官以下十一名を増派し、九月十六日を以て之を閉鎖した。

四日、盛岡驛構内に縣出張所を設け、應員及盛岡市吏員數名晝夜出張し、愛國婦人會員・在郷軍人會員・青年團員・處女會員等の出勤を促して、連日引續き救護品の輸送及來縣者の慰問救護に當つた、縣下の重なる驛々でも郡町村の吏員が各團體の出勤を得て同様活動した。

第三 物資輸送及義捐金

物資の輸送に關しては、二日應員を郡部に派遣し、最寄の郡役所員・警察署員・役場吏員協力の下に奔走して購入輸送に努めた結果、同夜早くも花巻・水澤の兩驛より白米二車の汽車輸送を爲し、以後漸次輸送の運びに至つた。又釜石港よりは罐詰及生魚を汽船及冷蔵船に積込み、三日正午芝浦に向はしめた。同船でカジキ鮪三百九十貫を宮内省に献上した。

九日、横須賀戒嚴司令官より木材購入の照會に接し、直に應員を宮古・大船の兩港に特派し、四千六百餘石を購

入して海軍特務艦に積載發送した。

一回、縣は郡市役所を經、汎く縣下に對して義捐金の募集を爲し、市町村に於ては在郷軍人會員・青年團員・處女會員・愛國婦人會員・各種宗教團體員等の助力の下に、日夜奔走して義捐金・食糧品・衣類・日用品等を蒐集し、特に義捐金の募集に關しては、五日各郡市に通牒すると同時に新聞紙を以て檄を發した處、好成績を收め、其額拾四萬餘圓に達した。

第四 救護班の派遣

赤十字社岩手支部救護班は支部長(知事)引率上京、三日午後川口驛に下車、直に救護に従事し、四日日暮里に移り、次で第二班を組織して東京市中に移り、更に横濱市に移りて大に活動した。其の組織の内容及成績は左の通りである。

第一班は醫師四名、薬剤師一名、書記一名、看護婦十一名、使丁三名、計二十名を以て組織し、二日出發、九日間、日暮里に於て救護に従事し、内科患者三百七十九人、外科患者四百四十二人、計八百二十一人を診療した。

第二班は第一班上の際、其の一部を殘留せしめて組織したもので、醫師二名を初め十二名より成り、九月十四日以後二十三日まで麴町區有樂町日本赤十字社假事務所にて巡回救護に従事し、九月二十四日より横濱市井土ヶ谷町に於て救護に従事し、内科患者二百三十人、外科患者百二十八人、計三百五十八人を診療した。尙十月七日赤十字社本部の要求に依り本縣支部看護婦六名を派遣した。

尙ほ縣は更に縣醫師會と協定し、巡回診療班を組織して主要停車場に配置し、避難者の搭乗せる各列車毎に乗込

ましまして傷病患者を診療せしめ、其の重症者は下車せしめて最寄の病院に收容することとし、九月二十三日で續けた。其の成績は次の通りである。

患者二百十八人、入院患者三人、施術を行ひたる者八十八人。

出勤醫師延人員百六十二人、同看護婦延人員七十二人。

第五 救援團體の派遣

本縣より震災地に出動した救援團體の数は十八團體、人員六百四十一人、延人員二千八百八十四人で、何れも奉仕的精神を發揮して、或は縣出張員を援助し、或は實地の活動を爲し、或は縣人罹災者の消息を報道する等、何れも困苦缺乏の間に能く其の任務を完了した。團體組織の内容は在郷軍人會員・青年團員・消防組員等の單純組織或は混成組織である。尙ほ震災救護事務局の要求に依り、九月十日大工五十人を募り、神奈川縣に派遣して十日間働かせた。

第六 避來者の救護慰問

管下の主要停車場及船着場へは、夫々救護所を設置し、愛國婦人會員・青年團員・消防組員・在郷軍人會員・處女會員等出張して、避難者の下車する者、通過する者に食事湯茶を與へ、或は衣類・食糧品・慰問袋・日用品・藥品・食玩具等を寄贈する等、晝夜を別たす救護慰問に努めた。避難者の縣下に下車又は上陸した者の数は六千八百四十一人を算した。

第七 職業紹介

盛岡市では驛前に臨時職業相談所を設置し、避來者中の求職者に對して職業紹介を爲さしめ、九月二十五日を以て閉鎖した。其の成績は次の通りである。

求職者 男 九十二人 女 十人 就職者 男 四十一人 女 六人

第八 聖旨の傳達・人心安定及暴利取締

各郡市に通牒を發し、各町村をして戸主會の總會を開かしめ、其の席上に於て詔書の捧讀竝に縣告諭の傳達を爲さしめて一般民衆を鼓舞し、極力救援復興に盡さしむるやう努めしめた。

罹災地に於ける流言は本縣地方へも蔓延して人心の安定を缺くの虞があつたので、極力之が鎮靜に努め、一面に縣在住の鮮人に保護を加へた。

暴利取締に關しては告諭及通牒等を發して郡市町村及警察方面より其趣旨を傳へしめ、何等惡影響を見なかつた。

第九 避難者の健康状態

八日各警察署及分署に通牒を發して、避來者の一般衛生上に注意せしめ、且つ其の健康回復に努めしめ、絶えず檢病的戸別訪問を爲さしめた。其の狀態は左の如くである。

管内避難人員三千七百五人の内。重症五人、輕傷五十人、傳染病一人、非傳染病十二人。

第二十三章 青森縣

第一 救護開始

九月一日夜、鐵道運輸事務所の電話に依り東京地方に大震災のあつたことを知つたので、二日早朝部課長及各課の主任を招集して、救護方に就き協議を遂げ、直に手筈を定め、一面理事員及屬三名を打合せの爲め上京せしめ、爾來縣廳員は救護事務の爲めに夜勤を續け、各課一名宛の徹夜勤を爲さしめた。

第二 告諭及義捐金

二日告諭を發して此際に於ける縣民の心得方、救護に専念なるべきことを諭し、又重なる官民發企となりて義捐金を募集を爲すことに手筈を定め、直に各郡市長・各警察署長・縣立學校長に通牒を發し、一面新聞紙にも募集廣告を爲し、極力懇懇した結果、義捐金二十四萬六千三百圓、物品見積價格三萬餘圓の應募を見た。

第三 縣の救護費支出

罹災地に食糧品、必需品を供給するに要する經費を支出する爲め、三日縣參事會を招集し、左の件を可決した。

一、一時借入金に伴

大正十二年度に於て救濟品購買費に充つる爲め金九十萬圓の一時借入を爲すこと。

一、大正十二年度縣歲入歲出追加豫算

救濟品購買費金九十六萬七千六百六十一圓、縣收入取扱費金二萬四千三百圓、計金九十九萬九千九百六十一圓の追加にして、購買品は主として白米・菓子・罐詰・鹽干魚・味噌・醬油・木炭・馬鈴薯等とす。

一、大正十二年度縣歲入歲出追加豫算

特別救助費金一萬圓の追加。

第四 物資の調達及輸送

取敢へず購買蒐集し得た食糧其他を急送することとし、鐵道當局と交渉して敏速輸送の計畫を樹て、二日午後五時青森發の汽車便を以て罐詰及蠟燭二車、引續き夜に至り白米五車の發送を爲した。其後關係中央府より無線電信又は電信を以て食糧品・小屋掛材料等急送の依頼に接したので、爾來銳意購買蒐集を爲し、汽車又は汽船便で續々發送した。其品目は非常に多種且つ多量で、合計すると貨車百五十、客車五、船舶五隻に達した。

東京に派遣した理事官の一行及其後増派した吏員は田端に縣出張事務所を置きて到達の列車を調査し、芝浦へも吏員を遣はして船舶の貨物を調査し、急速に當局へ引渡すことに努力した。二十七日事務所は上野櫻木町に移し、十月十八日に之を閉鎖した。

第五 通信連絡

通信は鐵道省の電信電話に依り、福島・新潟・仙臺等を介して辛うじて概略を得るの外はないので、青森運輸事務所に臨時電話を架設し、之に吏員を常置して情報を得るに努めしめ、一方無線電信に依つて大湊要港部に入り来る情報を電話で報告を受けしむる外、廳員を仙臺鐵道局に派して通信の中繼を爲さしめた。

第六 救護班の派遣

赤十字社青森支部と協議し、囑託醫・縣衛生技師・警察官及看護婦十名より成る第一班を組織し、三日出發東上せしめ、更に前同様の組織に成る第二救護班を五日、第三救護班を十二日出發せしめた外に、尙主として在京罹災縣

人救護の目的を以て、在郷軍人六十名より成る一團、十二名より成る一團を東京に、醫師看護婦及新聞記者等十五名より成る一團を東京及横濱に派遣し、夫々活動せしめた。

第七 避難者救護所設置

避難者救護の爲め、四日青森驛前に救護所を設け、縣市の關係吏員は殆ど不眠不休の活動を爲し、婦人會員・基督教會員・中等學校生徒等も交々出勤して、或は食事を給し日用品を與へなどして大に慰藉救護に努め、人事相談所をも附設して身上相談・職業紹介等をも爲した。尙ほ赤十字社支部は北海道移民事務所を借受けて傷病者の治療を行ひたる外、醫師一名、看護婦一名を以て一組とせる救護班數組を組織して交互に尻内・碓蘭間の列車に乗込みしめ、車内に於て手當を加へ、愛國婦人會支部も日夜詰切つて衣類・履物等を給與した。

主要驛の町村でも青森市同様に救護所を設け、青年團・軍人分會等が夫々部署に就き、誠意を以て救護に當つた。避難者の中、本縣に留まつた者の數は五千二百九十五人で、青森驛を通過して北海道に渡つた者の數は一萬六千五百八〇名あつた。

第八 應援警察官派遣

警保局長よりの照會に依り、警部以下五十二名の警察官を十八日東上せしめ、尙ほ田端の縣事務所へも二名宛二回に派遣した。

第九 物價調節其他

物價の調査を圖る爲め、且つは暴利買占・賣り惜みを防ぐ爲め、五日青森市内商工家の重立者を會合して充分警

告を與へ、二十日には物價調査會を開いて標準價格を發表し、警察署をして嚴重に取締を爲さしめた。又金融の梗塞を防ぐ爲め、五十九銀行をして縣保證の下に日本銀行より融通を受けしめ、十七日縣下の銀行業者十六名を招集して注意を促す所があつた。其他流言浮言の取締・非常警備等の方法を講じた。

第二十四章 山形縣

第一 米穀の買上げと輸送

山形縣は關東地方慘狀の報に接すると同時に、關東震災救護委員を設け、糧食米其他救護に關する方針を定めて實行に着手し、直ちに内務部長以下を上京せしめ罹災地の實情に鑑み左の施設をなした。

糧食米に關しては、救護事務局の電命に依りて玄米一萬三千七百三十二石を買上げ、内九百四十八石は玄米の儘他の一萬二千七百八十四石は精白の上、九月三日より逐次積出し、尙ほ生活必需品等を合せて、同月二十六日迄に全部の輸送を完了し、輸送上迅速確實を期する爲め、山形運輸事務所に就き種々打合せの上、發着驛へ吏員を派して督勵せしめた。

第二 救護班及警官の派遣

救護班十一班を編成し、同月四日・五日の兩日間に互り、醫療用品携帯の上派遣し、滞在延日數五十八日間、其の取扱ひたる救療患者は延人員三千三百二十九人を算した。

醫療藥品及衛生材料等を輸送し、更に罹災地警備取締應援として、同月八日、警部以下巡查百十名を撰抜派遣したが、十月三日勤務を終へて一先づ全部歸縣し、更に九月三十日、警部補以下巡查三十三名を約一ヶ月間滞在の豫定にて派遣し、猶巡查用夏服六十五着を警視廳に輸送した。

第三 建築用材の輸送

建築用材に關しては、丸太角材三萬七千七百五十一石、板一萬二千三百八十六間を準備したるも、大部分必要なきとのことにて、其後協調會の依頼に應じ、九月十六日・同十九日の二回に亘り、木材九車分を發送した。

第四 通信上連絡の保持

諸交通、通信機關杜絶の爲め、震災地の確實なる情報を知悉する能はざる結果、栃木・埼玉・東京に警察官若干名を配置し、警察電話・鐵道電話・電信を利用し、又は不斷配置員の往復を以て情報機能の完備を期し、更に情報の推移に徴して縣内警察の取締を勵行した。

第五 義捐金品の募集

先づ本縣所屬職員の離出に依る金三千六百餘圓を取纏め、更に九月三日各郡市長を通じて、縣下一般に涉り義捐金品を募集した。其金額は三十七萬四千三百四十九圓十五錢、外に國庫債券二千五百圓であつた。

第六 出張所の開設

本縣は最初埼玉縣浦和町に臨時事務所を設け、更に九月六日東京市小石川區表町村山同郷舎内に出張所を、東京市内に七箇所を設け、出張所に於ては一般罹災者並在京罹災縣民(傷病者に對しては特に臨床給與)に對し

指定寄附による白米を無代施與と廉賣とをなしたる外、自動車三臺を使用して生活必需品を給與し、其の救護人員一萬四千人に達した。

尙ほ本縣廳及縣下各郡市役所と連絡の上、縣人安否調査、人事相談を開始し、其後罹災地の秩序恢復と共に、十月二日以来、出張所の規模を縮小し、縣人安否・人事相談を繼續する外、指定寄附の白米廉賣に依りて得たる代金三千餘圓を以て、毛布・木綿(針・糸・鉄を添へ)類を購入して、最も悲惨なる在京罹災民一千百三十八名に給與し、十月三十一日を以て救護事務の大體を終了して、出張所を閉鎖した。

第七 慰問袋・教科書其他の募集

九月十一日各郡市長及縣立學校長を通じて縣下諸學校生徒・青年團・處女會員に對し、罹災生徒に給與すべき慰問袋を募集し、一袋單價五十錢内外の學用品を入れ、總數二萬一千四百四十四袋、外に慰問袋代として現金八百六十八圓九十五錢を纏め、文部省を経て横濱市罹災者に分與し、尙ほ罹災生徒に對する教科書學用品は、縣下の書籍商文房具商及一般有志より寄附を募集し、教科書・日用品一、九二八一點、外雜品三六捆は文部省を経て夫々頒與した。

第八 青年團の奉仕

本縣聯合青年團の名により各郡市青年團に對して震災救護奉仕方募集したる處、志望者續出し、一班四十名を以て十班を編成し、九月二十日より十月三十日迄、郡視學附添の上、漸次出發し、各班共滞在八日間内外に亘りて、東京市、文部省と協議の上、帝國大學・博物館・傳染病研究所・航空研究所・農科大學等の燒跡、又は震災後の整理に従事し、別働隊として三十名の青年團員は縣出張所に屬して、救助品配給・縣人消息調査等に力を盡した。

本縣下の在郷軍人團員九名乃至六名を以て組織したる五班(外別働隊四ヶ班)を派遣し、本縣衛生班・本縣出張所・關東戒嚴司令部の事務の援助をなした。

第九 日用必需品廉賣計畫

救済の一端として、本縣物産中の日用品廉價販賣を、東京市内に於て爲すべく計畫したるに、山形市並山形商業會議所も同様の企圖をなしつつある爲め合同施設と決したるが、農商務省より其の趣旨は可なるも、結果は罹災地の小賣商人を壓迫するものなりとの旨に依りて中止し、更に協議を重ね、本縣出身罹災者に生業を興ふる傍ら一般罹災者に日用必需品の廉價供給を目的とせる山形縣罹災者後援會を組織し、縣より五千三百圓の補助金を交付した。

第十 金融に關する措置

大震災は本縣重要物産の取引上甚大なる影響を及ぼし、取引貨物の被害に及び、加之重要物産中の繭・生絲・織物・米に對する金融は極度に硬塞したるを以て、縣下當業者の困憊は一方ならず、若し之を等閑に附せんか由々敷問題を惹起すべきに鑑みて、金融の圓滑を圖るを急務なりと認め、種々熟議の結果、不取敢内務部長を福島市に出張せしめ、日本銀行福島支店長に面談の上、本問題の解決に關して擔保品種の擴張並擔保品價格の引上其他の諒解を得るに至つた。

織物中輸出絹織物に至りては、取引地横濱市の災害甚大なるを以て特に著しき影響を蒙りたれば、該織物産地たる西田川郡鶴岡町所在の各銀行頭取並支店長を、内地向絹織物たる米澤織に對しては、山形市所在の兩羽銀行頭取等を本廳に招致して、各當業者と共に親しく協議をなし、銀行をして可及的便宜を計らしめたる結果、輸出織物業者は數日の休業と約一ヶ月の夜業廢止を行つたのみで、順調に各自其の機業をなし、且つ米澤織の如きは相當の融資を得て、其の急を救ふ事が出來た。

本縣に於ける秋繭の産額は約三十萬貫に達し、其の價格十貫目に付き百圓位の見込なりしが、震災の影響に依りて金融硬塞の結果、其の價格著しく低落し、六十圓乃至七十圓にて取引されることとなり、養蠶家の不利甚しくなつたが爲めに、本縣は日本銀行福島支店に交渉の上、同支店より山形市兩羽銀行を通じて、縣下製絲家兼繭市場に對し、秋繭取引資金を融通されて金融の途開けたる結果、其の價格は頓に騰貴して、平均約百五圓位に上つた。兩羽銀行が日本銀行支店より融通を受けて縣内當業者に貸付たる金額は約百五拾萬圓に上つたとの事である。

第十一 各種團體の活動

一、赤十字社支部

赤十字社山形支部は罹災傷病者救護の爲め救護班を組織し、災害地に於て活動したる狀況は左の如くである。

第一救護班

支部主事は醫員二名、看護婦四名を引率し、九月三日當地出發、王子町に救護所を開設して、内科百二十二名、外科八百九十九名、計千二十一人(延人員千四百四十人)を救護し、同月九日歸還した。

第二救護班

同月四日醫員一名、書記一名、看護婦五名、山形を出發し、本社指揮に依り、東京府廳内の救護所に於て内科・外科患者千十七名を救護し、同月十一日歸還した。

第三救護班

同月十四日醫員一名、書記一名、看護婦三名、山形を出發し、東京府廳前の救護所に於て、内・外科患者二千五百九十三人を救護し、同月三十日歸還した。

右の外本社召集に應じ十月七日より看護婦六名を本社に派遣した。

二、愛國婦人會山形支部

罹災者にして山形驛通過又は下車する者多數の爲め、山形市主催避難民救濟所と協力して山形驛前に出張所を設け、九月七日より同十七日迄、連日、支部長以下婦人會役員及支部職員出場し、避難者中、比較的困難なる者及老幼者に最善の救濟をなすべく白餅及煎餅・菓子各一袋宛を贈與し、各列車毎に出動慰問をなしたる外、日々看護婦二名を派遣して罹災者に應急手當を施した。更に管内會員二萬八千餘人を督勵し、縣内一般の篤志者の同情に訴へて、副食物・被服類其他日用品等を募集し、本部に送致して罹災者に配給を依託した。

三、其 他

縣下各驛を通過又は下車する避難者に對しては、夫々關係市町村又は前記二團體の外各種團體等出動して、相當の救濟を請じ、更に其の實を學ぐべく縣費より五千五百圓を郡市長に配布した。

第十二 各 取締

人心動搖の防止、流言の取締、暴利取締、鮮人の保護警戒、列車内の移動警察、停車場の取締、其他高等警察に屬する取締に關しては各警察官・署長を督し極力勵行したが、其結果極めて靜穩にして特に記すべき事故はなかつた。

第十三 罹災生徒の轉入學

罹災中等學校生徒中、本縣出身者にして差當り學習の途に惑ふ者四十九名を縣下各中等學校に轉入學又は假編入を許した。

第二十五章 秋 田 縣

第一 救援準備

九月一日京濱地方に大震災害ありしとの噂は當夜耳にしたけれども、模様は一向判然せぬ。二日に至り新聞紙の報道で情報が稍々知れたので、縣では直に當部長各課長等を招集して救援方法を擬議し、廳内各課に夫々事務を割當てて手筈を定め、尙ほ本省と打合せ且つ情況視察旁三日警察部長を上京せしめた。

第二 物資輸送

二日社會局長官より食糧供給の依頼電報があつたので、直に關係吏員を各郡に急派して之が調達に當らしめ、四日取敢へず白米六百石、玄米二千三百六十六石を便宜各驛から輸送し、一面係官を埼玉縣川口町及東京府田端に出張せしめ、輸送品の引渡を爲さしむることとした。

五日縣參事會を招集して、米穀買入費縣費立替に關する豫算を議決した。

尙ほ林産地たる本縣としては、今回の如き際には必ずや木材供給の任に當らざるべからざるを察し、九日より關

係吏員を各郡に派して、製品貯蔵高、材料の準備、製造能力等を精査し、此際極力能率を挙げしむる様奨励して、供給上遺憾なきを期した。斯くて罹災地各方面よりの需めに應じて輸送した建築材料其他林産物は、木材及板八萬九千餘石、杉皮九萬二千五百間、蕙十二萬六千五百枚、繩三萬把、木炭三百二十二俵、其の合計價格約百二十萬圓に達した。右の外、縣を經ずして直接産地より供給したのも多少ある。

第三 義捐金品の募集

三日、取敢へず第一回義捐金として、郡市より五萬圓、縣廳部内の官吏より八千圓の計畫を樹て、之が募集に着手した處、旬日ならずして豫定以上の額に達したので、更に縣下一般より金品を募集するの計畫を樹て、十二日、郡市長及資産家數十名を縣廳に會合して協議する所あり、爾來町村當局の手を經て極力募集した結果、十月中旬迄に約十萬圓の應募があつた。

最初に募集した第一回の義捐金で、白米五百六十四俵此價格八千五百二十圓、食糧品二十一種此價格約三萬圓、日用品四十七種此價格五千九百圓、木炭一萬一千七百六貫此價格五千四百五十一圓、蕙五千三百五十枚此價格九百八十九圓を購入して輸送した。

三日より義捐品募集事務所を縣會議事堂内に設け、食糧品・家具・被服等現品の寄贈を求めた處、續々寄附の申出があつたので、之を取纏め、八日より二十日に互つて之を輸送した。其の見積價格は四萬六千八百餘圓を算した。

第四 救護班の派遣

罹災救助の目的を以て、縣屬三名、醫師一名、人夫十六名を以て救護班を組織し、六日出發、八日着京、上野公

園博物館前庭に天幕を張つて秋田縣救護事務所の本部となし、支部を市内數箇所設け、一般罹災者に對し救護を爲し、金品を給與した、其の數は約一萬二千人に及んだ。それと同時に罹災縣人に逢ふ毎に歸縣の世話を爲した。

尙十一日より特に在府縣人の安否調査、金品給與、歸郷者世話等の目的を以て、本郷根津小學校内に右本部を移轉すると同時に、市の内外に在住する縣人有力者に依頼して其の私宅十箇所支部を設置した。

尙ほ横濱方面救援の爲め、前後三回出張して、東京に於ける略同様の方法を採り、二十九日本部を第一高等學校内に移し、更に一般罹災者五千人に對して物品の給與を爲した。以上救護の人員は一般罹災者約一萬七千人、縣人罹災者九千餘人を算し、此内八十名は特に取纏め引率して歸縣した。給與品の重なるものは米・餅・味噌・醬油・鹽・鮭・澤庵・木綿類・被服類・蠟燭等であつた。

右の外、警察官十名を以て別に救護班を組織し、五日上京せしめ、要所々々に之を配置して、在京縣人の安否を尋ねしめ、一面各種の救護團體と連絡を保つて、救護の遺憾なきを期するに努めた。此班に於て縣人の安否所在を審にした數は千四百二十名を算した。

第五 赤十字社の活動

赤十字社秋田支部に於ても、救護班を東京に派遣すると共に、避難來縣者中の傷病者の爲めに秋田驛に救護所を設け、一面本社の需めに應じて、看護婦六名を派遣した。救護班は第一回として派遣したのが醫員二名、看護婦五名で、九月四日より十日までの間、日暮里に於て治療に従事し、患者八百三十四人に接し、第二回も醫員二名看護婦五名で、九月十日より十八日までの間、淺草公園に於て患者九百八十三人に接し、第三回は醫員二名、調劑員一

名、看護婦七名で、九月十八日より十月二十五日までの間、第二回派遣の跡を引受けて、患者六千五百三十四名に接し、更に第四班を派遣して第三班と交代せしめた。秋田驛救護所では醫員二十三名、看護婦四十名が交互に出動し、九月六日より十八日までの間に於て患者二百三名に接した。

第六 愛國婦人會の活動

愛國婦人會秋田支部に於ては、第一に義捐金品の募集を企て、義捐金一萬六千二百九圓餘、衣類四千九百一十一點、食糧品二千七百六十七點の寄附を得、此内衣類六百五十點は縣内避難者の爲めに保留し、其外の衣類及物品は悉く震災救護事務局に發送し、義捐金は之にて縣産の横手木綿を購入し、女子師範學校・各高等女學校及秋田・土崎・能代の各高等小學校生徒に託して袷類に縫ひ上げ、縣内避難者の爲めに百十二枚を控除した外の七千三百六十四枚をば十月五日主事携帯して輸送した。

尙ほ婦人會員は六日より十八日迄、縣内各驛に交々出動して、通過と下車とを問はず避難者に食品及慰問品の給與を爲し、下車者の需めに應じては職業の紹介をも爲し、實情に依りては金圓をも給與した。

第七 救護團の活動

縣私立濟生會・醫師會・齒科醫師會等は聯合して秋田縣救護團を組織し、四日以来交々上京し、江東方面罹災者の爲めに龜戸小學校内に救護所を開き、熱心に任務を遂行した。其の第一班は醫員六名、看護婦十一名、事務員三名、人夫六名で、六日より十日まで、第二班は醫員九名、看護婦十九名、事務員四名、人夫九名で、八日より十二日まで、第三班は醫員九名、看護婦十一名、事務員三名、人夫九名で、十日より十四日まで、第四班は醫員五名、藥劑

師一名、看護婦八名、事務員二名、人夫六名で、十三日より二十日まで、救護患者總數は外科六百九十一名、内科千三十四名を算した。

第八 鐵道沿線町村の活動

縣内への避難者に對しては、鐵道沿線の各町村當局を首め、青年團・在郷軍人會・愛國婦人會等が一齊に出動して、各驛に救護所を設け、下車及通過の者に食品其他慰問品を給與した。其の人員は約六千餘人に及んだ。

第九 避難罹災者の救護

九月二十二日より十月二十一日に至る一箇月間、秋田市に臨時職業相談所を設け、就職斡旋に努め、求職者數百十名、紹介者數百名、就職者五十三名といふ成績を見た。又東京に派遣した救護班の引率して歸縣した八十名は、之を市の武徳殿に收容して衣食其他を給與し、此内の傷病者は赤十字支部病院に入院せしめて治療を加へ、其他の避難者二十名の爲めにも無料宿泊所を設けて保護を加へた。尙ほ就職地又は歸郷旅行者に對しては旅費を給與して救護の遺憾なきを期した。

第十 各種團體の活動

各郡市町村在郷軍人團・青年團其他の團體で、在郷縣人救護の爲めに上京したのが尠くないけれども茲には略す。特に秋田市の如きは、九月七日一萬圓の救護豫算を市參事會で議決すると共に、市吏員數名を上京せしめ、縣人の安否調査及救護に盡した。

第二十六章 福井縣

第一 救援事務の開始

九月一日、東京地方震災の報を受くるや、知事は廳内の幹部及隣接郡長・市長・縣會議長・地方有力者を集めて救援方法を協議したる結果、東京地方災害福井縣救濟會を廳内に置き、會長は知事、委員長は内務部長、副委員長は警察部長・縣會議長、委員は各課長、外に地方委員として郡市長・警察署長・町村長・縣市町村會議員及地方有力者を以て之に充て、部署を定めて直に事務を開始し、一面救援打合せの爲め理事官以下三名を上京せしめた。

第二 物資の調達並に輸送

三日以來、物資調達の爲め廳員を各郡に派し、郡市當局及警察當局の協力を得て、食糧品及生活必需品の調達を爲し、四日を手始めとして十一月一日までの間十數回に亘つて輸送した。之に就ては神戸・名古屋・田端・芝浦・横濱の五箇所に吏員を派遣し受渡の任に當らしめた。調達輸送した物資の重なるものは、白米六千四百四十四俵、木炭六千二百俵、鯉節四百貫、庖丁二萬挺、藥罐四千五百個、鍋一萬五百個、衣類一萬二千二百九十四點等で、其總價格十二萬八千四百七十七圓に上つた。右の内衣類は縣下の各女學校に反物を送つて裁縫せしめた。右の外縣民の義捐に係る物資も數多輸送した。

第三 救護班の派遣

赤十字社福井支部と協議して、三日取敢へず醫員以下十二名より成る救護班を先發せしめ、引續き第六日第二班として十九名を、同日第三班として十名を、十三日第四班として八名を、二十四日第五班として十三名を出發せしめ、何れも十一日間乃十三日間、交代若くは共同して活動せしめた。

第四 義捐金品の募集

義捐金品の募集に就ては、救濟會の委員を各郡市に派遣し、地方委員と力を協はせ、青年會・軍人會・婦人會・處女會・消防組等の助力を得て鋭意熱心に勸説した結果、義捐金として十八萬九千八百四十五圓餘、義捐品としても相當の數額を得た。

第五 罹災地の救援

本縣出身の罹災者救護の爲め、九月十七日以來十月七日迄小石川區金富町に福井縣救護事務所を設け、内務部長以下十三名を派遣して、東京・横濱兩地の罹災者に對し食糧・衣類・弔祭料・治療代等を給與するの外、職業の紹介、人事相談、歸國の世話等を爲した。

第六 救援費の支出

九月十日、縣參事會を招集して罹災地の状況を報告し、救援諸費十萬圓の支出を提議した處、何れも多大の同情を表して、即時に之を議決した。本費を以て東京府及神奈川縣に對しては物資を調達輸送し、千葉縣へは現金八千圓、埼玉縣及靜岡縣へは各五千圓を寄贈した。

第七 避難者の救護

通過及下車の避難者に對しては、縣下各驛に臨時救護所を設け、縣郡市町村・警察を始め、在郷軍人會・青年團・處女會・婦人會・各宗教團體等が相競ひ出勤して食糧・物品の給與を爲し、傷病者には醫療を加へ、失業者には職業を紹介するなど、何れも義侠心を發揮して慰藉救護に努めた。尙ほ縣は避難歸郷者七千名に對し一萬九千八百餘圓の慰問金を交付した。

第八 其他

暴利取締並に流言浮説の取締に關しては、各郡市長・警察署長をして銳意之に當らしめ、更に罹災地に於ける失業者救済の目的を以て、縣下の各種事業主と懇談を遂げ、九百八十餘名を本縣に引受けることとした。

第二十七章 石川縣

第一 救援物資の輸送

大震災の報知に接するや、二日取敢へず府縣制第八十六條に依り寄贈品費一萬圓支出の處分を爲し、白米二百石梅干十六本を購入し、四日縣主事及屬之を具して一先づ名古屋驛に輸し、海路にて廻漕し、更に鍋釜類千四百三十點を購入し、縣技手及縣書記之を具して田端驛へ輸送し、何れも救護事務局へ引渡した。

郡市長に對しては、救援物資募集に着手すべき旨通牒を發し、一方各種團體に對して活動を促した處、何れも好成绩を得て、寄贈物資は山の如くに集まつた。縣では之を整理し、十一回に分つて悉く輸送した。

第二 救護班の派遣

救護班を組織して派遣したのは左の通りである。

(イ) 縣派遣救護班

醫師二名、齒科醫師二名、看護婦四名、巡查二名、雇一名を以て組織し、繙帶材料、應急藥品各一千人分及患者運搬車一臺を携帯し、四日夕方出發、五日夜着京、警視廳指揮の下に向島中島小學校患者收容所に於て十一日まで治療に従事した。治療人員五百名。

(ロ) 縣市聯合縣人救護班

本縣出身罹災者の相談に應じ、且は應急救護をなす爲め、九月十五日より十月二日までの間に縣吏員兩三名宛を交互に滯京せしめ、市外東大久保なる前田侯爵邸に於て、在京學生九名應援の下に救護に従事した。此間横濱へも二回出張し、縣人會に依託して縣民を救護した。其の施行方法としては各所にポスター貼付を爲し、又知り得る所へは通信を爲した。斯くて罹災縣民の來訪したもの三千百六十四人に上り、夫等に要した費用は二千五百圓、配與した衣類は四千點を算した。

(ハ) 在郷軍人會救護班

各郡市に於て在郷軍人會員十三名乃至四十一名の小隊を編成し、夫々將校下士格の小隊長を以て之を率ゐ、總計百八十三名、山口歩兵中佐之を總率して、九月十八日出發、東京及横濱に於て格納運搬・配給、其他の雜役に従事し數日間活動した。

(二) 赤十字支社救護班

(1) 第一救護班

赤十字社支部は、二日震災の報に接するや、逸早く醫員三名、看護婦十名、書記一名、傭人二名を以て救護班を組織し、同日夜半出發、三日埼玉浦和町着、埼玉支部長の懇請に依り川口鑄物組合陳列館及川口小學校に於て、東京方面より殺到し來る避難者中の傷病者を救療し、六日より本社に依りて横濱に入り、初めは神奈川支部の燒跡に於て、八日より横濱公園に於て、何れも天幕張りの救護所を開き、露營裏に萬難を忍びつつ救療に従事し、二十一日を以て新組織の第三救護班と交代することとし、之に引繼いだ。救療患者は川口町に於て、三百六十八、神奈川支部燒跡に於て百六十二人、横濱市公園に於て二千七百八十三人を計上した。

(2) 第二救護班

第一救護班出發後、直ちに第二救護班として醫員二名、看護婦十名、書記一名、傭人二名を以て組織し、五日夜半出發、萬難を排して着京、初め淺草區新谷町に天幕救護所を開き、尋で十八日より宮城外苑救護所に移り、二十三日退京した。取扱患者数は新谷町に於て千八百九十三人、宮城外苑に於て百九十八名を算した。

(3) 第三救護班

第一救護班と交代する爲め、醫員二名、看護婦八名、書記一名、傭人二名を以て第三救護班を組織し、九月十八日の夜半出發、二十一日横濱市公園救護所に於て第一救護班より事務の引繼を受け、爾來患者五千七百四十六人を救療し、十月十三日更に新來の第四救護班と交代して引揚げた。

(4) 第四救護班

永続的に勤務し得べき救護班の派遣方を本社より照會せられたので、其の積りを以て更に第四救護班を派遣することとなり、醫員二名、看護婦八名、書記一名、傭人二名を以て組織し、十一月十一日午後七時三十分出發、横濱市公園救護所に着、第三救護班より事務の引繼を受けた。

其他別に本社に對し、救護材料の發送、看護婦の派遣等を爲した。

第三 避難者の救護

イ、金澤驛前に於ける救護班

九月四日より二十三日に至る二十日間、金澤驛前に天幕張りの避難者救護所を設け、縣・市赤十字社支部、愛國婦人會支部協同の下に、青年團員、處女會員、金澤市藥劑師會員、在郷軍人會員、佛教婦人會、婦人矯風會員等の助力を得て、避難者の下車或は通過する者に對し、慰問・救護・給與等を爲し、晝夜に涉りて活動した。

ロ、來住避難者の救護

九月六日以來、來住避難者陸續として絶へず、二十三日までに於ける金澤驛のみの下車人員にても、三千五百十八人を算した。是等の多くは所謂着のみ着のままの状態、縦へ親戚知己の家に落着くとしても、生計に困難な状態であるので、縣では此等避難者の罹災程度、家族數等を考察した上、物資給與の外に義捐金の一部を割き、一族に對し三十圓以内の金員を贈與した。

第四 義捐金

第四篇 道廳植民地及各府縣の救護

三日、縣、市、金澤商業會議所及市内の六新聞社代表者が縣廳に會合して、義捐金募集の件を協議した結果、縣、市及會議所が發企者となり、各新聞社は紙上で極力之を援助することに決定し、縣社會課の主管事務として募集に着手した處、縣民の同情は白熱的で應募總額は四十三萬五千五百七十六圓九十八錢に達した。其の處分は左の如く決定した。

金二十萬圓

臨時震災救護事務局へ

金五萬圓

大震災善後會へ

金十萬五千四百七十六圓九十八錢

縣内避難者救護費へ

金三萬圓

日本赤十字社震災救護費へ

第五 徵發品

九月八日、救護事務局より煉乳徵發の電命に接したので、早速煉乳五千磅を徵發して送付した。

九月十一日、關西救護聯合事務所よりの移牒に依り、モビル油七十四罐、グリス油三十五罐を徵發して送付した。

第六 救援費及事業費の支出

九月十二日、臨時縣參事會を招集して、震災救援費五萬圓支出の件を決議した。

震災救護關西府縣聯合事務所に加入して、事業費四萬圓を負擔した。

第七 職業紹介

縣内避來者の職業周旋を計る爲め求人ポスターを印刷して各所に貼付或は配付し、職業紹介所をして其の局に當

らしめた。

第二十七章 富山縣

第一 應急の處置

大震災の報到るや、直に理事官及警部各一名を上京せしめて、震災地の實況調査と慰問とに當らしめ、一方八十八萬の縣民は争うて義捐金品の寄贈を申出で、且つ各種團體にては之が募集に狂奔したる爲め、之が事務を統一する必要を認めて、九月三日縣下日刊新聞社と協議して義捐金募集の規定を定めて、一齊に着手し、更に四日には臨時縣參事會を召集して、即時災害慰問費として、金二萬圓の支出を議決し、白米五百石を買収して災害地に送らんとしたが、貨車配給の關係上、名古屋より海路芝浦に出でて救護事務局に引渡した。

斯くして、更に今回の救護事務の聯絡統一を計る爲めに、福井・新潟・長野の三縣と聯合して、長野市に事務打合會を開き、本縣よりは内務部長代理坂間警察部長が臨席した。

災害の被害状況を全縣民に理解せしむる爲め、平易に記述した、印刷物を縣下に配布し、且つ一碗の飯を割き一本の烟草を節して救恤の資を醸出すべき様宣傳をなしたが、日を経るに従ひて、帝都の慘狀は愈々明白となり、救済の要、益々切迫せるを見、救急品として洋蠟燭三十函、和蠟燭十三萬三千五百二十五本、燐寸十函、薙漬十四樽を急送した。

第二 組織的救援

本縣は九月五日、臨時震災救護委員の規程を發布して、右委員を選び徹宵して事務に膺り、最も敏活に臨機の措置を執つた。

(1) 救護班

一行六十名より成る、救護班は警察官十一名、赤十字社支部所屬醫員二名、調劑員二名、看護婦三十名、青年團員八名、内務部員數名より成り、九月四日夜出發、同六日着京と共に、府下日暮里第四小學校内に救護事務所を置き、食糧班・救護班・連絡班を設けて夫々任務に就き、一千七百人を救療した。猶赤十字社所屬員は東京支部の管轄に入り本縣は一先づ同所を閉鎖した。

寄贈物品中、衣類の大部分は臨時震災救護事務局に送致したが、漸次在京濱縣人の状況を詳かし、之が救助を要する者多きを以て、約千六七百點を在東京芝區富山縣人會に送付し、横濱縣人會とも連絡を執りて、同方面の縣人に配給を行つた。尙ほ災害地に在りて行方不明者となつた縣人の調査を遂げて縣下の日刊新聞に掲載報道し、更に郷里に避難歸還する者は東海道線の杜絶に依り悉く北陸線に頼れる結果、本縣管内を通過するもの陸續として晝夜の別なき有様であつたから、各驛頭には各青年團・在郷軍人會・婦女會・自警團・宗教團體等公私の各團體員は詰切り、晝夜交代して食糧品は固より、衣類・木履・藥品等會員釀出に係る物品を給與し、赤十字社富山支部は構内に醫員及看護婦を派して傷病者を診療した。縣下六十驛に出勤したる公私團體は其數二百七十に及んだ。

青年團員は各郡市青年團中より各二十名を選抜し、全員二百名、九月十四日午後九時一分發にて東上し、十日間

滞在、東京市芝區本芝の貨物陸揚作業に従事し、九月二十三日無事歸還した。此他自發的に東上救護したる團體は十九に達した。

災害當時災害地に居住又は旅行中の者に對して、調査をなし、其の内本縣に歸還したる者の實數調査の結果は左の如くである。

府縣	在歸	東京府	神奈川	埼玉	千葉	靜岡	計
在住	二〇、一三八	二、二〇一	五六一	一七四	三六九	二二、四四三	
歸還	七、三五三	六七〇	一〇	九	二二	八、〇六三	

災害に依り、失職して本縣に避難歸還したる者に對しては、之が授産就職の事に留意し、吏員を派して副業の奨励又は就職の便宜を取計る爲め通牒を發し、職業紹介所・人事相談所をして之が救護に努めしめた。富山市總曲輪大谷派本願寺別院に於ては、罹災避難民無料宿泊所を設けたが、九月八日開所以來十月十日迄の宿泊人員は男六十三名、女四十一名合計百四名であつた。失職者には同所經營の人事相談所に於て就職の手續をなした。

(2) 寄贈物品の状況

縣下二市八郡の縣民に對して、今回の震災に因りて住むに家なく、食するに飯なき罹災民の實狀を訴へ、日用必需品・食糧等の應募を勧誘したるに、縣民の同情は凝つて賑恤の美舉となり、縣下各驛には、寄贈物品山積し、十月二十日迄に二十四萬七千餘圓の見積價格に上つた。此他縣下各種學校生徒及兒童等は、教科書十三萬五千五百冊

學用品六千五百二十圓（見積價格）を寄贈したので、直に罹災地兒童に送付し、各種團體よりの物品は郡市役所に取纏め、富山驛に廻送して罹災地に送った。

(3) 徴發物品

九月六日關係掛員は會合して徴發計劃を決定し、直に委員を各市町村に派し、一方鐵道當局と交渉して貨車の配給を求めたが、同月九日に至りて、救護事務局より寄贈品以外の諸材料の注文以外は自發的發送を見合すべしとの電報に接し、尋で米に就ても已に手續済のもの發送以外は見合すべき旨、電報ありたるに依り白米・煉乳・醬油・味噌・罐詰・干魚・漬物・木炭・賣藥・木材・繩・苳・番・荷馬車・自動車・ガソリン等徴發濟のもののみを輸送した。（數量明細表は略す）

(4) 輸送

同七日輸送方法の打合を遂げ各事務の分擔を定め、翌日富山驛前に出張所を設け、更に八日には東京府下田端驛前に富山縣出張所を置いた。貨車の配給に就ては、信越線輕井澤以東の貨車牽引力に限定ありて、本縣内の各線は一日平均十輛内外の貨車配給に過ぎず、従つて各驛出荷豫定表を作製して各驛長を通じ、日々運輸事務所に要求してゐたが、實現は甚た困難であつたから、委員を直接金澤運輸事務所に派して交渉せしめ、初めて配給の圓滑を期するに至つた。尙ほ本縣より發荷せるものにして、途中直江津・長野・輕井澤等に於て切離されて、停滯する處があつた爲め、三日目毎に委員を附添せて、輸送の監督に當らしめ、且つ田端驛に駐在する出張員と連絡を執つてゐたが、輸送掛としての事務は九月二十四日に打切り、徴發品は同月二十三日に全部輸送を終り、寄贈品は小口扱のもの

のは、一旦富山驛に送らしめ、同驛より貸切貨車を以て輸送し、其の後は寄贈品掛より直接輸送する事となつた。

田端驛前の出張店は、開設當時田端驛の混雜と各驛よりの輸送する貨物が山積とのため、調査引渡に頗る困難を生じたが、九月十七日、之を了つた。

(5) 義捐金

縣下六新聞社と合同して、縣は自ら義捐金取扱の衝に當り、縣民は各自の熱情を披瀝して之に應じたので、總額二十六萬八千八百五十六圓七十九錢五厘に達した。

第二十八章 鳥取縣

震災の報が縣に到達したのは、二日の夜半ごろあつた。翌三日早朝知事官邸に兩部長各課長を集めて、協議を遂げ、救護班の派遣、食料品衛生材料の調達、義捐金品の募集等大體の方針を定め應急の方策を執り、爾來夜間日曜日を問はず關係吏員は救護事務に従事した。

三日理事官屬各一名を大阪及神戸方面に派遣して、運輸連絡に關する調査及打合せを爲さしめ、五日大阪府廳に開いた關西府縣協議會で決定した救護事務に参加し、其の聯合事務所に係員を置いた。

三日以來縣下の各種團體を中心として、物資の募集に努め、或は新聞紙に廣告し、或は勸誘狀を發した處縣民の同情は翕然として起り、各郡市町村相呼應して物資の醜集に奔走した。四日本縣救援事務所を鳥取市に設置し、食

糧品其他日用品募集の受付を爲し、十五日締切に至るまで、毎日午前七時より午後十時まで其の事務を取扱ひ、收受品は徹宵で整理荷造を爲し、鐵道便で神戸港に輸送し、同驛より海運で災害地に送つた。

二日深更食糧品、衛生材料準備方に關する内務次官の電命に接したので、急遽多數の廳員を縣下各地に出張せしめて在庫品の調査を爲し、衛生材料は直に買上げに着手し、五日發送した。

四日遞信次官より鍋釜の輸送方を傳達されたので、直に買上げに着手し、六日發達した。

六日震災の爲めに一時物資の需用激増するに伴ひ、延いて物價の昂騰又は買占め賣惜み等の弊あらんことを虞り之が取締に關する方針を定め、且つ通牒及告諭を發した。

六日郡市長會議を開いて義捐金募集の方法を定め、郡長は更に町村長を招集して協議を遂げ、爾來郡市町村吏員並に各種團體は日夜奔走して之が募集に努めた處、縣民の同情湧くが如くに鐘まり、締切期日までに十六萬三千六百六十五圓餘の贖集を見た。

其他縣教育會幹事及中等學校長等發企して、縣下各學校の職員生徒より募集したる義捐金が一萬七千一百一十一圓餘に達した。

縣廳員及各郡役所員は、内務省・東京府廳・神奈川縣廳及警視廳在勤中罹災せる人々に對し見舞金三百五圓餘を贖出贈呈したり。

尙ほ舊藩主池田家を中心とし震災本縣人の慰問並に救済を圖る爲め義捐金を募集贈付した。

六日縣參事會を招集し、震災救援費六萬圓支出の件を決議し、救護班を派遣すると共に左の慰問品を寄贈するこ

ととし、日救護事務局宛で左の慰問品を發送した。

玄米千九十俵（四斗入）、醬油百六十樽（同）、味噌百六十樽（同）、干瓢千九百二十貫、塵紙千八百束

八日文部次官の通牒に依り、震災地方在學の罹災子弟救済の爲め、縣下の小學校に對し、教科書古本及學用品の寄贈方を募集した處、立どころに書籍五萬七千九百六十六冊、學用品七百四十一點集まつたので、十三日之を發送した。

赤十字社鳥取支部は縣と協議し、醫師三名、看護婦十名及事務員一名を以て、救護班を組織し、五日午前出發し八日まで東京方面で活動せしめた。別に縣に於ても醫師三名、看護婦十名、調劑員一名、事務員一名を以て救護班を組織し、六日出發、十七日まで横濱方面で活動せしめた。

九月二十一日知事は、縣民に告諭を發して、今回の災禍に對しては、縣民一同勦力して之を救済するに努め、暴利專擅を禁壓するは勿論、聖旨を奉體して各自思想を堅實にし、浮華輕佻を戒め、勤儉力行を實踐して、遙かに帝都復興を補援すべき旨を勧めた。

第二十九章 島根縣

第一 救護品の輸出其他

本縣は九月三日岡山縣知事よりの傳達に依り、關東大震災を知り直に電報電話を以て、縣下の島司・郡市長及警察署長等に救護方法を迅速に講ずべく命令し、尙ほ吏員を急派し、必要なる物資の調査蒐集に着手し、縣廳内に臨時

震災救護事務所を設置し、委員長以下委員四十九名を任命し、知事以下各委員は徹夜、不休の活動を續けて事務の進捗を計つた。

九月五日には、急遽参事會を開會、震災救恤費五萬五千圓支出の件を議決し、取り敢へず白米一千石、罐詰九百箱二貨車分、救護材料（衛生材料九二箱、同三二箱）一貨車分を購入して震災地に送付し、九日理事官一名、屬官三名、警部一名を東京市に出張せしめて、救護品寄贈に關する事務を處理せしめ、且つ縣下各驛には縣吏員を派し鐵道當局と協力の上物資輸送を行ひ、九月二十日を以て全部救護事務局に納入の手續を了した。

第二 義捐金の募集

九月四日、各官公署・學校・實業團體等の首腦者を縣廳内に集め、縣下一般有志より義捐金を募集する事を議決して委員を定め、且つ委員會にて諸般の協議をなし、直に募集趣旨書を印刷に附して、官公署・軍隊・學校・會社・銀行・新聞社及各種團體に配布した。

今回の震災に就きて深甚なる同情を懐ける縣民は競つて義捐に應募し、九月五日の募集に先立ちて縣事務所に申込みし額は三千二十圓、翌六日に至りては實に一萬五千七十三圓八十錢に達し、爾來縣下各團體及個人は争ひて縣事務所に殺到して出捐し、其中には奇特なる贈金者も尠ならず、同胞相愛の至情は隨所に流露されて、締切期日たる九月二十五日迄に受付の義捐金は三十三萬四千二百五十一圓三厘に達し（一戸平均二圓二十一錢二厘、一人平均四十五錢二厘）、九月十七日の委員會に於て議決したる結果に依りて木炭二萬貫、莫産一萬五千枚を義捐金中より購入して東京・横濱へ寄贈する準備をなしたが、臨時震災救護事務局より「貴廳にて取纏めの義捐金は特に物

資購入方を照會したる場合の外當局の通知する迄現金にて保管せられ、其金額を通報ありたし」との電報に接したるが爲め委員會決議の物資購入を見合はせ、更に十月十三日午後二時より委員會を開いて、協議する所があつた。

十月二十五日縣屬一名を東京市に派遣して、震災地に於ける本縣在籍者罹災の狀況を調査し、松平伯爵に請ひて同邸内に事務所を設け、罹災狀況を申出さしめた。

第三 慰問品寄贈

縣民は義捐金の募集に應ずるのみならず、物資の寄贈を爲すべく、各種公共團體・學生團體・宗教家團體等は熱誠に其勸募に努め、個人も亦自發的に出捐し、或は縣事務所に或は島廳郡市役所町村役場等に取扱を委託する者陸續たる光景を呈した。現に縣事務所に對し、直接逸早く九月三日に於て申込たる松江市岡崎國臣の白米百俵及那賀郡陶器組合の水瓶一貨車・梅干八斗・薪等の寄贈申込があり、爾來日を逐うて益々多數となり、輸送事務に當る者は殆んど不眠不休の活動をつづくる盛況であつた。

本縣は九月七日、大阪府知事の交渉に依り關西各府縣聯合震災救護事務所に参加して本縣より輸送の慰問品は、必ず同所を経由して罹災地へ送付する事となし、屬官二名を大阪に派遣した。

本縣の臨時救護事務所にては島廳・郡役所に對して文書・電報・電話を頻發して可及的物資の輸送を敏活ならしむると共に、島・郡・市・町村當局は部内に對し、罹災民の慘狀を報じて物資の救護緊急なる事を宣傳し、神職會、佛教團體・在郷軍人會・青年團・婦人會・處女會・學校生徒・消防隊・米商同盟會等の各種團體又は有志は熱狂的同情の下に奮起して或は印刷物に或は戸別訪問に、且つは慈善會を催して迅速に出捐することに盡力したが、各團體及個人は

競うて慰問品の寄贈に應じ、米四百俵・衣類・二萬六千餘枚、慰問袋九千五百餘個を筆頭として、夥しき數に上り、青年團の如きは縣の通牒に依り急速に繩を製して寄贈した。

中途鳥取縣下に起れる水害の爲め汽車不通の厄に遭ひしも、極力輸送の敏速を圖つて大阪の聯合事務所に、續で罹災地に送つた。慰問品の蒐集は九月二十五日限り締切とした。

第四 學校兒童生徒の救援

九月四日、市内中學校長其他教育關係者十四名を縣廳内に招致し、種々熟議の結果、市内各學校長は發企者となり、中等學校生徒より一人三十錢以内、小學校兒童より一人二十錢以内の標準によりて義捐金を募集し、其の處理方法は縣に一任することに決した。

九月五日、前日の協定に基き、縣立學校長・島司郡市長に對して義捐金募集の盡力方の依頼狀を發送したが、其の後僅か數日間に關係當局の熱心なる努力に依りて續々申込あり、殊に全く勸誘せざる盲啞學校生徒の如きも自ら進んで鍼按又は木工製作品賣却等に依りて得た收入を以て一人平均三十錢を齎出した。斯くして締切期日までの應募人員十一萬五千四百六十二名、其の金額一萬三千二百八十七圓九十八錢五厘に達した。

右の義捐金に依り震災地方民の食品救護を最も緊急なるのとして内一萬五百圓を支出して鯖罐詰四萬八千箇を購入し、九月十一・十二の兩日に互り専門技術家に一々品質容器の検査をなさしめ、左記慰問文を貼付して荷造をなし、東京市へ七百箱を横濱市へ三百箱を關西府縣聯合事務所を経て、九月十二日松江驛より發送した。其の荷造作業は縣立商業學校生徒の勞力奉仕に依りて迅速完全に遂行した。

このたびの震災は、まことに驚きました。

この品御見舞の印までに差上げます。

島根縣初等・中等學校兒童生徒一同

更に殘額の内六百圓を以て算盤二千挺を購入し、文部省に送付して罹災生徒兒童に配給を依頼し、尙ほ文部省の依頼に基き、縣下學校生徒兒童より使用済の教科書を募集し、各島廳郡市役所及學校に於ては極力之が募集に努めたが、其總冊數四萬四千六十一冊に上り、十月六日、八日の兩日間師範學校生徒の勞力奉仕に依りて之を九十六箱に納め、外に文房具一箱とを十月十二日文部省宛に發送した。

第三十章 岡山縣

第一 救援着手

九月二日の各新聞紙は一齊に關東の大震災を報じて、詳細は不明ながらも、事實の否定を許さざるものがあつた知事は取敢へず、天機奉伺並に御機嫌伺の電報を發すると共に、兩部長及各課長を會して救援上の打合せを爲し、物資供給能力の調査及救護班組織の準備に着手し、一面各郡市長に對して義捐金品の募集に着手すべき旨を電命し且つ救援事務打合せの爲め青木理事官を兵庫縣へ、長田技師を大阪府に急派し、罹災狀況取調及通信連絡の爲めに小林警部補外二名を東上せしめた。午後十時に至り、内務次官よりの通牒が大阪府知事を經由して來り、踵で十一

時にも兵庫縣知事を経由して來つたので、茲に愈々京濱の大椿事を確むるを得、驚愕を重ねた次第であつた。

三日四日の兩日は各方面の準備調達等に餘念なく、五日には縣參知事會を開き、十二年度追加豫算として救援費十萬圓支出の件を議決し、岡山市も亦市會を開いて東京市へ一萬圓、横濱市へ三千圓寄贈の件を決議した。

此日關東地方災害救援事務章程を定め、諸係を設けて吏員を之に配置し、事務を組織的にして、活動の敏活なるを期した。

第二 物資の調達

米穀其他食糧品及日用品の供給は焦眉の急務なので、二日直に縣下に於ける此等物資の在高及製造高を調査し、米のみにも二十五萬俵を供給し得べき見込は立つた。斯くて取敢へず第一回として、米・食糧品・菓・菓子・足袋・衛生材料等を調達輸送することとし、縣吏・市吏・岡山商業會議所員相會して購入方法を協議し、三日、岡山市内及近郡を奔走して徹宵調達を爲し、四日には輸送するの手續を執つた。引續き各郡より第二回の輸送品を調達して五日輸送し、更に第三回の調達に着手中、七日、震災救護事務局より煉乳五千磅の送付を請ふ旨來電ありたるに依り、岡山煉乳株式會社をして徹宵調達せしめ、九日第三回調達品と共に發送した。十一日再び救護事務局より煉乳二萬磅送付方の電照に接したので、是亦煉乳會社をして調達せしめ、十二日、第四回調達品と共に發送した。是等物資の價格は總計十二萬五千餘圓で、外に衛生材料四千四百九十六圓、煉乳八千二百八十圓、木炭二萬一千三百五十五圓、被服材料一萬三千七百八十四圓を計上した。

被服類を調達する爲め、十二日、岡山市内公立女學校校長及裁縫教師の協議會を開き、縣下各女學校生徒をして一

萬枚を仕立てしむることに決定し、十三日之が材料を仕入れて各女學校に交付し、何れも總動員にて従事した結果十九日まで悉く調達を終へて直に發送した。其の實際の仕立数は大人用拾三千五百四十七枚、單衣四千六百五十五枚、小兒用單衣二千六百四十九枚、計一萬八百五十一枚、外に零碎なる仕立屑をも利用して、襦袢・前掛・紐等を製作した。

第三 物資の輸送

物資の輸送を爲すに就ては、岡山驛前に輸送事務所を設置して受渡の事務を執り、常に鐵道方面と聯絡交渉して輸送上の圓滑を期し、四日午前七時三十分を以て第一回分を發送し、大體東京へは八分、横濱へは二分の割合を以て配分した。尙神戸港及東京芝浦にも輸送事務出張所を置き、海路よりする物資の受渡に従事せしめた。

救護品の輸送は國有鐵道の無料なるに鑑み、縣下に在る各私設鐵道會社に對しても交渉の末、總て無賃輸送することとなつた。

第四 義捐金品募集

義捐金品の勸募に關しては、二日午後五時、取敢へず各郡市長に對して手筈すべき旨を電命し、更に三日、縣民一般よりの募集額を二十萬圓となすの標準を樹て、各郡市の配當額を定めて之を通牒し、一回官吏の離出率をも定めた。尙ほ重なる銀行會社及富豪は一般よりの募集以外とし、四日、其の向の人々四十九名を縣會議事堂に會合して了解を求め、更に五日其の中より十六名の會合を爲して懇談を遂げた處、何れも進んで贊同の意を表し、兩日に互つて十二萬七千五百圓の申込を受けた。尙ほ義捐品に就ては、鐵道輸送は無賃なるに付、大量のものは各自に於

て罹災地の行政官公署宛に送付するやう、少量のものは郡市に於て取纏め送付するやう手配した。

十一日、各郡市長に對し、罹災生徒兒童救済の爲め、古教科書、文房具等を蒐集するやう照會を發した。

縣の措置と相呼應して、勸募の任に當る向尠からず、岡山市役所、山陽新報社、中國民報社の義金募集の外、縣聯合青年團が團員一人十錢以上の範圍に於て、又縣教育會が全數の生徒兒童よりの離出に斡旋したるが如き、愛國婦人會支部・赤十字社支部等が各郡幹事部の活動を促がして募集に奔走したるが如き、其他各宗教團體・在郷軍人會・各青年團・處女會等が自發的に活動を爲した結果は、全縣下に互つて翕然たる同情を喚起し、豫期以上の成績を示して、十月二十日迄に於ける義捐金の受入高は五十四萬餘圓を計上した。義捐品の寄贈亦多大に上ほり、愛國婦人會支部の蒐集した分のみでも千六百九十三圓を算したのであるが、茲には記載を省く。

第五 救護班の派遣

傷病者救護の爲め、縣衛生課及赤十字社岡山支部の醫師六名、看護婦三十名、書記二名、警察官二名、人夫二名を以て二箇班を組織し、十五日分の食糧携帶四日午後及五日午前二回に分つて出發、何れも七日神奈川縣應に到着、赤十字班は横濱市新山下町なる海軍陸戰隊本部内に、縣班は同市程ヶ谷町小學校内に於て夫々救護を開始した續いて縣は第二班を編成し、岡山市救護班と共に六日午後出發、赤十字社支部も亦別班を編成して同日出發、何れも八日横濱へ着、縣班及市班は横濱商業學校内に於て、赤十字班は南太田町小學校内に於て夫々救護に従事したが此内、市班は十五日上京、九段靖國神社境内に於て救護に従つた。此外苫田郡醫師會に於ても、醫師三名、看護婦十名、書記一名、警察官一名を以て救護班を組織したので縣は之に看護婦・人夫各二名を加へて、九日午後岡山出

發、十一日横濱着、中村町なる市營住宅に於て救護に従はしめ、尙赤十字社支部は更に又二箇班を組織して、一東京市外田端に、一は横濱市山下町に於て救護に従はしめ、縣は更に又二箇班を組織して、横濱程ヶ谷に於て救護に従はしめた。以上救護班の數は十班で、其の内容の總數は醫師二十八名、看護婦百四十七名、書記十二名、警察官八名、人夫十六名、滞在延日數百六十九日で、救護延人員は二萬六千六百七十八名を算した。

第六 各種團體の罹災地出動

岡山第十七師團より工兵隊を罹災地に出動せしむる由の噂を聞き、縣下の在郷軍人會員は骨肉の歎に堪へず、此際何にても勞力奉仕を爲し度旨續々岡山支部に申出づるので、支部では東京本部に電照し、其の承諾を得たので、各部の該會員は夫々隊伍を組んで東上し、東京又は横濱に於て、救護官憲の命に従ひ、或は燒跡の整理に、或は物資の配給に、或は遭難者の救護に、何れも獻身的の働きを爲した。其の團數は九、員數は約三百名、滞在日數は七日乃至十日に互つた。

各青年團に於ても非常な意氣込で、申出者は千三百名達したのであるが、救護事務局の承諾を得るに至らなかつた爲めに、遺憾ながら見合せしめた。

第七 避難者の救護

罹災避難者の本縣下に歸郷若くは縣下を通過する者尠からざるべきを思ひ、各郡長に對し、町村、赤十字社委員部、愛國婦人會幹事部と協力の下に慰問救護を爲すべき旨豫め通牒を發し、一面、岡山市内に於ける收容能力をも調査した。果して七日頃より避難者が續々入縣するので、移動警察をして各下り列車の三石驛に入る毎に、旅客に

對して岡山驛に下車するや否やを尋ねしめ、救護上遺憾なきを期した。沿線の主要驛には、各郡町村の吏員・青年團・處女會・在郷軍人會・赤十字社支部・愛國婦人會支部、其他の團體が日夜交代出勤して慰問給與に努め、及ぶだけの盡力を爲した。岡山驛に於て避難者の通過した者約三萬、下車した者二千二百三十一人、無料宿泊を爲さしめた者一千六百五十六人、旅費を支給した者二十七人。特に同驛には、縣市の臨時救護事務所を置き、赤十字社・第十七師團衛生隊・縣衛生會・縣濟生協會等が詰切つて治療のことに當り、九月十九日迄の受療者人員は一千八百八十九名を算した。

第八 歸還者の職業紹介

縣は各市町村毎に歸還者員數及其の生活状態を調査し、救護上遺算なき様郡當局に通牒すると共に、岡山驛前に開設したる縣市の救護事務所をして岡山市職業紹介所と連絡を保ち、會社工場等を歴訪して求職者の就職を斡旋せしめた。愛國婦人會支部も亦職業紹介所、人事相談所を開き、種々斡旋する所があつた。小田郡笠岡町の社會事業協會も同様に努めた。斯くて各方面で就職せしめ得た總數は、男三百五十七人、女百八十八人、計四百六十五人を算した。

第九 生徒兒童の收容

縣内に避難して來た生徒兒童に對し、教育上の便宜を與ふるの必要を認め、八日縣會議事堂に於て市内各中等學校長の協議を爲し、其の結果、縣下の各公私立中等學校及郡市長に對し、避來生徒兒童轉入學に關する件を通牒し、此際特に定員等の制限に拘泥することなく、相當學年に轉入學せしめ、事情に依りては授業料を免除若くは半減せ

しめるやうにした、斯くて此取計を爲した者の數は、中學校十一名、高等女學校七名、小學校四十三名であつた。治安維持の施爲に就ては略する。

第三十二章 廣島縣

第一 物資の應急調達

本縣は三日直ちに救授委員會を設置して救授事務を開始し、翌四日緊急縣參事會に於て、災害救授費として金十五萬圓の支出を決議し、白米一千石、醬油三百石、罐詰二千五百箱、備後縞三萬反、縫針及縫絲十三箱を調達した。

第二 義捐金品の募集

救授委員會の決議に依り各市長其他と協力して義務金品の募集を開始し、殊に廣島・吳・安藝・安住・佐伯の三市三郡には急速に米穀・副食物・寝具其他建築材料の募集をなさしめ、縣社會課は特に電話を増設し、臨時事務員を雇ひて迅速且敏速に食料品・被服・建築用材・炊事具其他の募集に約一ヶ月餘を費し、縣廳・郡市役所は日曜も廢休して連日徹宵大活動をした結果、義捐金は六十七萬五千九百九十六圓十二錢（十月末日まで）、義捐物品は一萬六千六百三十五個に達した。

第三 義捐金品の蒐集と輸送

義捐金品の蒐集に付ては、各郡市共在郷軍人及青年團員を動員し、殊に物品は二團體が各主要地にて蒐集し、更

に廣島市宇品港陸軍運輸本部構内に搬入して、陸軍備船喜美丸・梅丸に搭載して芝浦に回航し、其後は交通機關復舊の爲め鐵道省と交渉して九月二十九日に輸送した。

第四 震災地に於ける救護班

九月五日總員七十一名より成る醫療救護班を派遣し、更に東京市内に於ける本縣人救護の目的を以て廣島縣人救護班を組織し、義捐金中より四萬圓を支出の上、本郷區彌生町修道館内に事務所を置き、物資の配給・職業資金の貸付・歸郷旅費の貸付・收容救護・人事相談等の施設をなした。

横濱市の罹災廣島縣人には義捐金中より金五千圓を支出し、別に東京の救護班より金七千圓を寄贈して種々救護をなし、且つ鎌倉・小田原・横須賀等にもそれ／＼罹災縣人の救護に努めた。

第五 避難民の接待及救護

山陽本線中の福山・尾道・糸崎・三原・河内・海田市・廣島等の各驛に於ては在郷軍人會・青年團・婦人會・赤十字社支部・愛國婦人會支部等の會員が出張して辨當・パン・湯茶・懷中常備藥其他の物品を供與接待した。

福山・廣島・吳の各驛に下車し、又は宇品港に上陸する避難者中の旅費缺乏者には無料宿泊所に宿泊せしめ、簡易救濟會より旅費を支給し、無賃乗船其他の便宜を與へた。

第三十三章 山口縣

第一 救護施設

本縣に於ては、罹災救護の急務なるを察して、直に分擔を定めて救護事務を開始し、知事は救護費九千三百圓の支出を専決處分して應急の措置に着手したが、更に九月八日には縣參事會を招集して救濟及警備費金十萬五千七百圓の支出を議決するに至り、合計金十一萬五千圓を投じて救護施設を講ずるとともに、縣下郡市町村並各種團體及一般縣民に通牒して其の奮起を促した。

第二 救護班の派遣

九月四日、内務次官（大阪府知事取次）より、「横濱ニ於ケル震災ニ依ル傷病者救護ノ爲メ、多數ノ救護班ヲ組織シ、出來得ル限り多量ノ衛生材料及食糧ヲ携行セシメ、大至急神奈川縣廳ニ派遣セシメラレタシ」との電命により、即日救護班を組織し、衛生材料及食糧品を携帯して五日出發、中央線經由にて同月八日横濱市に到着し、翌九日午前三時より同市神奈川字桐畑青木小學校に於て救護を開始し、同月十三日より神奈川御殿町花の屋に第二救護所を開設して四班の中一班を毎日交互に派遣して同方面の救護に従事した。

救護日數

十日間

救護患者數

二千八百八十三名

斯くして同月十八日、香川縣救護班に引繼ぎ、翌十九日横濱出發の上歸縣した。

第三 青年團救護班

縣下及各郡より優良青年を選抜して青年義勇團を組織し、社會主事地方・改良主事・青年團主事・江口豫備陸軍少

將指揮の下に九月十三・十四・十五の三日間に互り總員五百六十名は各都市別々に最寄驛より乗車して、名古屋より信越線を迂回着京し、一部は明治神宮外苑繪畫館に一部は芝浦高等工藝學校を宿所に當て、陸軍及東京市の指揮の下に各方面の救護作業に従事すると共に、一方在京山口縣人の安否通信取次の爲めに、前記の宿所以外に上野公園美術學校、瀧野川第一小學校に事務所を設けた。

第四 食糧品其他の寄贈

縣下の食糧品中急速に鐵道主要驛に蒐集發送し得る食糧品の調査をなすと同時に、救護事務局に向て、必要物資を照會し、一方吏員を關西府縣震災救護聯合事務所に派遣して、連絡を執り、更に下關市に吏員を派遣して、米百六十三石・澤庵漬百五十樽・鍋釜八百三十二個を購入して、九月七日下午關出帆の鐵道輸送船多喜丸に搭載品川に輸送し、尙ほ衣類調製の爲めには縣織物同業組合及縣下柳井町役場と協商の上、同町に於て柳井精四萬反を購入して即日徹夜荷造して愛國婦人會支部の手を介し、鐵道沿線愛國婦人會郡市幹事部及各女學校に發送して、裁縫を依頼し九月十三日迄に衣類大人物三萬枚、小人物二萬枚を調製した。然るに當時は物資輸送頗る困難であつたから、第二回は神戸迄鐵道輸送をなし、神戸港より海路輸送を了し、更に残部は同月二十二日に輸送した。

第五 義捐金品の募集

九月五日より、縣下全般に亘つて義捐金を募集し、同月二十五日迄に金五十七萬六千八百二十九圓三十一錢を算し、其後の申込額五千八百三十四圓八圓八十九錢、縣廳吏員の金七千六百九十二圓三十六錢、預金利子百五十五圓總計金五十九萬五千七百六十一錢に達した。

同時に各種團體及篤志者より寄贈品の取扱を開始し、寄贈品は縣廳及郡市役所町村役場に於て取纏めて震災救護事務局に送付した。

第六 罹災避難者の救護

鐵道に依る避難者の救護慰問の爲め鐵道沿線に於ける市町村及青年團・在郷軍人會其他の各種團體を督勵して、各驛に於て罹災者の救護慰問に努めしめ、特に下關驛には吏員を派して、九月五日より同二十五日まで下關市其他の各種團體の救護班と協力して救護に當り、縣よりは辨當・タオル・草履を給與した。

第七 市町村の活動

(1) 下關市

三日緊急市會を招集して、天機並に御機嫌奉伺を議決し、同時に罹災地慰問贈與の爲め市費金一萬圓の支出を議決し、乾魚及煎子八十噸を購入し、日本トロール水産組合より提供した海洋丸に搭載して六日出帆、九日芝浦に着の上東京市に寄贈した。尙ほ六日助役をして陸路震災地に派遣せしめ、宮内大臣を経て、天機奉伺の執奏を請ひ、各關係官衙を見舞ひ、在京下關市緣故者を訪問して其の安否を下關市民に通報した。

本市は更に自ら義捐金を金一萬千百十三圓十錢を募集の上、煎子・鯖罐詰一萬五千八百四十箇を購入し、且つ市内各所團體及市民よりの義捐品二千三十四個と共に、海洋丸・多喜丸の二船にて輸送し、残金は縣の義捐金中に納入した。

尙ほ下關驛通過又は下車する罹災者には相當の救護をなし、殊に衣類其他の日用品を供與した。

(2) 宇部市

四日緊急市會を招集の上、下關市と同様の議決をなし、麥粉一千袋、白米二百五十俵、澤庵漬二百四十樽を購入して直に發送し、更に義捐金は三萬三千餘圓を得、殊に救護班を山陽線宇部驛に派遣して救護慰問に當らしめた。

(3) 其他の町村

都濃郡徳山町の如き、玖珂郡柳井町・佐波郡防府町・吉敷郡小郡町・厚狭郡高千帆村の如きは何れも各驛に救護・慰問係を派遣し、或は義捐金を募集するために大なる活動を行つた。

第八 各團體の活動

日本赤十字社山口支部は、三日午前十時救護班を組織し、同夜九時山口發の急行列車にて出發し、途中名古屋驛より中央線に乗換へ、六日朝田端驛に到着して、東京支部を訪問し、本社と連絡交渉の上、横濱市根岸病院に救護所を開設して八日より救護を開始し、日々六十名乃至八十名を診察したる外、診療班を組織して巡回救護に努め、十月二十日までの取扱患者總計四千七百四十名を算へた。

愛國婦人會山口支部は慰問袋四萬一千八百十六點、衣類一萬七百七十六點、足袋手拭類五千二百三十七點其他の金品を蒐集して、救護事務局・愛國婦人會本部に寄贈し、殊に篤志婦人各女學校職員生徒は晝夜裁縫に従事し、僅か二日間にして五萬枚の衣類を縫つた。

右の外在郷軍人會支部・青年團・處女會・各種宗教團體等は或は救護隊を罹災地に送り、或は自ら義捐金品を募集し、又は罹災者の救護慰問其他種々なる活動を行つて同胞相愛の實を擧ぐるに至つた。殊に縣下の各小學校兒童に

於ては、古教科書の寄贈・義捐金の應募等に小國民としての赤誠を披瀝した。

第三十四章 和歌山縣

第一 救 援 費

二日夕方、大震災の報告に接して驚愕措かず、直ち縣廳幹部と協議し、三日廳内各課を動員して救護事務を開始し、庶務係・物品係・運輸係・通信係を設けて廳員を配屬した。

四日緊急縣參事會を開き、縣費五萬圓の救護費支出を可決し、取敢へず梅干三千樽、金山寺味噌百五十樽、乾魚三千尾、衛生材料として脱脂綿千貫目、ガーゼ千枚、三角巾一萬枚、繻帶千二百反を購入して、五日大阪港より北京丸で發送した。十八日、再度縣參事會を招集し、更に關西各府縣聯合救護事務加盟の爲めに要する本縣負擔額に關し、更に縣費五萬圓の追加支出を可決した。

五日、大阪府知事より救護に關し打合せたき旨申込があつたので、知事は早速上阪して、關西の九府縣知事と會合協議し、關西聯合救護事務に加盟することとなつて、爾來該組織を通じて種々の方途を講じた。

第二 義 捐 金 品

大災禍の報が一たび縣下に傳はるや、各町村・各團體等は率先して義捐金の募集に努め、縣民一齊に呼應せる勢であつたが、尙ほ縣に於ても郡市役所・商業會議所、及新聞社と連絡を保つて募集を始めた處、應募者は非常に多く、

十月二十日までに四十三萬二千四百五圓四十九錢を收受した。

尙ほ義捐物品に關しては、和歌山驛前に取扱所を開始し、多量の受理を爲して、續々輸送を爲した。衣類に就ては後に記す。

第三 慰問と失職者救助

七日より縣は市及青年團其他團體の助力を得て驛前に罹災歸縣者慰問所を設け、十月一日まで慰問救護を爲した歸還して落付いた者の數は九百七十三名を算した。

中央よりの涌牒に従ひ、罹災者の失職を和歌山市及海草郡に互つて會社・工場・商店等に紹介し就職せしめた。其人數は男四百三十二人、女四百四十五人、計八百七十七人上つた。

第四 物資の輸送

九月末に至り、震災地方が頗る寒氣を加へて、罹災地の困難名狀すべからずとの情報に接し、蒲團・冬着・毛布等の採暖物品を送付するの必要を認め、曩に義捐金募集に際して援助を得た和歌山市役所・和歌山商業會議所・各新聞社及各郡に對して再び協力を求め、其募集を爲した處、寄贈品陸續として集まつたので、十月二十五日より十一月三日までの間に於て、全部包装相數千二百五十六を貨車十二に積込み、輸送を了した。其の内容は蒲團三千五百七枚、毛布千枚、衣類一萬三千三百三十枚、シャツ千八百二十五枚であつた。

縣知事は震災に關し暴利を圖る者あらんことを虞れ、九月六日縣民に對し第一次の警告を發し、且つ之をポスターとして要所に貼付し、十一月再び第二次の警告を發し、之をポスターにも仕立てた。尙九月二十二日を以て震災

に對し縣民一般の奮ふ所を示し、發奮を促す爲め縣告諭を發し、之を小冊子に仕立てて各方面へ配布した。

第三十五章 徳島縣

第一 救援着手

關東地方に大震災ありしことは二日午後十時、大阪府知事よりの電報に依つて初めて知つた次第であつた。縣では大に驚き、小田保安課長及縣屬一名を大阪府に急派し、狀況を聞合はせると共に、救護の手筈を定めた。

第二 義捐金品の募集と輸送

四日、縣參事會を招集し、取敢へず衛生材料、小屋掛材料の購入及救護班派遣の費用として金五萬圓支出の件を決議し、直に之が物資の蒐集及救護班の編成に着手した。尙八日、輸送物資荷造費其の他雜費として金七千八百圓支出の件を追加決議した。四日、各郡市長・縣市會議長・新聞社長・商業會議所會頭等の會合を求め、官民一致協力して義捐金品の募集を爲すことを協議し、縣下各新聞は専ら之が宣傳の任に當り、義捐金の取扱は縣廳、各郡市役所及各新聞社に於て爲し、縣に於て之を取纏め、義捐物品は徳島驛・小松島港及撫養港に取扱事務所を設け、全部此處に收受し、荷造を爲して、毎日朝夕解纜の連絡船で神戸港に輸送した。義捐金の收納高は二十六萬八千三百四十四圓餘、義捐物品の收受見積額は食糧品八千七百四十六圓餘、衣類二萬三千七百九圓餘、日用品五千七十三圓餘、衛生材料五百一圓餘、小屋掛材料五百五十五圓餘、合計三萬八千五百八十五圓餘を計上した。

第三 關西府縣聯合救護事務

五日、知事は大阪府知事の招きに依つて同府に出張し、關西の各府縣知事と決議を重ねて、關西府縣聯合の救護事務に加盟することとなり、各般の打合せを爲した。

第四 物資の調達

救護品は迅速に輸送する必要があるので、取敢へず縣費救護費にて購入すべき衛生材料は、徳島市並に名東・名西・板野の各郡に出張購入し、徹宵荷造を爲し、五日出荷した。小屋掛材料及義捐金にて購入の澤庵は、五日市内及板野郡に出張購入し、是亦徹宵荷造を爲し、六日出荷した。九日其筋より救護必需品調達の電報に接したので、建築材料・賣藥品・衣類・反物・炊事具・食料品・日用品等を各郡より購入し、急遽荷造を爲して出荷した。十七日更に賣藥品及衣類の調達に著手し、衣類は先づ反物を購入し、徳島高等女學校・女子師範學校及市内の各裁縫學校に於て徹夜裁縫に従事し、七千八百餘枚を仕立上げて二十日輸送した。當時従事員一同の緊張振は實に非常なもので、恰も戦時氣分を發揮し、諸般の事着々と進捗し、豫期以上の効果を收めた。

第五 物資の輸送

救護品の輸送に就ては、徳島驛・小松島港及撫養港に設けたる取扱事務所の外、神戸市島上町に縣の救護事務出張所を設け、縣官を派遣して輸送連絡の事に當らしめた。斯くて神戸港より軍艦若くは關西府縣聯合の備船に積替へ、夫々吏員を便乗せしめて芝浦及横濱に輸送した。九月二十八日よりは鐵道便に依り輸送した。

第六 救護班の派遣

災害地に於ける傷病者救護の爲め、醫師六名、藥劑師二名、看護婦二十二名、事務員四名、人夫六名より成る徳島縣救護班を組織し、五日出發七日着京、爾來北千住及下澁谷方面に於て、内科患者千三百人、外科患者四百五十二人を救療し、十八日出發歸縣した。別に赤十字社徳島支部に於ても救護班を組織し、五日出發、七日着京、淺草青年傳道館に於て救療に従事し、十八日出發歸縣したが、引續き更に第二班を組織し、二十日出發、二十三日着京、前同様青年傳道館に於て救療に従事し、十月三十日出發歸縣した。其の取扱患者數は第一班・第二班を通じて内科千二百四十五人、外科一千三百二十六人を算した。

第七 避難者の救護

震災地より避來せる者の第一著は五日小松島港に上陸した一名を先頭として、其後續々毎日朝夕の連絡船で上陸するので、六日小松島港に縣の避難者休憩所と赤十字社支部の救護所とを設け慰問救療を爲し、旅費不足の者へは縣より旅費を與へ、衣服の汚損せる者へは愛國婦人會支部より衣類を與へ、又小松島婦人會よりは皆々に慰問袋を與へなどした。尙縣は連絡汽船内に常に吏員を乗船せしめて人事相談部を開き、旅行の案内をも爲した。九月二十八日を以て全部を撤退したが、其の間の救護人員は千四百四十六名を算した。

第八 罹災者の救援

縣下に避來せる者にして生活に困難せる向八名へは縣より相當の救濟を爲し、尙在京罹災縣人救護の爲め、永井内務部長は十月十九日上京し、縣より震災救護事務局に引渡した救護品の一部を讓受け、之を徳島縣人會に引渡し配給方を委託した。

第九 各團體の活動

縣に於て義捐金の募集に着手するや、各市町村の青年團・婦人會及在郷軍人會は率先之が募集の衝に當り、應募の物品も夫々此等團體の手に依りて發送驛へ輸送した。

愛國婦人會徳島支部は市内の各婦人會と協力して特に被服類の調達に着手し、先づ義捐金の募集を爲し、此金額を以て前後二回に亙り被服及帯・腰巻等を調達し、有志寄贈品として震災地に發送した。其數は一萬五百三十二點、價格八千八百八十六圓餘を算した。

徳島縣教育會は縣下の各小學校兒童及中等學校生徒より義捐金を募集して、慰問品及學用品を購入し、別に古教科書の寄附を募り、之を震災救護事務局及文部省に發送した。慰問品及學用品の價格は五千五百六十一圓餘を算した。

第三十六章 香川縣

第一 物資の蒐集

本縣は震災の報を得るや、二日午前零時より縣廳に、震災地救済の爲め供給すべき米穀調達に關する協議をなし、更に同日午前九時より郡市長會議を開き、農業倉庫業者の理事を招集して協議をなし、尋で四日には臨時縣參事會を開會して罹災地慰問費金參萬貳千貳百四拾壹圓の支出を可決し、尙ほ臨時關東地方震災事務局を組織するに至つた。

農業倉庫業者中の重なる五庫の理事招集の上協議したる結果、白米は志度・九龜・高松・上高瀬の四倉庫、小麥粉は讃岐製粉株式會社、素麵は香川産業株式會社、醬油は小豆島醬油同業組合、土釜及鹽は有限責任御厩燒陶器販賣購買組合、土釜蓋は高松市秋田吉太郎等より納入せしめ、五日には、震災救護事務局よりの電命に依り、塵紙・彫拔盆・食鹽・煮干鰯・賣藥等を調達して、七日までに高松第一百十四銀行倉庫に搬入し、更に傘・木杓・下駄・衣類材料・建築材料其他の供給能力を調査した。

第二 義捐金品の募集

三日、高松市東濱町縣發物検査所内に於て、一般慰問品の受付をなし、翌六日締切り、更に同日郡市長會議を開催して諸般の打合をなし、義捐金に付ては、縣下の有力者及銀行諸會社數拾名を縣廳に招致し、各自の同情に慫へて相當の義捐金を據出せしむるやう協議し、且つ郡市長をして各管内に罹災者の慘狀を聞知せしめ、各自應分の出捐を慫慂せしむる爲め、縣に於ては、内務部長以下各職員を各郡に出張して獎勵に努めた。

縣民の同情は頗る厚く、進んで寄附を申出で、其の額二十七萬六千七百餘圓に達し、蒲團・綿入衣類其他日用品の購入に當てた。

第三 衣類寢具の調達

八日衣類送付の方針を立てて、本縣地方課長・縣視學等は、各女學校の裁縫教師を招集し、女生徒をして裁縫せしめ、更に蒲團一萬組の調製に就ては、各婦人會・處女會に調達を託したが、綿の購入に就ては、吏員を大阪に出張せしめ、之を完納した。

第四 物資の輸送

本縣知事は七日、物資係を定め、各員は舩船の徴發・仲仕徴集・第百十四銀行倉庫の借入に着手し、更に同日午後一時頃、吳鎮守府に、軍艦廻航の日取を問合せ、午後八時半より築港々務所に京都を移し、翌八日午前三時半に互り輸送準備に従事し、殊に東濱北寄場の仲仕、大阪商船高松支店の仲仕等六十餘名は徹宵努力の奉仕を提供した。軍艦筑摩は豫定の通り、同日入港投錨したる爲め、讃岐丸其他の曳船を以て、努力奉仕者・青年團・水兵等の敏活なる活動によりて、午前十一時、全部の積込を完了し、午後二時、抜錨した。第二回の輸送用船は拂底の爲め、借入困難となつた結果、鐵道便に依る方針の下に、高松驛と交渉せる所、貸し得る貨車は重に一回三四輛に過ぎずとの返答により、分轄輸送に改め、係員を神戸に出張せしめて倉庫借入をなさしめたる折柄、九日、大阪藤田組第七凌洋丸歸航の途中、高松港内にて給水するとの事を聞き、直ちに同船長に交渉して同船に積込み、十一日正午神戸第三突堤に着港、翌日、關西聯合會事務所の備船大有丸に積み代へて震災地に輸送し、蒲團・衣類は東亞汽船の第二十號霧島丸に積込み、十日午後二時出帆輸送を了した。

第五 衣類及教科書學用品

九月十二日、衣類の寄贈蒐集につき各郡市長に通牒し、特に女子團體の活動によりて取纏め、二十一・二十二・二十三の三日間に高松市縣公會堂の受付所に送付せしめ、同月十七日には罹災小學校兒童の爲め、更に教科書及學用品・雜品等の寄贈方を各郡市長に移牒し、教科書百三十三個、學用品其他四十五個、概略價格六千六百餘圓に上つた。

第六 救護班

本縣下の救護班は、縣の救護班一班、愛國婦人會香川支部の一班、日本赤十字社香川支部の二班と同病院救護班の五班にて、九月八日高松拔錨の軍艦筑摩に乗組、翌日午後四時横濱港着、臨時震災救護事務局横濱支部の指揮を受けて、直ちに傷病者の救護に従事し、救護總數一萬七千七十八人に及んだ。

第三十七章 愛媛縣

第一 義捐金品及救援費

本縣は廳内に震災臨時救援部を設け、部長・副部长以下各係員を置き、各自分擔の事務に全力を盡し、同時に各郡市町村當局、一般郡民と協力して最善の救援を開始した。

救援事務の劈頭として知事・縣會議長・松山市の四新聞社・各郡・市長等發起人となり、全縣下に互りて統一したる義捐金品の募集を行ひ、郡市町村の當局・各學校・赤十字社・愛國婦人會・青年團・在郷軍人會・主婦會・處女會等率先して募集に盡力し、縣民の熱烈なる同情に依りて、九月三十日迄に、義捐金額四十六萬一千餘圓、同物品價格十八萬餘圓に達し、豫期以上の成績を示した。

猶緊急の費途に充つる爲め、縣參事會の決議を経て、縣費五萬圓を支出し、救護上機宜の措置を怠ることなきを期した。

第二 救援部職員の派遣

救護物資の輸送・陸揚其他震災地に於ける救護上諸般の事務に従事する爲に、九月九日より十数名の吏員を東京横濱及千葉静岡兩縣に派遣し、且つ震災地に於ける小學校兒童に教科書及學用品給與の爲め、十月二日縣視學を横濱に出張せしめ、尙ほ救護物資の積替・運送・汽船の交渉等の爲め数名の吏員を神戸に派遣し、更に大阪に於ける關西府縣聯合救護事務所に吏員を出張せしめて、救護事務の聯絡に努めた。

第三 救護班の派遣

震災地の傷病者救護に従事せしむる爲め、日本赤十字社愛媛支部は救護班三班を編成して、東京及横濱兩市に派遣し、救護に努めた。各班共、醫師二名、看護婦六名、其他二名、九月六日に出發し、第一・第二は東京、第三は横濱に於て従事した。

救護局の電命に依り、縣下各警察署長をして、衛生材料を蒐集せしめ、九月五日警察官三名附添ひ、松山より、東京に發送した。

第四 救護物資寄贈

罹災者に對し、食糧に被服其他日常生活に必須なる物資を給與するは、焦眉の急務なりと認め、一般義捐金並縣費救援費より購入したるもの及一般寄贈に係る各種の物資總價格二十三萬餘圓を輸送した。

本縣は教育協會に託して、各郡市より教科書の古本一〇七、三六三冊及學用品二〇、九六〇點を蒐集せしめ、十月二日横濱に發送した。

本縣は織織物の産地たる關係上、同業組合に勸誘して、織物供給の計畫を進め、尙ほ偶々救護事務局より綿ネル十八萬ヤールを急送すべしとの電命に接し、九月二十九、三十の兩日に亘り、現品を横濱に發送した。

第五 在罹災地縣人救護

東京・横濱其他震災地に在る、同縣人救護の爲め、伊豫絨・木綿絨・蒲團絨・蒲團綿其他の物品と金一萬三千圓とを寄贈し、更に東京・横濱兩市に、同縣救護事務所を設け、十数名の吏員詰切り、同地愛媛縣人會と連絡して、就業の斡旋・小資本の供給・バラック建築其他同縣人の救護に従事した。

第六 震災地諸縣へ現金寄贈

千葉縣外二縣の罹災者救護の爲め左の通り、現金を寄贈した。

千葉縣へ 金七千圓、静岡縣へ 同額、埼玉縣へ 金三千圓。

千葉・静岡兩縣に對しては前記現金の外、救護物資を寄贈した。

第七 關西府縣聯合救護

大阪府廳内の聯合事務所に委員を派出して救援に關する諸般の事務に従事し、且つ聯合府縣の事業として、東京横濱に罹災者を收容すべき、大バラック五百棟及救護病院を建設提供することに決し、費用二百二十二萬餘圓の内、同縣は十萬四千餘圓を負擔するに至つた。

第八 罹災歸還者及避難者救護

避難者にして本縣に歸還せる者、親族故舊を頼りて來縣せる者に對しては、縣下の重なる港灣・停車場等にある救

護事務所に於て、縣郡の官吏・市町村の吏員・警察官吏等協力して、上陸及下車後途次の注意・旅館の斡旋・食事の給與、其他應急的救護に努め、親族其他保護扶養を爲すべき者に對しては、相當の救助金を給與した。

第三十七章 高知縣

第一 救護事務所の設置

本縣に於ける救護事務は、關西府縣聯合救護事務所の下に遂行すべく、同事務所に吏員を派遣すると共に、本縣廳内に震災救護事務所を設けて事務の聯絡を圖るに努めた。

第二 義捐金の募集

九月五日、縣廳・市役所・商業會議所・土陽・高知兩日刊新聞社聯合の下に震災義捐金を募集し、總額約二十萬圓に達し、別に縣下各中等各學校、小學校より募集したる義捐金は一萬七千圓となり、罹災兒童救濟として、半紙二六九、七〇〇帖、足袋三〇、〇〇〇足を購入して文部省に配給方を委託した。

第三 物品の輸送

食糧物資の急送は、飢餓に瀕せる罹災者救濟の第一歩なりとの趣旨で、本縣に於ては未だ聯合事務所の陣容整はざる時、焦眉の策として、汽船天祐丸を傭入れ、食糧品、衣類等約三千四百點を滿載して芝浦に急航した、出帆に際して折柄の悪天候に遭ひ、空しく數日間を費し、十日出帆して豫定の行動を了へ、十九日、罹災縣民百五十名を

收容して歸縣した。

第四 衛生材料の送付

内務省の依頼に依り衛生材料を調達し、九月五日、縣衛生技師附添ひて發送した。

第五 救護班派遣

本縣は日本赤十字社高知支部、高知縣醫師會、同藥劑師會の奮起を慫慂し救護班を組織して、東京市に急派し、罹災傷病者の救護に努めた。

第六 歸還罹災縣民救護所

本縣は市役所、赤十字社支部、愛國婦人會其他と協力して、九月十一日より市外潮江棧橋に救護所を設け、罹災歸村民の慰安救護に當ると共に汽船、電車、自働車の運賃乗車券を交付し、更に宿舍の提供、就職の紹介等に對して、遺憾なきを期し、同月二十六日同所閉鎖する迄に罹災歸縣者總計約八百五十人に及んだ。

第七 各團體の活躍

救護事務に對して、事務所員は勿論、物資の調達、輸送に當りては廳員奮つて其の任に努め、其他各郡市町村、赤十字社・愛國婦人會兩支部・慈善協會・在郷軍人團・青年團・婦人會・處女會・各種宗教團體等、同胞救護に協力し、或は救恤品、慰問袋を寄贈し、又は反物二萬を僅に三日間内に着物に仕上げたる婦女子の勞役奉仕等があつた。

第三十八章 福岡縣

第一 縣の救護狀況

一、視察員派遣

本縣は九月二日(日曜日)の早朝關東大震災を知り、直に知事以下登廳して之が對策を協議し、直に義捐金を募集する事に決し、縣民には告諭を發し、即日理事官、警部各一名を震災地に、又警部一名を大阪に急派して視察と連絡とに當らしめ、同時に赤十字社福岡支部に救護班を組織せしめ、其他の應急策を講じた。

理事官及警部各一名は二日吳鎮守府司令長官に交渉し、三日午前四時吳軍港より横須賀に向け出動の軍艦平戸に便乗して、五日入京した。

二、赤十字社福岡支部救護班

日本赤十字社福岡支部の第一救護班は醫員六名、看護婦十七名を二日午後五時三十六分博多驛發の急行列車にて出發せしめ、五日正午東京に着して直に救護に従事した。猶引續きて救護班を派遣し、下谷區上野櫻木町國柱會館を借受け、本社の命に従ひて救護所を開設した。

第一班は慘憺たる燒野原にて傷病者の救護に従事し、辛酸を嘗めつつ、約三百餘名の患者を施療し、九月十日日本社の命に依りて救護班中より一ヶ班を残し、他は歸還することとなり、醫員二、書記一、看護婦十三、合計十六名より成る一班を編成して之を留め、又は九月十五日東京出發歸縣した。殘留班は先發第一班の後を引受けて救護した。然るに第一班は醫科一組を携帯し、猶大阪及京都より幾分材料を購入したるも、食糧品と同じく延着したるがため、施療上に大なる障害を來したが、幸に救護所の選定宜しきを得て、震災の爲め避難せる醫局を之に當て燒残り方面より醫料を購入して兎も角施療を行ふことが出來たのである。

取扱患者數(自九月五日
至十一月八日)
一萬三千六百六十四名

傳染病患者數

十四名

三、義捐金募集

本縣は各種の施設に先立ちて福岡日日新聞及九州日報兩新聞社と協定して義捐金を募集する事となし、各郡市に通牒して其取扱を依頼し、同時に縣廳内に事務所を設け、十月二十日までの受付金總額百四十二萬九百三十四圓餘に達した。震災地よりの情報に依れば物資の缺乏が甚だしき爲め、現金の一部は物資を購入して急送する事となし、本縣生産品中の莫菴・タオル・塵紙・鍋及バケツを購入する準備をなした。

四、救護品の寄贈

震災地の交通機關は、海陸共輸送困難なる事と食糧品の如きは近縣より搬入多きを豫想して、本縣の如き遠隔の地より輸送するの要なき事と認めて義捐金のみを募集したが、在郷軍人團・青年團・婦人會・處女會其他各種團體は罹災者の慘狀に同情し、東奔西走殆んど寢食を忘れて物資の蒐集に努め、或は直送するもの、或は縣に搬入するものありて、其の熱誠は到底阻止する事が出來ぬから、遂に縣は鐵道當局と協議の上取纏めて田端驛まで輸送する方針

を立てて毛布・蒲團・衣類及附屬品・日用品・文房具等を指定して各都市に通牒を發し、ついで吏員を日々博多驛に派して物品の整理を行はしめて輸送した。一方門司驛に集積の寄贈物品に就ても特に吏員を派して本縣港務部と協力せしめて、田端驛に輸送した。

前項記載の義捐金の一部にて購入したるものは各商人・鐵道當局・海軍・各汽船會社の好意的援助に因りて、莫藎十萬枚・タオル六萬三千八十打・塵紙一萬六千五百二十枚・銅五千六百二十四枚・パケツ二千七百五十箇を輸送した。

五、寄贈牛の防疫並検査

九月十三日大連より汽船泰陽丸にて、關東廳南滿洲鐵道株式會社及在滿同邦聯合慰問會より關東震災地に救恤寄贈すべき生牛百頭を搭載して門司に入港した。之より先關東廳より同船到着の上は滿蒙冷蔵株式會社彦島罐詰工場を製造して發送すべき筈なる爲め、右手配を乞ふ旨港務部に通知あり、直に係官及人夫をして防疫並陸揚其他飼養管理に關する措置の準備を整へしめ、着港と共に人夫を督勵して陸揚に従事せしめた。搭載せる畜牛は一應検査の上、異状なきを認め、本船より舁船に移載の上門司港より約三哩を隔つる田浦獸疫所に曳行收容せんとしたが、恰も逆潮に際し、辛うじて午後十時漸く畜舎に收容し、積替を終りたる該船は他に幾多の救恤品を積載せる爲め、直に消毒を施行して出帆せしめ、畜舎に收容した畜牛は其の飼養管理に十分の注意を與へ、日々検査及疾病治療に周到の注意を拂ひて無事完了し、屠殺は門司市田ノ浦屠場に於て行ひ、罐詰製造をなした。

六、指定物品の輸送

内務省及臨時震災救護事務局よりの命に依り、衛生材料九十四捆、洋釘百樽を九月五日に驅逐艦に積載發送し、

更に八日には洋釘三百樽を十一日名潮丸にて發送した。石油は二萬五千樽を買ひ、六日に千三百九十樽、七日に三千十樽、八日に四千樽を各鐵道便にて、十一日には六千六百樽を門司發汽船大義丸にて輸送し、殘一萬樽は同月十七日迄に送付したが、此の總額七萬五千六百二十五圓である。更に九日には自動車用「モビール」油送付方を命ぜられ、旭石油會社より千箱を買收し、石油と同様鐵道にて輸送し、且つ上京中の理事官を通じて警視廳より巡查被服送付方の申越あり、八日、六百八十六着を送つた。

七、物資の輸送及引渡

物資の輸送に就ては頗る苦心をなし、鐵道輸送の如きは處々不通の個所ある上に、門司驛前には物資山積するを以て、門司市本縣港務部に臨時出張所を設けて之が輸送を計つた。同月五日以來同所に到着する救恤用品及其筋よりの注文品たる洋釘(一部分)は第二水雷戰隊より驅逐艦沖風・峯風・澤風の三隻に積載中、俄に其の筋の命によりて抜錨することとなりしを以て、辛うじてタオル・塵紙の一部を託送した。又九州各縣及山口縣の救恤用品を輸送する爲め、門司港に寄港せる多喜丸・名瀬丸の二隻に莫藎を積載し、七日正午、十日午前十一時、兩船は各々門司港を發して芝浦に向つた。殘部の物資は七日午後四時五十分門司驛發田端驛に發送し、洋釘の殘部と石油二萬五千樽中六千六百樽は十一日午後三時大義丸にて品川沖に向つて發送し、其他の石油及モビール油は六日以降十七日迄の間に鐵道貨車十二列車に依りて田端驛に送り、縣下各方面よりの寄贈に係る救恤品に就ては博多・門司の兩驛にて吏員之を受取りて更に鐵道局に交渉して發送した。

物資引繼ぎの爲め六日廳員二名のうち一名を汽車にて他の一名は十一日、本縣及九州中五縣、熊本遞信局及長崎

市の共同備入の入夫三十六名とともに輸送船に便乗して東上せしめた。九月二十一日、更に一名を派して救護事務局に引繼を行つた。

八、船舶の徴發

八日救護事務局よりの電命に依りて本縣は直に船舶の徴發に着手し、九日三池港に三長丸、彦島沖に釧路丸を徴發して芝浦に出航せしめ、引續いで千早丸・第三さかい丸・射水丸・運天丸・彦島丸の五隻を徴發したが、當日當局より徴發見合方の通知に接したるを以て、千早丸以下本港準備中の五隻には即時徴發の解除をなした。

已に出帆した釧路丸は博多釜山兩港間の貨物輸送定期航路船なれば、日鮮物貨の輸送上支障尠からざる爲め備主の願によりて二日徴發を解き、二十三日博多に歸着し、三長丸は十八日救護事務局交通部より解除により、二十一日、門司に歸港した。

九、暴利取締

物價の激變を避け物資の需給を圓滑ならしむる事は極めて緊要のことと認め、三日産業・警察兩部長の名を以て、各郡市長並各警察署長に宛てて取締方を通牒する外、罹災地の急需に應ずる準備として米・麥・其他の食糧品・日常生活必需品・建築用材の現在高及供給し得る數量を調査なさせ、農業倉庫入庫米を奨勵し、縣穀物検査所各派出所検査員に毎日米價の報告及米價變動の調査をなさせしめた。

十、避難者の救護

東京方面よりの避難者は九月七日以來來縣し、殊に本縣は九州の咽喉たる門司を控へ居る爲め日日通過する數は

頗る多く、旅費に窮し、飢渴に苦しみ、疾病に悩む者等救済すべき者ありしがため、港務部員の外に吏員を派して門司市吏員及同地各團體等と力を協せて辨當・湯茶を給與し、九月十日よりは門司水陸兩警察署に配置せる衛生技師及防疫醫に救護治療をなさせしめると同時に博多驛に本縣の臨時救護所を設けて救護と健康診断とを施行し、猶、縣下各主要驛にも之を及ぼした。

求職者には職業紹介所に於て斡旋し、疾病者にして治療費なき者は恩賜財團濟生會福岡病院に收容し、鐵道沿線の郡市に對しては各驛に於て青年團・婦人會等に適宜救護を爲させしめ、扶助者なき避難者には市町村其他團體に於て生業扶助の適當なる救護を爲すべき旨を郡市長に通牒し、殊に罹災者孤兒の保護準備としては福岡市及附近の各寺院並福岡市龍華孤兒院と協議の上何時にても收容し得らるる準備をしたが、一名も引受るには至らなかつた。

十一、罹災支那人の慰問

罹災支那人歸國の爲め門司港に到着せる際は慰問品を贈與する方針を立て、尙ほ本船に出張部員を派して避難者の人員調査を行ひ、港務部特設電話にて事務所に通知し、知事代理として港務部長又は門司市長より慰問の辭を述べて果物を贈與したが、歸國の上鄭重なる謝意を表し來る者が少くなかつた。

十二、奉仕作業の希望

在郷軍人團・青年團等は卒先して上京作業に盡したしとの申出をなし、且つ大工其他各種勞務者にも之を熱望するもの多く、中には食糧品一切を携帶し無料にて作業に従事したいと申出づる者が續出したが、其の筋の命によりて何れも其の誠意を賞讃して中止せしめた。尙ほ縣内の鐵道公認運送業者は役員會を開き、救護品の貨車積込に關

しては積込料及取扱料手数料共總て無料にて引受をなした。

十三、愛國婦人會の活動

東縣支部は評議員會を開いて、義捐金を募集したが、九月下旬迄に一萬餘圓を算し、次で衣類の募集に就ては赤十字社篤志看護婦人會と共同募集に着手し、九月中に看護婦人會本會へ一萬九千六百二十九點、愛國婦人會本部へ一萬七百十八點及梅干二樽を送付した。更に門司驛に於て罹災者の救済事業をなして、四百三十二圓を支出した。

第二、各市郡の救護狀況

一、福岡市

(1) 義捐金の募集

義捐金募集の舉あるや、本市にても直に其取扱を開始したるに、市民の同情は翕然として集まり、九月二十日の締切までに金八萬一千七十八圓四十錢に達した。

(2) 避難者の救護

九月五日、避難者五名の博多驛に下車したるを初めとし、日を逐うて下車通過するもの多きを加へたので、之が救護慰問の必要を認め、九月八日以降博多驛極内に市役所出張所を設け、吏員三名小使二名交代して、之が救助接待に努め、或は市内萬行寺・祥勝院等に收容し、或は驛前の旅館と協定して廉價に宿泊せしめ、壹岐・對馬方面の避難者は之を大島屋廻漕店に無料宿泊をなさしめ、尙ほ就職の爲め流入した避難失業者に對しては、財團法人太田家報徳會の福岡職業紹介所にて周旋し、且つ職を求めて未だ獲ざる者は之を臨時共同宿泊所に無料又は一日三十錢で

止宿せしめた。

(3) 慰問袋募集と配給其他の活動

博多驛に下車又は通過する避難者に對する慰問袋を募集し、殊に市内四百の町總代は義捐金及慰問袋の蒐集に極力努めた結果、慰問袋は市役所及博多驛に山積の盛況を呈した。尙ほ福岡婦人會は九月一日安河内神奈川縣知事よりの無線電信に依りて二日食料品ビスケト・堅パンを寄贈し、四日より義捐金の募集に着手し、會員の贈出金を合せて金一千圓を義捐したる外、會員一同は七日夜より各女學校生徒の應援を得て二三十名宛詰切り、下りホームに假事務所を設けて、辨當・茶・菓子・ラムネ・サイダー・其他簡單なる日用品を贈り、十日よりは市募集の慰問袋配給に従ひ、十六日に至り事務所を撤して専ら救護品の募集に努めた。

市役所及博多驛に於て受付けた慰問袋の總數は四千六百八十一袋、内三千六百九十一袋は、博多驛通過者に配付し、残り九百九十袋は東京、横濱に發送した。

(4) 救護品

震災地の物資補充の爲め九月十一日より市役所・商業會議所に於て東京・横濱市行の救恤品たる毛布・蒲團・衣類及附屬品・日用品・文房具等の募集を開始したが、市役所直接の應募取扱點數は十七萬三千七百五十、見積價格一萬八千餘圓に上り、衣類夜具等は皆ホルマリン消毒の上で包裝發送をなした。

救恤品の募集に就ては商業會議所議員一同は金一千圓を贈出し、更に同所事務員は各町總代・在郷軍人會・商工業

團體・各學校に勸誘狀を發し、所員は進んで救恤器の蒐集に當つて慰問袋・衣類・夜具・毛布二萬四千五百二十九點を蒐集して發送した。

婦人團體たる「スキートホーム・ソサイティー」は市内小學校と共同して横濱市行學用品を蒐集し、又福岡市聯合青年團は衣類・夜具等一萬一千百六點を蒐集、いづれも横濱市に發送した。

二、若 松 市

(1) 義捐金品の蒐集

本市の義捐金應募額は十月二十日迄に金四萬二千八圓九十錢に達し、更に愛國婦人會若松市幹事部は十月二十日迄に衣類三十八點・寝具類五點を募集して福岡支部を経由地に發送した。

(2) 青年會・佛教濟世軍

本市青年會は自發的に食糧品の蒐集に着手し、第一回は一晝夜の中に白米六十七俵・梅干・麴漬等三十樽を纏めて九月四日汽船ちた丸に積載して東京市に送致し引續き第二・第三の三回に亘つて白米・衣類を寄贈したが、最後に東京市聯合青年團長より衣類其他の防寒具等の寄贈方を依頼されたが、已に救護品の蒐集を了へたる際とて困難の状態であつたが全會員は更に努力をなして蒐集したる衣類雜品二十四捆を東京市聯合青年團に送付し得る事が出來た。佛教濟世軍若松支部は若松青年會と相前後して慰問袋(白米・豆・罐詰等入)五十二叭を募集して救護事務局に寄贈した。

(3) 佛教各宗聯合會及各宗佛教聯合婦人會等

若松市佛教各宗聯合會及市内各宗佛教婦人會は聯合して信徒より蒐集し、佛教婦人會は白米十七俵・慰問袋六叭・衣類二捆を、佛教各宗聯合會は住職其他の僧侶が約一週間の市内を托鉢した結果、衣類雜品八捆(六百五十點)蒲團蚊張入二捆を取纏めて事務局に寄贈した。

若松藝妓券番は幹部の藝妓數名が市内各料理店を訪問の上衣類八捆(五百一點)を蒐集して震災地に寄贈した。

三、八 幡 市

(1) 義捐金の募集

本市は九月三日より臨時罹災救護事務委員を設けて、先づ義捐金募集の事務を開始し、各區長・愛國婦人會八幡市幹事部・八幡市青年團・八幡市尙武會評議員・八幡市教育會幹事等と協議をなし、尙ほ各會社工場・銀行・實業組合等にも募集方を依頼し、十月五日までに五萬圓七百九十四圓九十二錢を算したので、直に福岡縣廳に納付した。猶ほ十月十九日には製鐵所の職員職工より一萬七千六百十圓の義捐金申出があつた。

(2) 救護品の寄贈

救護品の寄贈に關しては、各區長・各學校長・愛國婦人會・各宗教團體・處女會・青年團等に依頼し、衣類一萬九千九百二十三點、白米七石五斗を蒐集して救護事務局に送付し、學校生徒兒童よりの寄贈たる教科書三萬二千八百七十三點、文房具四萬九千五百二十九點は九月三十日文部省へ向けて發送した。

(3) 避難者の救護

愛國婦人會八幡市幹事部員は市吏員と協力して枝光・八幡の兩驛に救護所を設け、九月十日より二十日迄毎日午

前六時より午後十時まで慰問救護に従事した。

四、久留米市

(1) 救護 状 況

愛國婦人會久留米幹事部は處女會員を加へ市吏員を派して九月九日より二十日迄久留米驛通過の避難者を慰問して辨當料・菓子・仁丹等を給與した。尙ほ下車する者には驛前旅人宿に交渉して無料休憩・無料宿泊をなさしめ、更に軌道又は電車に依りて目的地に向ふ者には各會社と交渉して無賃乗車の取扱を爲した。

(2) 義捐金募集

本市の義捐金應集額は金六萬四千六百三十三圓二十九錢で、縣廳に當て送金を了した。

五、大牟田市

(1) 義捐金募集

九月五日緊急市會を招集して義捐金一萬圓を議決すると、同時に一般に義捐金を募集する事となり、七日各區長を招集して協議し、且つ在郷軍人會・青年團其他を督勵して後援を爲さしめ、九月二十日迄に總額金二萬三千五百九圓に上りたる外、十二日に市參事會を招集して避難者救濟諸費五百圓を議決して諸般の施設費用に充した。

(2) 救 護 品

罹災地附近の交通社絶して物資の輸送は頗る困難なる状態であつたが、婦人團・青年團の同情は救護品の募集となり百九十個に達するや、鐵道當局より便宜を與へられ、且つ貨車積込の仲仕も無料に奉仕した。

(3) 避難者の救護

九月十一日より大牟田市愛國婦人會・大牟田婦人會は午前八時より午後十二時迄大牟田驛頭に出動して、通過又は下車の避難者に對して辨當・菓子・氷・サイダー・仁丹等の寄贈接待に努め、總額六百三十五圓八十五錢を支出した。更に罹災失業者には市内私設の中恒共同組へ交渉して就職の紹介をなし、大牟田驛には市の臨時出張所を設けて傷病者に治療を施した。

六、小倉市

(1) 臨時救恤部設定

九月四日に至つて被害状況稍々判明したが爲め臨時救恤部規程を設定し、部長一名、部員十七名を吏員中より任命して直に事務を開始し、十月四日迄一ヶ月間各種團體・町總代其他の後援を受けて罹災救恤慰問の事務に従事した。

(2) 義捐金品募集

九月二日縣廳より義捐金募集取扱方の通牒によりて本市は直に各町總代・各種團體に移牒の上依頼し、同四日より受付を開始すると共に緊急市會を招集して現金一萬圓を救恤費として臨時震災救護事務局に寄贈の件を可決し、更に一般よりの義捐金は總額金八萬六千八百八十圓に達した。

罹災者に對する市民の同情は洵に熱烈なるもので、一般市民並各團體より罹災者救恤慰問袋其他日用必需品の寄贈申出は夥しく、市では其の必要を認めて直に義捐品の受付を九月四日より開始すると同時に、各町總代・在郷軍人會・青年會・消防組・各種婦人會・處女會等に援助を依頼して、衣類・食糧其他日用必需品等の寄贈を得、晝夜兼行包

装をなして五百九十六箇を送付した。

(3) 小倉驛内臨時救護所

小倉驛内に臨時關東地方避難者救護所を設け、九月十三日愛國婦人會・永照寺婦人會・眞宗婦人會・基督教婦人會の賛同を得て、翌十四日より開始し、朝六時より正午まで、午後一時より同七時まで、同八時より十二時まで、三回交替にて救恤部員を出張せしめ、四團體よりも二十名内外の會員が出勤して救恤慰問に努め、辨當・すし・パン・牛乳其他を給與し、九月二十一日に至つた。

(4) 臨時職業紹介所出張所

避難歸郷者の求職希望者の爲め九月十四日より同十二日まで小倉驛構内に職業紹介所の臨時出張所を設けて紹介事務を行つた。

七、門 司 市

(1) 避難者の救護

九州各縣に避難する者の門司驛通過は九月三日より始まり、漸次其の數を増し、六日には本市の救護所を門司驛内に設置して諸般の救助をなし、一方船舶にて避難せる外國人に對しては本船を訪問して、慰問品を給與した。更に市内各團體及組合は市當局と協力して左の如き諸般の救助に努めた。

- 一、辨當の配給(二十錢の普通汽車辨當)
- 一、被服の配給

- 一、菓子・麵麩・果實・牛乳等の配給
- 一、傷病者の治療及入院

- 一、理髮所・結髮所・入浴所・人力車

- 一、無料宿泊・職業紹介・電報取扱
- 一、船舶にて避難せる外國人の慰問

右は何れも無料を以て懇切に取扱つたのである。

(2) 各團體及組合の活動

吏員出場延人員	百二十四名	救護人員	一萬八千六百八十一名	辨當配給數	八千六十七個
---------	-------	------	------------	-------	--------

門司市醫師會は毎日五十人の醫師を交替に門司驛に出勤せしめて、前後九百二人を治療し、十一人を入院せしめた。尙ほ看護婦會は毎日三名宛を輪番に出勤せしめて援助し、産婆會は毎日二人宛交代にて醫師會を應援し、妊婦の應急手當を施した。

右の外在郷軍人門司市聯合分會・門司市聯合青年團・愛國婦人會門司市幹部部等の活動目覺ましく、又、門司市東西旅館組合は臺灣・上海・大連等に避難する者七百十五人を宿泊せしめ、門司市佛教婦人會は東本願寺説教所を宿泊所に當て、門司市理髮組合は救護所に出動して千八百三十三人を、同結髮組合は千六百五人を無料にて調髪した。更に構内人力車組合は市内に緣故ある者又は用向ある者を無料乗車せしめ、門司市新町三丁目春名千之助は驛前の空地に入浴所を設けて無料入浴せしめ、キリスト教青年會は二千三百五十七點の衣服を配給した。

船舶にて避難する外國人には市長及市會議長・在郷軍人分會長・愛國婦人會幹事・部長及商業會議所會頭等が其都度本船を訪問して慰問品を贈つたが、其數二千六百十二人に及んだ。

職業を紹介して就職せる者は四十七人、原籍地兩親に打電する爲めに受付たものは二十三人であつた。

(3) 救護所以外の取扱事項

慰問袋 一萬五千袋 聯合青年團募集
 義捐金 三千九百九十六圓 愛國婦人會門司市幹事部募集
 被服 千八百五十枚 同上
 慰問袋 三千五百六十五袋 聯合軍人分會募集

義捐金 五百十八圓 同上
 小學校教科書 三萬二千五十七冊 門司市役所募集
 文房具 三千六百八點 同上
 義捐金 四萬二千六百八十六圓三十錢 同上

(8) 宗像郡

本郡は震災の報知に接すると直に町村長の會同を需めて罹災者の救恤を協定し、在郷軍人會・神職會・青年會・婦人會・宗教家等と協力して義捐金品の蒐集に着手し、一萬數千圓の義捐金と千五百餘點の物資とを得た。

(9) 遠賀郡

(1) 義捐物品の蒐集

本郡は各町村長・各小學校長・青年團長・處女會長等に義捐金品の醸出方と斡旋方とを依頼したが、芦屋町は義捐金五千九百八十六圓八十錢、慰問袋二千三百三十二個、澤庵漬・素麵等を、折尾町は六千七百七十五圓五十五錢、慰問袋百二十個、罐詰・梅干・白米等を、戸畑町は八萬三千九百二十二圓七十九錢、義捐品の見積價格二千三百七十八圓六十錢を、黒崎町は五千四百三十圓七十一錢、炊爨具二百三十三、衣類百四十四點等を寄贈した。其他各村の取扱金品は、

金八百八十四圓
 金四百七十八圓

水巻村
 淺木村

金千五百十七圓
 外に衣類千二百點

島野村

金千四百二十一圓
 外に衣類四百六十點
 金千十八圓

炭井野村
 岡垣村

金七百五十一圓
 金三千三百三十九圓
 金三百二十圓

島門村
 香月村
 上津波村

等である。

(2) 各團體の活動と義捐金

郡内各學校生徒兒童の義捐金は千四百五十八圓、文房具雜品は四百四十九點であり、郡聯合青年會は千二百二十二圓七錢を醸出し郡聯合處女會は四百六十圓五錢と衣類六千點を寄贈し、郡在郷軍人聯合分會は千百十五圓三十五錢を醸出し、郡神職會は衣類七千四百八十八點、肌着・襪衣類千二百八十六點を寄贈した。尙ほ鐵道沿線にては前記各市と同様に各々救護に盡す處があつた。

(10) 鞍手郡

本郡は前郡同様義捐金品の募集を開始し、二萬五千三百七十五點の衣類と五萬八千二百五十一圓五十六錢の義捐金とを募集したが、貝塚家は救護事務局に直接二十萬圓を寄贈した。直方町は同驛構内に慰安所を設けて辨當其他を給與した。

(11) 三井郡

前郡同様の措置をなして二萬八千五百餘圓の義捐金を募集し、且つ愛國婦人會三井郡幹事部は五千三百六十七點の衣類を發送し、外郡内七十三箇寺より成る三井郡各宗聯合會は托鉢して一千四百餘圓を得、又國分町處女會では女子義勇軍を組織して義捐品を募集し、衣類二千四百一點、日用品百三十三點を蒐集した。

(12) 三 漕 郡

本郡も前同様であるから、其詳細は略して、義捐金品の應募高を左に記載する。

義捐金三萬九千七百六十五圓八十七錢

郡役所受付高

同 金八百圓二十三錢

愛國婦人會本郡幹部受付

義捐品は衣類の一萬五千九百三十枚を初め、蒲團・毛布・足袋・教科書其他合計三萬二千四百九十八點と、花筵・英蘆十萬枚を處女會・在郷軍人會・青年會等の義務的活動に依りて送付した。(其他は略す)

(13) 八 女 郡

本郡の義捐金應募高は三萬九千九百三十七圓三十七錢を算し、尙ほ九月十一日より七日間九州本線羽犬塚驛構内に慰問所を設け、附近町村の青年會員七十五名、處女會員百六十名、婦人會員三十名出勤して、郡町村の吏員指揮の下にサイダー・羊羹其他の食料品を給與し、更に下車する者には自動車の無料乗車を爲さしめた。

(14) 田 川 郡

本郡も他郡同様義捐金の募集をなし、又學用品の蒐集にも努めた。

第三十九章 大 分 縣

第一 救援準備

嗚呼青天の霹靂か、九月一日深夜、京濱地方大震災の報初めて疎り、一報は一報毎に益々慘禍の激甚なるを傳へた。之に於て知事は二日取敢へず電信を以て天機奉伺及御機嫌伺を爲し、一面廳員に命じて救援方法の大體を調査せしめたが、尙ほ舉縣一致救援の實を擧げるの大方針を決定すべく、四日廳内の幹部、大分郡長・大分市長・市内三新聞の社長・二十三銀行重役・農工銀行重役・九州水力電氣會社長・大分セメント會社重役・大分郵便局長・赤十字社支部主事等を縣廳に會合して協議會を開き、左記方針の下に極力救援を爲すことに決定した。

成るべく、迅速に救恤品を調達輸送すると共に、一面義捐金を募集すべく、義捐金は管内戸數約十六萬戸の内、一萬戸は負擔困難と認めて之を除き、十五萬戸に付一戸平均二圓、計金三十萬圓を目當とすべく、若し期限内に其の額を得ない場合には、知事は責任を以て縣費より其不足額を補ふを辭せざること。

救恤品は食糧品・家具類及被服類等、生活必需品を第一とし、特に干魚・罐詰・木炭・青花筵・綿木綿・衣類等本縣の製産品を主とし、成るべく、鐵道沿線地方に於て蒐集する方法を採ること。

救護品は義捐金の一部を以て之を購入し、震災救護事務局宛にて發送し、適宜分配を請ふこと。
之に於て知事、部長指揮の下に、社會課は救援事務を總括し、現金の出納は會計課、學校生徒兒童の慰問袋及學用品の取扱は學務兵事課、衛生材料の調達は衛生課に於て分擔し、各課協力一致して應急機宜の措置を執ることとした。

第二 救護品の調達

救護準備が既に整つたので、社會課長は時を移さず各課長と協議し、各課より數名宛の吏員を選抜し、購買品の

購入地等を参酌して其部署を定め、時永内務部長は此等の吏員に對して左の通り訓示を爲し、直に各地に出張して各其任務を完うすべきを命じた。

- 一、敏活迅速に短時日間に出来るだけ多量の物資を購入發送すること。
- 二、郡市町村吏員・青年團員其他有志の援助を求むること。
- 三、價格は時價若くは其以内に於て協定すること。
- 四、購買員の署名捺印せる物品受領證を交付し置き代金は後日拂とすること。
- 五、荷造を完全にし運搬を敏速にすること。
- 六、情況報告を敏速にすること。

各吏員は四日午後三時、右の命令を受くるや、直に非常時變に處するの大覺悟を以て其の部署に就き、現品の調査、價格の折衝、運搬の準備實行等、不眠不休の活動を爲し、郡市町村吏員・警察官・地方有志・青年團員等、滿腔の同情を發揮して現物及價格の下調、荷馬車の斡旋、荷造積込等に至るまで非常の努力を以て援助し、迅速に其目的を達するを得た。

時恰も暴利取締令の發布を見たのであるが、各商估は何れも緊張且同情の態度を持し、敢て不當の利得を食らうとする者もなく、却つて義侠的に割引提供した者も尠なくなつた。

第三 救護品の輸送

(1) 一般救護品

四日以来、出張員は各地に於て東奔西走、晝夜を別たす物資の購入に努めた結果、何れも多量の物資を購入し得たのであるが、之が運送の方法に窮し、各方面に交渉の末、漸くにして下關以東は鐵道省汽船で輸送し得るの通報を得、七日取敢へず五十五噸の物資を下關港まで運送し、多喜丸に積込むことを得た。

六日に至り、大阪商船會社の徵備船が門司港を九日に出帆すること、第二回として八十五噸を輸送した。

其後鐵道は名古屋より中央線を廻つて東京田端に直通し得るとの報を得たので、第三回以後は之に依りて輸送した。其の積込貨物量計百八十七噸。

縣は右荷物の積込引渡等の爲めに、縣屬二名を前後して上京させ、何れも混亂場裡に奮闘的活躍を爲し、無事任務を終へた。

救護品の供給力に就ては綽々として餘裕があつたのであるが、救護事務局より救護品潤澤となりしに依り、購入發送を中止せよとの通牒に接したので、貨物の輸送は九月十六日發の分を最終として打切つた。其の送付した救護品の内で、價格の千圓以上に上つたものを擧げれば、罐詰五千八百三圓、味噌及醬油三千四百一十一圓、漬物五千九百十圓、乾魚七千七百五十一圓、反物五千二百三十一圓、タオル三千百六十圓、傘五千四百一十一圓、バケツ千九百四十四圓、蠟燭千四百二十二圓、青蕙一萬七百四十圓、木炭五千七百二十八圓、單衣千三百三十八圓等で、合計五萬九千八百十八圓餘に達した。

(2) 衛生材料

三日及四日、内務次官より衛生材料成るべく、多數發送方の電信に接したので、直ちに各方面より蒐集の上、衛

生課員總掛りで徹宵検査荷造を爲し、五日・六日の兩日に互つて滞りなく輸送を終へた。その數量三千六百二十餘貫、價格一萬五千百圓に達した。

(3) 生徒兒童の慰問袋・教科書等

學用品を失つた、幾十萬可憐の兒童に對し、相當の慰問を爲すことは、晉に救援の途に適ふのみならず、彼我兒童の情操教育にも裨益する所あるべきを信じ、三日・四日の兩日、廳下の縣立學校長・市視學等の參集を求め、左記打合はせを爲した。

イ、義捐金額は一人當り、中等學校生徒は三十錢、小學校兒童は五錢を標準とすること。

ロ、右の標準に依り縣下の公私立中小學校生徒兒童よりの義金を集めるときには、中等學校生徒約一萬五千人、小學校兒童約十四萬人として、約一萬一千五百圓を得る見込故、之を以て慰問袋を調製して送ること。

ハ、慰問袋の内容は學用品(雜記帳・鉛筆等)を主とし、一袋四十錢宛とすること。

四日、右計畫に基き、醜集取纏方を各郡市長・縣立學校長宛に依頼した結果、醜集總額は豫定よりも多く、總額一萬三千六百八十六圓餘に達したので、其の内て慰問袋二萬五千二百六十四個を調製した。其調製の任に當つたのは女子師範學校・大分高等女學校・岩田實科高等女學校及大分女子小學校の生徒兒童で、瞬く間に完了した。尙ほ殘額より足袋五千五百二十足、シャツ四千四百三十枚を購入し、慰問袋と一緒に送付した。

教科書古本蒐集寄贈方計畫中の處、文部次官よりの通牒もあつたので、直に蒐集に着手し、十一萬三千七百九十五冊を送付した。

此等義捐救護品の積込及運送に關し、大分驛運送組合總代大分通運株式會社々長より、組合一同は無料にて之に當るべき旨申出があつた。

第四 義捐金の募集

本縣は由來義俠の士に乏しからぬのであるが、奈何にせん資力の豊富ならざる爲め、或は豫期の希望に副ふことなからんを懼れ、頗る周密の注意を以て之に臨み、郡市町村當路者亦非常の努力を爲した結果、豫想外の成果を見たことは、洵に欣ばしきことである。

救恤地の範圍は東京・横濱を中心とする災害地全部とし、縣廳・大分新聞社・豊州新報社・大分日日新聞社を發企人として、數日間三新聞紙に連載廣告を爲した。一面縣は郡市に向つて周密なる通牒を發すると共に、廳部内官吏の應募標準を定め、各郡では其事情に依りて町村の分擔額を定むるあり、或は自由に任かすあり、要するに敏活迅速の第一主義に悖らざるの措置を執り、大分市では市長自から大口の交渉に任じ、吏員・區長等も銳意募集に努めたので、總額の約七分の一に達するの好成绩を收めた。各町村では青年團・在郷軍人會・宗教團體・慈善團體其他有志の助力を得て、災害事情の周知徹底に努め、公衆の公共心を鼓舞して熱心に斡旋した結果、應募額は豫定の三十萬圓を突破して三十七萬二千九百三十四圓餘に達した。仍つて此内より五萬九千八百八十四圓を救護品代として支拂ひ、殘金三十一萬三千百五十五圓六十二錢は十月十一日を以て、日本銀行大分代理店へ預入れ、此旨救護事務局へ通報した。

因みに、救護品の輸送に要した運搬其他の諸費並に救護事務に要した通信費・消耗品費等は、之を義捐金中より

支辨することを避け、悉く縣費を以て支出し、其額は一千四百九十五圓餘を計上したが、尙此外に國費より配付を受けた一千圓も救護事務費に支出した。

右一般的義捐金の外に、在京濱大分縣人救護團に對しても、特に應分の援助を爲すこととなり、應募豫定總額を三萬一千四十圓とし、内七千圓は大分市に於て引受け、他は各部に割當てた。

第五 義捐品の寄贈

縣は一般的に義捐金の募集を爲し、其一部を以て取敢へず救護品を購入して寄贈し、個々の寄贈品は、地も遠隔であるので取扱はないことにしたのであるが、各都市の團體及個人等で自發的に物品を寄贈せんとするものも尠なからず、其至誠は固より容れなければならぬので、是等は或は直送せしめ、或は郡又は町村に於て取纏めの上發送せしめたのであるが、其總額を金額に見積れば數萬圓の多きに達したのであつた。

第六 赤十字大分支部の活動

赤十字社大分支部は、三日直ちに救護團を派遣せんとし、電報を以て出勤地を東京本社に照會したのであつたが、返電が容易に來なかつた爲めに、心ならずも日を經過し、漸く十一日に至つて、派遣方の命に接したので、看護婦長及看護婦は大分支部に依頼して其供給を得ることとし、醫員一名、書記一名、備人三名は、救護材料及一週間分の糧食を携へ、十二日午後三時出發、中途大阪に於て婦長以下九名を合せ、茲に班の編成を終へ、十四日午後三時新宿驛に着、西巢鴨町宗教大學内に救護所を設置し、書記は各方面に出でて救護所利用の宣傳を爲し、來診者は誰人をも拒まず順次懇切に救療し、醫員一名では手不足なので、尙一名の派遣を請ひ、十一月五日まで繼續した。

開設以來救護した患者の延数は八千九百六十名で、内罹災者八千九百六十名を算した。

更に本社より第二救護班派遣の命に接したので、醫員一名、書記一名、看護婦長以下十名(内五名は大阪にて供給)を以て編成し、十月十日大分驛發、中途大阪に於て班の編成をなし、十三日着京、暫らくの間第一救護班と共に勤務し、二十六日以後は府下砂町妙久寺内に救護所を設置し、十一月七日以後は第一救護班撤退に付、其内より醫員一名を當班に合併し、以て永く繼續した。

第七 愛國婦人會の努力

時恰かも秋冷に向ふので、罹災地へ送付する被服は恰に仕立てるの必要を感じ、乃ち管内の産地に於て裏表兩様の反物を購入し、其仕立方を愛國婦人會大分支部に依頼した。之に於て支部では、田中支部長始め役員・會員總出で、非常の努力を以て徹宵之に執筆し、一面公私立女學校の手をも借り、僅かに二晝夜にして克く數千着の仕立を完了した。

第四十章 佐賀縣

第一 義捐金募集

本縣は二日夕刻、大震災の報に接し、直ちに之が救援の資に充つべき義捐金募集の必要を認め、知事以下會同して募集の方法を定め、次の如く活動を開始した。

縣廳内の職員は知事以下率先して、月俸の三割乃至八分を醸出し、各郡市當局を督勵し震災状況の宣傳をなす外、縣民の共存共助の精神を喚起して其勸誘に努めたので、縣民同情の心は多大となり、日々の生計にすら汲々たるものも、競ふて醸出して、悲惨なる罹災者を救済せんとし、九月十五日締切迄の現金収入額は金三十八萬四千五百九十圓を算したが、爾後の申込も多く、十月二十日現在収入總額金四十萬一千六百三十三圓七十九錢（一戸平均三圓三十錢弱）に達した。右の中金一萬圓以上の醸出者は、

金三萬圓	東松浦郡唐津町	高取 伊好
金一萬圓	佐賀市本庄町	伊丹彌太郎
金一萬圓	佐賀市蓮池町	古賀善兵衛

第二 救護材料發送準備

衛生材料に關しては、警察署長及分署長に、其他の物資に關しては郡市長に命じ、供給し得べき數量を調査せしめ、又非常徵發令の發布によりて、徵發し得べき物件に就ては、十日毎に郡市長より其の管内に於ける在庫品の數量と並に命令あり次第五日以内に出荷し得る數量とを報告し、尙ほ農商務省令臨時第一號に依り指定せられたる、生活必需品に就ては、三日毎に郡市長より郡の樞要地並に市に於ける市價の報告をなした。

急速發送の準備として、九月四日、各郡市庶務課長を召集し、協議の上、各町村に於て、白米三千八百七十五俵を命令一下發送し得る樣準備せしめ、尙ほ米商人十五名をして縣より要求あり次第、白米二千三百七十俵を即時供給する樣誓約せしめたが、商人の準備米は九月十日、町村の準備米は同月十七日何れも解除した。

第三 人心鎮靜に關する處置

流言蜚語の爲め民心の安定を失ふに至る虞あるとともに、射利心に驅らるるものあるを認めて、縣は九月三日、人心の動搖を防ぎ、互に相警めて、輕舉妄動する事なく、各自其の業務に精勵すべき旨を各郡市に示達し、翌四日、告諭を發し、猶流言蜚語・暴利取締に關するポスターを配付した。

第四 救護用品の寄贈

罹災者救護上の重要なものとして、白米五百俵・副食物・食器並に繩・蓆等を買上げ、前後二回に分ち、第一回は九月五日、貨車に積込を畢りて、同月七日下關出帆の多喜丸に、第二回は、同月十一日門司出帆の名瀬丸にて、芝浦に向つて輸送した。

傷病者救護に要する材料の供給は、義捐金の一部を割き、衛生課員の活動に依りて、藥品・繻帶材料の買上を行ひ、繻帶は白木綿・天然木綿を市内各女學校に配布し、女學生の奉仕的活動に依りて作製の上、九月七日下ノ關出帆の多喜丸に積込み芝浦に發送した。

罹災地は漸次冷氣加はるにも拘はらず、寢具の不足を來しつつありとの情報によりて、縣は義捐金の一部を以て、夜具六百組を新調することとなり、繻其他の材料を買上げ、佐賀市内師範學校・高等女學校・成美女學校・實科女學校の四校に配分し、僅に二日間内に其作製を終り、内四百組は十月四日救護事務局に、二百組は翌日神奈川縣宛に發送した。

第五 學用品の寄贈

本縣は罹災兒童用品供給の爲め、風呂敷・足袋・辨當箱・雨傘・手拭・履物・塵紙・帶等を九月二十八日、文部省に送付し、更に縣下各中學校生徒より寄贈したる慰問袋三千八百五十個を同月二十一日、同省に向け發送し、縣下各小學校・中等學校生徒より教科書の募集を爲して、二百七十箱を同月二十九日同省に送付した。

第六 各救護團

在郷軍人團・青年團等は聯合して特志救護團を組織し、其中、二十三名を選抜して、九月十日松尾社會教育主事引率の下に上京し、同月十二日新宿驛着、翌十三日より八日間澁谷驛に於て献身的に救恤品の荷卸、食糧品の配給に従ひ、同月二十四日無事歸京した。

第七 赤十字社佐賀支部救護班其他

日本赤十字社佐賀支部には、九月三日臨時救護班を編成し、醫療器械・藥品衛生材料・食糧品等携行の準備をなし、翌四日午後六時二十五分佐賀驛發の列車に搭じて上京し、途次交通機關の破損に加ふるに大混亂を呈せる際とて、多大の困難を感じたりしも、着京して、本社に依り東京市麹町區第一衛戍病院詰となりて、患者百八十九名を救療し、更に九月二十二日、本社に依り第一班と交代の爲に第二班を編成し、翌二十三日佐賀驛發東上、任務を果して、十月二十日歸還し、第一班は十月三日無事歸還した。

佐賀縣醫師會は震災地傷病者救護の必要を認め、醫師・藥劑師・看護婦其他にて救護班を組織し、多量の藥品・醫療其他の衛生材料及食糧を携へ、九月九日佐賀縣を出發し、同十二日着京、芝公園内に於て、九日間に亘り千四百六十二人を救療し、同二十八日歸還した。

愛國婦人會佐賀支部は九月五日、日本赤十字社佐賀支部と合同し、各都市の幹事部長・委員長に檄を飛ばし、會員、社員の總動員的行動を以て、衣類・毛布・敷布・寝具・反物及義捐袋を募集し、義捐金と共に罹災地に送付した。

第八 避難又は歸郷者の救護慰問

愛國婦人會佐賀支部には、市内各婦人團體を網羅して、佐賀市聯合婦人團を組織し、佐賀驛構内に罹災者慰問所を設け、晝夜の別なく、同驛を通過し又は下車する罹災者に物品食料を寄贈し、負傷者並に疲勞者には相當の手当を施し、熱誠に慰問救療をなした。

三養基郡鳥栖町に於ても、郡役所・町役場・青年團等協力し、東松浦郡唐津町愛國婦人會にても同様慰問をなし、神崎郡愛國婦人會には、宣傳ピラ一萬枚を自動車にて配布し、罹災者の救護宣傳に努め、西松浦郡伊萬里町にても罹災者の救護に力を盡した。

第九 縣内青年團其他の義捐物品

義捐金の外、更に衣類食糧品等、生活必需品の供給を爲すを努め、青年團・婦人會・處女會等の諸團體及個人にて義捐物品を募集し、又は個人にて寄附を申出る者も尠からず、此等は、赤十字社支部の手を経て發送するか、又は直接發送したるものや、各郡市役所に於て取纏めて直接震災地に寄贈したるもの等がある。

第四十一章 熊本縣

第一 救援着手

關東大震災の報が二日當地の各新聞に依つて傳へらるるや、縣では事態容易ならずとし、直に各課長を招集して協議會を開き、救援に關して左記の事項を決定した。

1、救援事務所設置並に事務分擔の件。

2、救援費支出の件

3、義捐金品募集の件

4、赤十字社支部より救護班派遣の件

5、罹災歸還者を汽車沿道に於て救護の件

三日より縣廳内に救援事務所を設け、義捐物品の收受及輸送を敏活に處理し、鐵道當局との連繫を保つこととし、且つ一面には罹災歸還者の保護救済に備ふる爲め、熊本驛前に出張所を設置し、吏員を常置した。

第二 救援費の可決

四日、縣參事會を招集し、救援事業費として縣費四萬七千五百圓支出の件を提案可決し、尙、必要に應じて追加支出することを協定した。

右救援費を以て取致へず、白米一千石・梅干二千貫・其他衛生材料を購入し、直ちに發送した。

第三 義捐金品の募集

四日縣廳に於て縣參事會員・逓信局長・裁判所長・其他主なる各官衙の長及新聞社長の會同を求め、義捐金の募集に關し協議の結果、最低限度十萬圓を募集すること、募集金の處分並に物資の購入輸送に就ては縣廳に一任することとして、新聞紙に募集を廣告し、一面郡市長をして勸説に努めしめた結果、縣民の同情極めて盛にして、豫想外の額即ち四十一萬三千餘圓の應募あり、又別に學校生徒兒童・青年會員・處女會員等に於ても義捐金の募集に着手して三萬五千餘圓を得た。右の内二十二萬二千三十四圓は震災救護事務局に送付し、五萬圓は罹災肥後人救済の爲めに支出し、一萬七千八百四十八圓は文部省に送付し、其他食糧品・衣類等を購入寄贈した金額は約十二萬圓に達した。

義捐物品の募集に關しては郡市役所員・町村役場員・在郷軍人會員・青年會員・婦人會員・處女會員・消防組等に於て熱心に斡旋した結果、食糧品・衣類等見積價格十二萬餘圓を募集して發送した。

第四 救護品の輸送

前項募集の救護物資並に縣費購入の救護品は、第一回分として鐵道省用船多喜丸に積載し、七日門司港出帆芝浦へ向け廻送し、第二回分として、十日逓信省用船那潮丸に積載十日輸送したのを手始めに九月末日までに都合十二回、總噸數四百九十六噸を船便又は汽車便にて輸送した。斯くの如く短期間に大量の物資を發送したのであるが、各府縣も亦同様のこととて、船車の繰合せ意の如くならず、其間の苦心は非常なものであつた。幸に關係職員の不

眠不休の活動と輸送當局の好意とに依つて、克く迅速に大務を果すを得た。

第五 罹災歸還者の救護

九日頃より罹災者の歸還し來る者漸次多きを加へたので、縣市町村吏員を始め青年會・處女會・婦人會・消防組・醫師會等の諸團體は縣下の主要驛に出勤して慰藉給與を爲し、旅費に窮する者へは金錢を與へ、傷病者には治療を加ふるなど、親切に立働いた。

第六 赤十字社・愛國婦人會支部の活動

赤十字社支部に於ては、醫員以下九名を以て救護班を組織し、四日出發、大阪より軍艦大井に便乗して七日芝浦に上陸、八日より東京衛戍病院に配屬して救護に従事したが、入院者は主として本所・深川方面の者で、重傷者多く、惨害を極めてるので、班員一同は同情に堪へず、約十日間は殆ど眠不休の活動を續けた。斯くて取扱つた患者實數は二百一名、延人員二千四百四十八名で、十月二十日任務終了歸縣した。

九月十日より十九日までは、熊本醫師會と共同して熊本驛構内に救護所を設け、避難歸還の傷病者を救護した。愛國婦人會支部に於ては、赤十字社支部救護班の携行すべき巻繙帯の調製を爲すこととなり、會員一同徹宵して之れに従事した。其他各戸を訪問して慰問袋二萬九千四百六十個を蒐集し、或は各驛に出勤して慰問救護を爲した。

第四十三章 宮崎縣

京濱大震災の報が、初めて本縣に傳はつたのは二日日曜の午前十時半で、日州・宮崎兩新聞の號外に依つてである。知事・兩部長其他重なる廳員は直に登廳し、近畿・府縣及福岡縣に打電して模様を聞合はせた結果、詳細は不明ながらも、未曾有の大椿事なることを想像するに餘あるので、夕方より會議を開いて、救援方法を左の如く決定した。

(一) 食糧品の購入輸送

取敢へず縣費を以て米千俵を購入し、急速に輸送する爲め、管下各地に吏員を急派すること。

(二) 罹災救助金の支出

急速、縣參事會を招集し、米其他食糧品の購入及救援に要する經費の支出を附議すること。

(三) 義捐金品の募集

廳下の各新聞社・赤十字支部・愛國婦人會支部等と協力して義捐金品の募集に着手すること。斯くして其夜の中に各方面の手筈を調べた。

翌三日早朝、米穀検査員を各地に派遣して玄米白米の購入に着手せしめ、一面宮崎町内に於ける精米所及米穀商の殆ど全部をして、持米の精白に着手せしめ、鐵道方面へも交渉して輸送の準備を調べた。

午前十時、義捐金品募集に關する官民聯合の協議會を廳内に開き、宮崎縣を代表者とする募集方法を決議し、宮崎町所在の三新聞社に於て専ら之が宣傳の任に當ることとし、縣は直に各郡に對して募集取扱方法に關する詳細の通牒を發し、且つ官公吏員の離出額をも定めた。而も救護品の發送は一刻を争ふので、差當り蒐集し得べき米其他の食糧品は、義捐金に先だつて急速宮崎驛まで發送すべき旨を附加へた。

遠地ながら救護班派遣の要あるを認め、此日赤十字社支部と協議して之が準備に着手せしめた。

午後九時に至り、山口縣知事を経て初めて稍々詳細なる公報に接し、同時に救護方をも依頼せられた。

四日、前日來、食糧品輸送方に就き鐵道方面及運輸會社等に協議を重ねたけれども、遂に輸送の途なく、海軍省に交渉せんとしたる折柄、恰も好し、門司鐵道局長より電話あり、救助食糧品等輸送の爲め、七日多喜丸を出帆せしむるに付、輸送すべき物資あらば明五日中午に發送せられよとのことに、縣は大に喜び、直に購入し置きたる米千俵及一般より蒐集した食糧品を急送することとし、米の精白を急がしめると共に、一面鐵道輸送の便ある各郡に對し、出來得る限りの努力を傾倒して、米・漬物・梅干の蒐集を爲し、明五日午前八時までは宮崎驛に送付するやう通知した處、各郡では即刻青年團・在郷軍人・消防組、所に依りては婦人團までも召集して徹宵の活動を爲し、僅に一夜にして能く其の目的を達するを得た。

一面、藥品及衛生材料の調達に着手し、縹帯は愛國婦人會及篤志看護婦會の手に依りて、之を製作せしめた。尙本縣は林産地であるので、木材・木炭等の供給にも注意し、之が製産方をも督せしめた。

五日、縣參事會を開き、救護費一萬六千三百九十圓を附議して、滿場一致の決議を見た。

午後二時に至り、七日出帆の多喜丸には、他縣との關係上、本縣の分は五十噸以内に限るの已むなき旨變更通知を受けたので、差當り縣費購入の米七百五十俵及寄贈品の内僅に梅干十八樽を送付し得たに過ぎなかつた。其後物資は刻々宮崎驛に集まるに拘らず、之を輸送する途なく、漸く貨車一輛の融通を得て門司港まで送つたのであるが七日よりして輸送の途は滞なく開け、安堵を得るに至つた。

六日、發送品引渡の爲め、縣屬一名を上京せしめ、情報の至るに従ひ、慘害の激甚なるを知ると共に、義捐金品の募集其他に一段の努力を爲すの必要を認め、縣下の各銀行・諸會社其他有志を縣廳議事堂に會合して、其了解を求め、意嚮をも聴取した。此日更に縣屬・警部各一名を上京せしめ、救護事務の打合せ及本縣出身罹災者の調査に當らしめた。曩に準備してあつた赤十字社宮崎支部の救護班も此日出發した。

九日、罹災地より歸縣又は入縣する者が日一日と増加するので、之が救護慰問を爲すの必要を認め、港灣所在地及鐵道沿線の各郡長に對し、適當の方途を盡すべき旨通牒を發し、宮崎及都城の兩驛には醫師及看護婦を常置して傷病者の救護に當らしめ、各主要驛には、郡町村吏員及青年團員等を出動せしめ案内・救護・慰問等に從事せしめ、月末に及んだ。

十二日には、赤十字社支部より、引續き第二救護班を上京せしめた。

十三日には、文部次官よりの照會に依り、各郡長・各中等學校長に命じて、罹災地學童救濟の爲め、教科書・文房具等を縣下の生徒兒童より募集せしめることにした。

十四日には、避難入縣の求職者をして就職せしむるの方途を講ずる爲め、各郡及人事相談所に通牒を發した。